弘前市立弘前図書館

【27】高岡鎮宮一貫記

写一冊

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ一七五―三二）

〔書名読み〕たかおかしずめのみやいっかんき

〔著編者〕斎藤規房

〔写刊年次〕天保四年（一八三三）三月写（但し内容の成立年次は文化十四年（一八一七）十一月）

〔寸法〕縦二七・七×一九・一糎

〔丁数〕七〇丁

〔外題〕（表紙題箋）「□□鎮宮一貫記」

〔内題〕津軽越中守信朝臣江視吾堂御返答申上候条々并御修学次第

〔解説〕

弘前藩四代藩主津軽信政が幕府神道方吉川惟足と交わした修学上のやり取りを、藩士で神道家の斎藤規房（八郎左衛門、鉱右衛門、一七六九～一八三九）が天保四年（一八三三）にまとめたものである。吉川惟足（五郎左衛門従時、一六一六～九四）は吉田神道の正統を継承しつつ山崎闇斎の影響も受け、朱子学を教義に取り入れて吉川神道（理学神道とも）を創始し、武家社会に広く受け入れられた。この背景には三代将軍徳川家光の異母弟で四代将軍家綱の補佐を務めた保科正之（初代会津若松藩主、一六一一～七二）が吉川神道を重んじた影響が大きい。

斎藤規房は寛政二年（一七九〇）江戸に登って吉川従門に五年間師事し、吉川神道の奥義を伝授された。後、藩の国学師範となり、四代藩主信政を祭神とする高照霊社（現高照神社）の祭司役を務めた。文政五年（一八二二）には吉川家に招かれて、病気であった当主従方に代わり諸藩への対応や従方の代講を務めている。この時期において弘前藩随一の学者であり、藩の学問所和学方御用掛、神学師範方を歴任した。また、歌人としても有名で、来遊した菅江真澄（一七五四～一八二九）とも親交があった。

この資料の内容は大きく三つに分けられるが、前の二つは規房が従門に師事した五年間に、吉川家にあった記録から抜き書きをしたものである。最初は信政が吉川神道をいかに学んだかという内容で、信政の問いに対する惟足の答えが書かれているのが貴重である。「君臣之道理」を「神明之御教」により裏付けようとする信政の姿や、信政の考えを読み取ることができる。二つ目は「高照霊社」の号を贈られた経緯が記され、信政の人柄と学問的傾向を強調するものである。三つ目は信政の葬祭の様子を詳細に記したもので、葬祭の様子を記したものが旧記・高岡の神庫・日記等にないために書き記したとある。二代吉川従長の名代として北川新次郎正種が弘前に下り、宝永七年（一七一〇）十二月四日から始まった出棺の規式や葬祭の作法が延々と書かれている。天保四年（一八三三）に今井玉慶によって描かれた「信政公葬送図絵巻」（高照神社蔵）の奥付には、この絵巻が「高岡鎮宮一貫記」に基づいて描かれたという理由が規房によって書かれており、絵巻と対照により当時の状況を復元的に考察することも可能である。

〔参考〕

・『青森県史　資料編　学芸関係』（青森県、二〇〇四年）

（福井　敏隆）

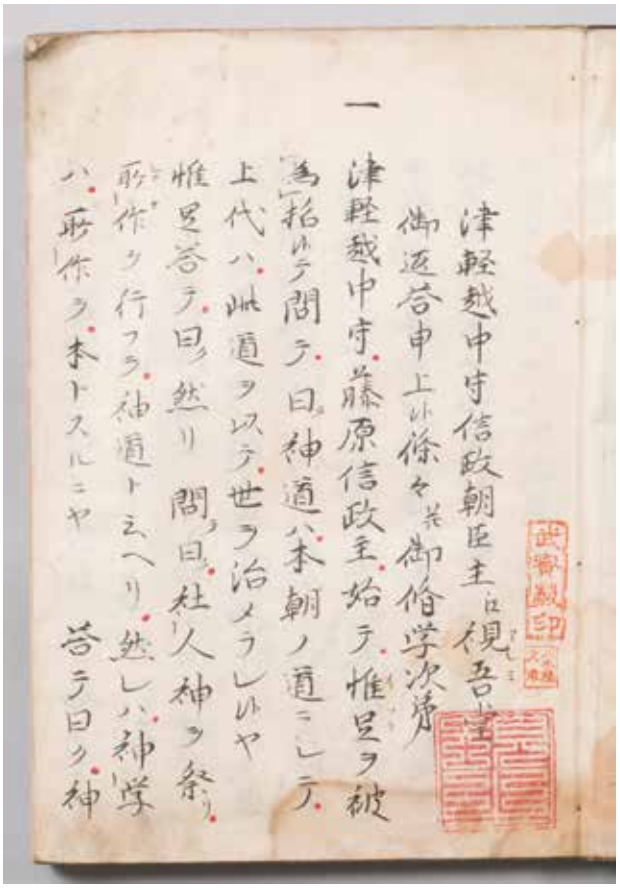

一

津軽越中守信政朝臣主ハ視吾堂
御返答申上ハ徐々ニ御脩学次第
津軽越中守藤原信政主始テ惟足ヲ被
為招ハテ問テ曰神道ハ本朝ノ道ニシテ
上代ハ此道ヲ以テ世ヲ治メラレハヤ
惟足答テ曰然リ　問曰社人神ヲ祭リ
所作ヲ行フヲ神道トミヘリ然レハ神学
ハ所作ヲ本トスルニヤ　答テ曰ク神

武寶殿印

YK 175 32

ヲ祭リ所作ヲ行フヲハ社人ノ神道ト申
ハ此ヲ行法ノ神道ニ事相ノ神道ニ
申ハ更ニ行法ヲ用ユル事御坐ナクハ理学ノ
所作ハ武藝ニハ　問テ曰上代神学ヲ以テ世
ヲ治メラレハ要目ハ何レノ理ソヤ　答テ曰武
義ヲ本トシテ仁恵ヲ施ス是則天瓊矛ノ徳
ヲ以テ道ノ躰トシ世ヲ治ムルノ本トシハ此ヲ
以テ治ルトキハ武備上ニ盛ニノ仁恵民ニ布

平ラケク安ラケク四海静謐ニ治マリ申ハ神
代伊弉諾尊天照大神ヨリ人代ニ至ルマテ
上代ノ政法若斯ハ推古天皇三十四代以後異國
ノ教盛ニ行レテ我道衰ヘルニ随ヒ異域文
國ノ風儀朝庭ニ移サレ武日ニ廢レ文日ニ
盛ニシテ詩哥管絃ノ遊ニ勇義トロケ志
柔力ニ成行ハ将軍家ノ政武國ノ矩ニ叶ヒ
天照大神ノ御掟ニ申リハ天下将軍家ノ
掌握ニ落ルヿ自然ノ理リニハト申上ハ処

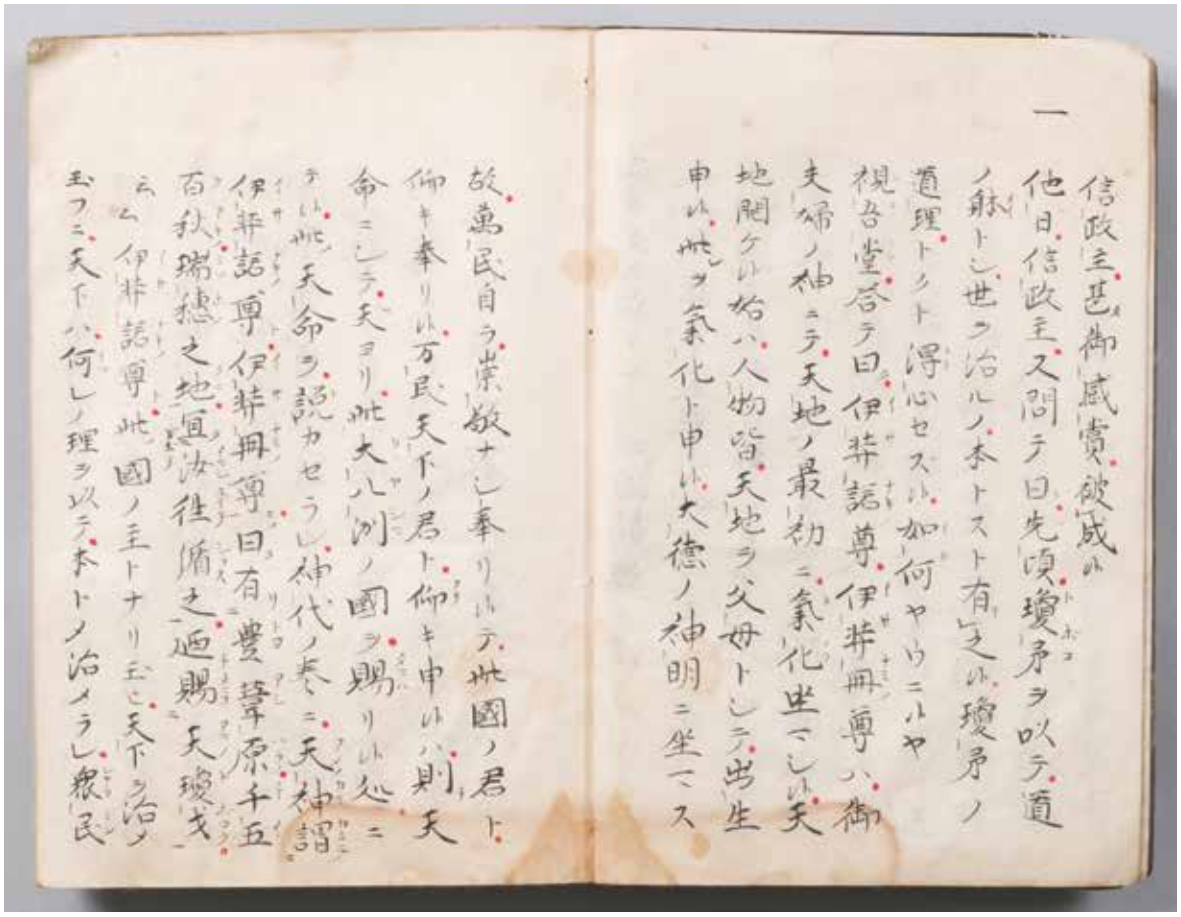

一

信政主甚御感賞被成ハ
他日信政主又問テ曰先頃瓊矛ヲ以テ道
ノ躰トシ世ヲ治ルノ本トスト有之ハ瓊矛ノ
道理トクト得心セスハ如何ヤウニハヤ
視吾堂答テ曰伊弉諾尊伊弉冊尊ハ御
夫婦ノ神ニテ天地ノ最初ニ氣化坐マシハ天
地開ケハ始ハ人物皆天地ヲ父母トシテ出生
申ハ此ヲ氣化ト申ハ大德ノ神明ニ坐マス

故萬民自ラ崇敬ナシ奉リハテ此國ノ君ト
仰キ奉リハ万民天下ノ君ト仰キ申ハハ則天
命ニシテ天ヨリ此大八洲ノ國ヲ賜リハ処ニ
テハ此天命ヲ説カセラレ神代ノ巻ニ天神謂
伊弉諾尊伊弉冊尊曰有豊葦原千五
百秋瑞穂之地宜汝往循之廼賜天瓊戈
云云伊弉諾尊此國ノ主トナリ玉ヒ天下ヲ治メ
玉フニ天下ハ何レノ理ヲ以テ本トノ治メラレ衆民

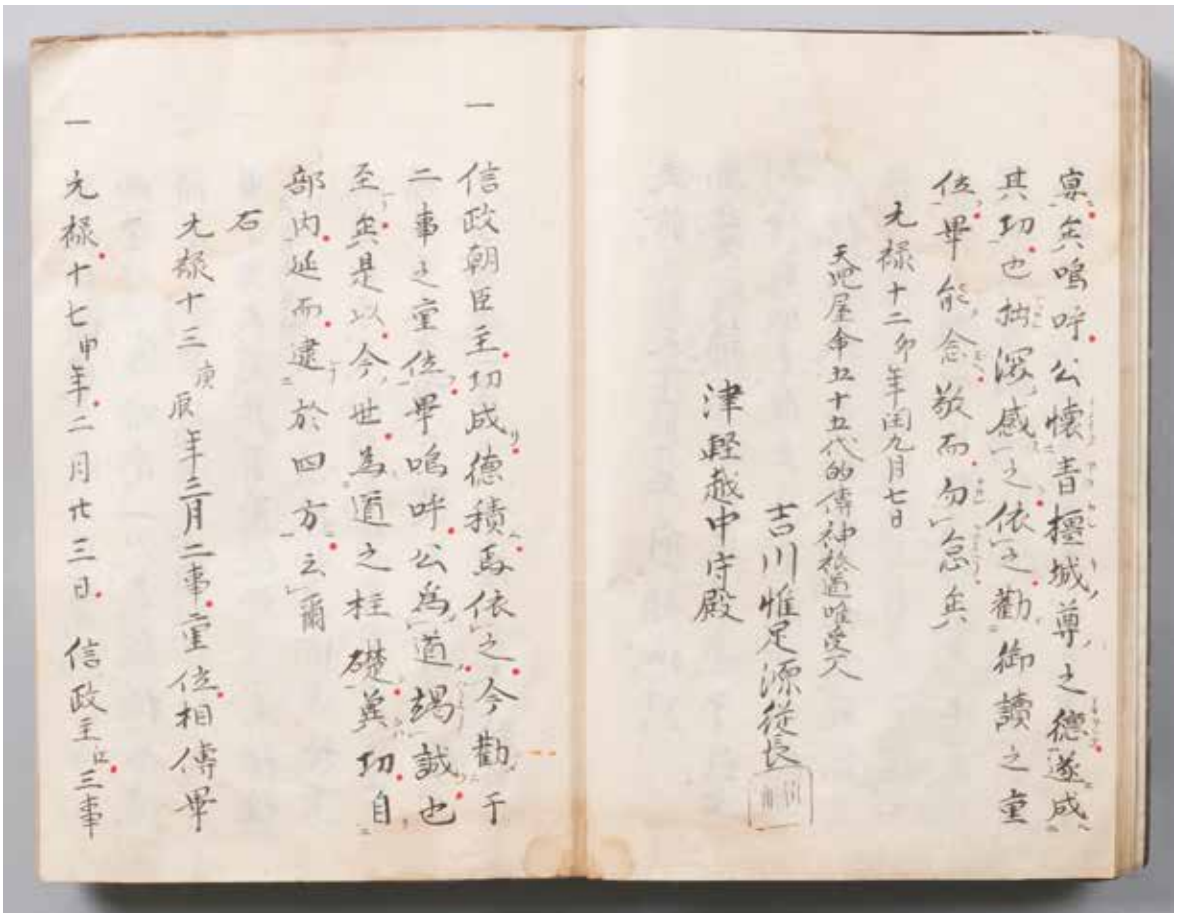

寡矣嗚呼公懷青樫城尊之德遂成
其功也拙深感之依之勸御讀之童
位畢能念敬而勿怠矣
元祿十二卯年閏九月七日
天地屋命五十五代的傳神祇道唯受人
吉川惟足源從長
津輕越中守殿

一

信政朝臣主功成德積焉依之今勸于
二事之童位畢嗚呼公爲道竭誠也
至矣是以今世爲道之柱礎冀功自
部内延而逮於四方云爾
石
元祿十三庚辰年三月二事童位相傳畢

一

元祿十七申年二月廿三日信政主位三事

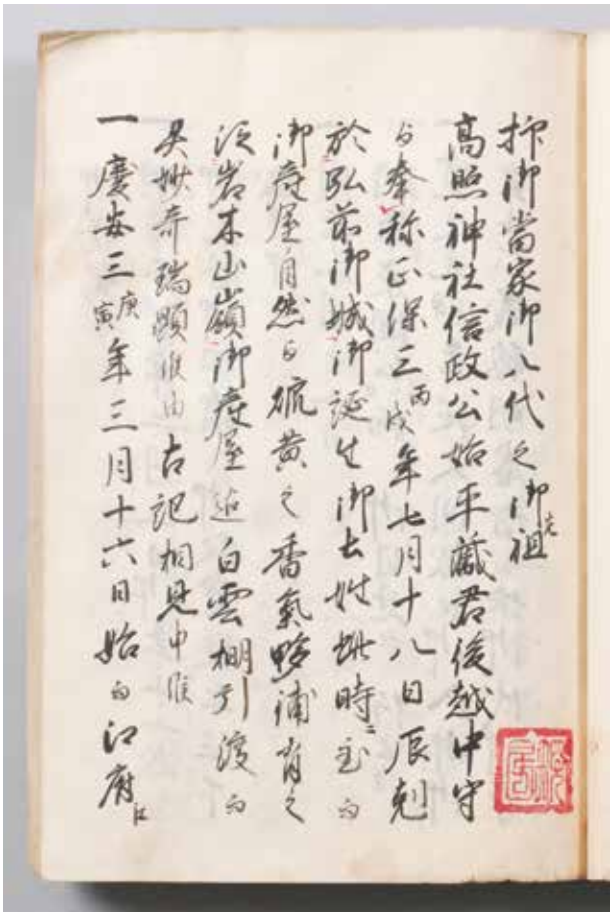

是ヲ可奉報勤之哉唯神学之脩行不
怠抛動シテ偏ニ隠忠ヲ心トシテ操ニ守リ負
實ニ誠之一字ヲ建立スル所専要ナリ此書
者吾一家ノ外藩中ニハ無他寶冊也納
秘庫而謹而夢々不可出閣外矣云爾
此賢

奥州弘前隠士
齋藤鎮石衛門藤規房

抑御當家御八代之御祖
高照神社信政公始平蔵君後越中守
与奉称正保三丙戌年七月十八日辰剋
於弘前御城御誕生御去姓姚時ニ至
御産屋自然与硫黄之香氣畛浦育之
沢岩木山嶺御産屋近白雲棚引渡
其妙奇瑞顕候由古記相見申候
一慶安三庚寅年三月十六日始而江府江

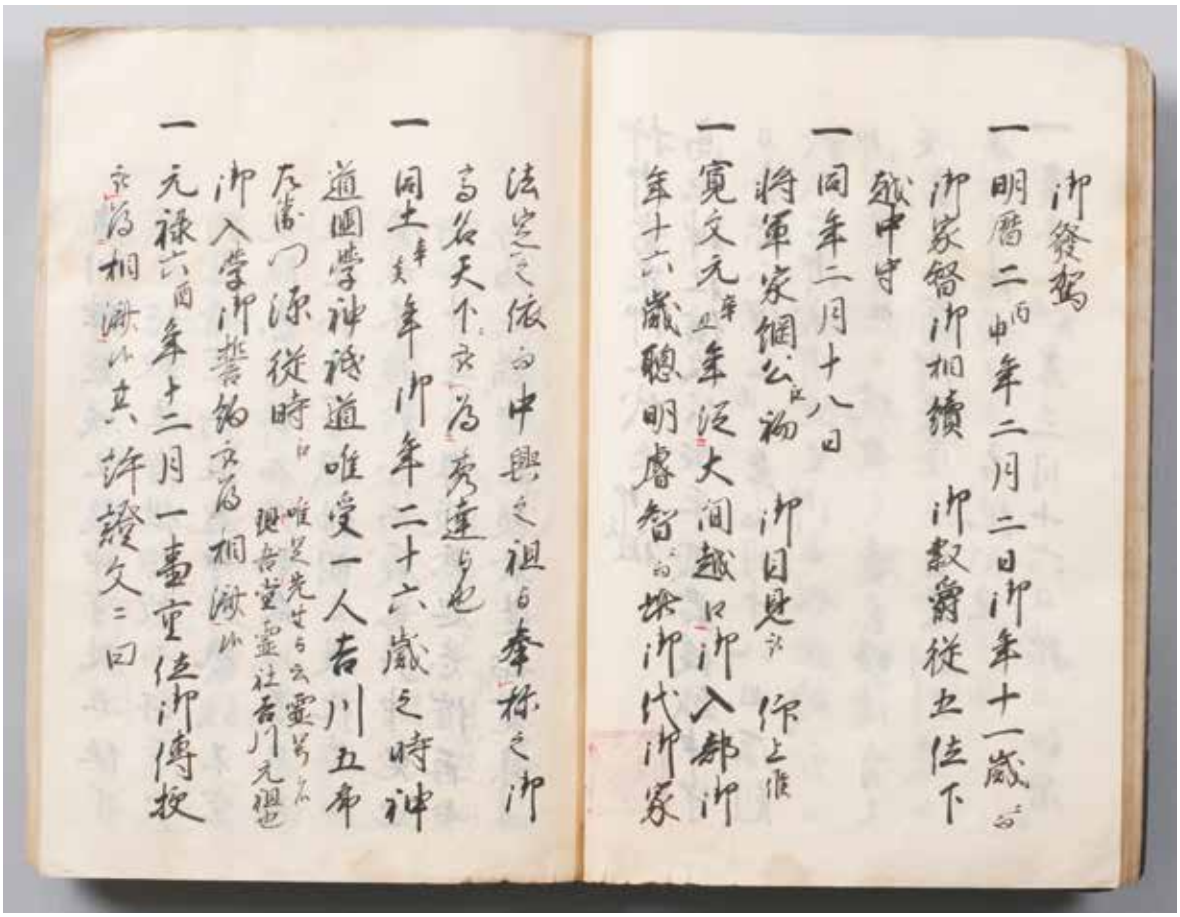

御發駕
一明暦二丙申年二月二日御年十一歳ニ而
御家督御相續　御叙爵従五位下
越中守
一同年二月十八日
将軍家綱公江初　御目見ニ　作上候
一寛文元辛丑年従大間越口御入部御
年十六歳聰明睿智ニ而姚御代御家
法定之依而中興之祖与奉称之御
高名天下ニ為秀達与也
一同土辛亥年御年二十六歳之時神
道國学神祇道唯受一人吉川五帝
左衛門源従時ニ　唯是先生与云霊号ニ
現音堂霊社吉川元祖也
御入学御誓約ニ為相渋ニ
一元禄六酉年十二月一畫重位御傳授
ニ為相渋ニ其許證文ニ曰

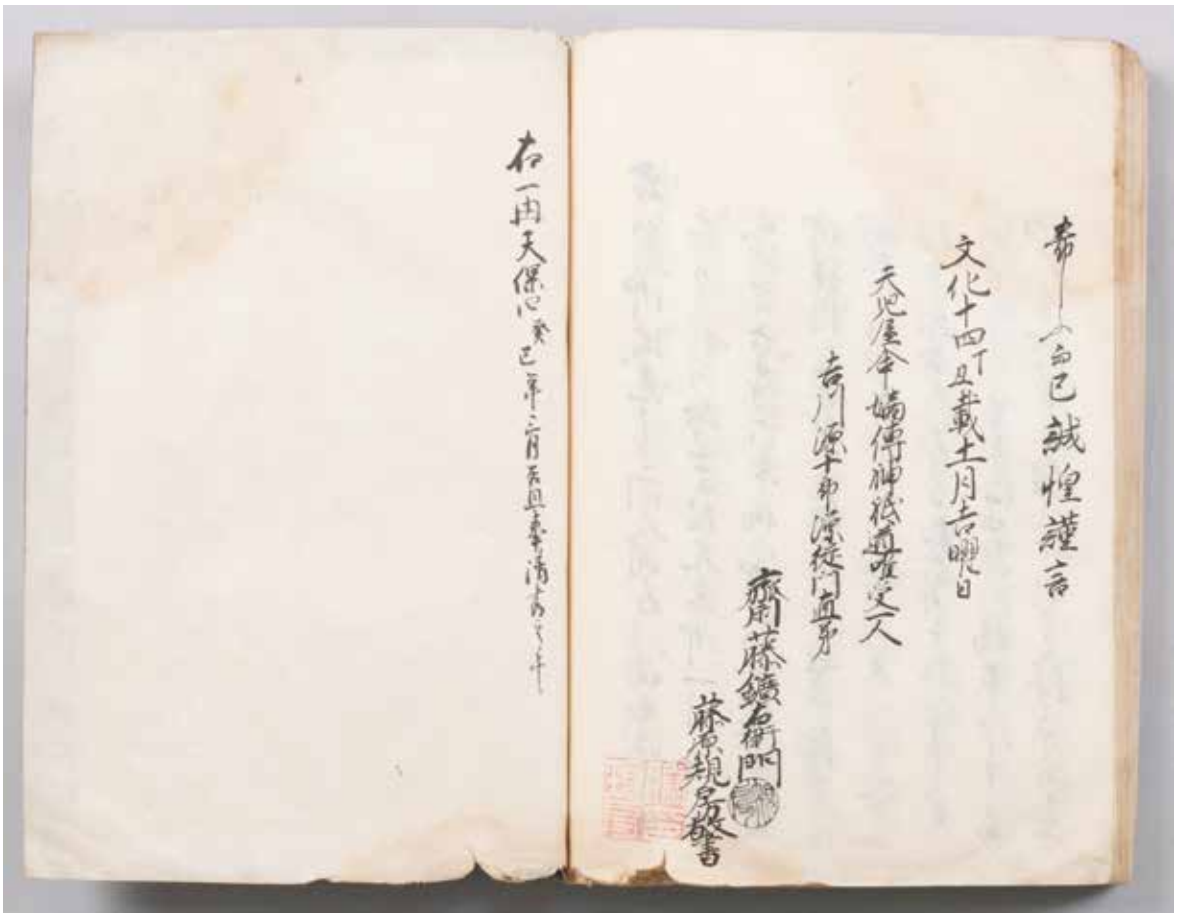

【28】江戸・大坂表勤学之覚

写一冊

弘前市立弘前図書館伊東家文書蔵（ＫＦ二八九―三五）

〔書名よみ〕えど・おおさかおもてきんがくのおぼえ

〔著編者〕伊東広之進祐之（梅軒）

〔写刊年次〕弘化四年（一八四七）カ

〔寸法〕縦一二・三×三四・七糎

〔丁数〕二丁

〔解説〕

この資料は次の【29】と共に弘前藩の儒学者伊東梅軒（広之進、祐之、一八一五～七七）が、藩の許可を得て、江戸から大坂、さらに西日本の各地を遊歴した時の記録である。

これには天保十四年（一八四三）七月勤学登りのため江戸に赴き、江戸で学んだ後、弘化元年（一八四四）大坂に赴き、その後は西国で学び、弘化四年（一八四七）十二月に弘前へ帰国するまでの概要を記している。藩に提出した報告書の自筆の控えであると思われる。この資料からは梅軒が学んだ師や、懇意にした人物の名前が判明する。江戸の昌谷碩（精渓一七九二～一八五八）・佐藤一斎（一七七二～一八五九）・朝川善庵（一七八一～一八四九）・東条一堂（一七七八～一八五七）、大坂の篠崎小竹（一七八一～一八五一）・安藤太郎（秋里）（生没年不詳）・僧の月性（一八一七～五八）、伊予（現愛媛県）の近藤慶太郎（生没年不詳）、豊後日田（現大分県日田）の広瀬淡窓（一七八二～一八五六）など錚々たる儒学者たちであった。惜しいことに豊後日出（現大分県日出）の帆足万里（一七七八～一八五二）には逢うことが出来なかった。

〔参考〕

・『青森県史　資料編　学芸関係』（青森県、二〇〇四年）

（福井　敏隆）

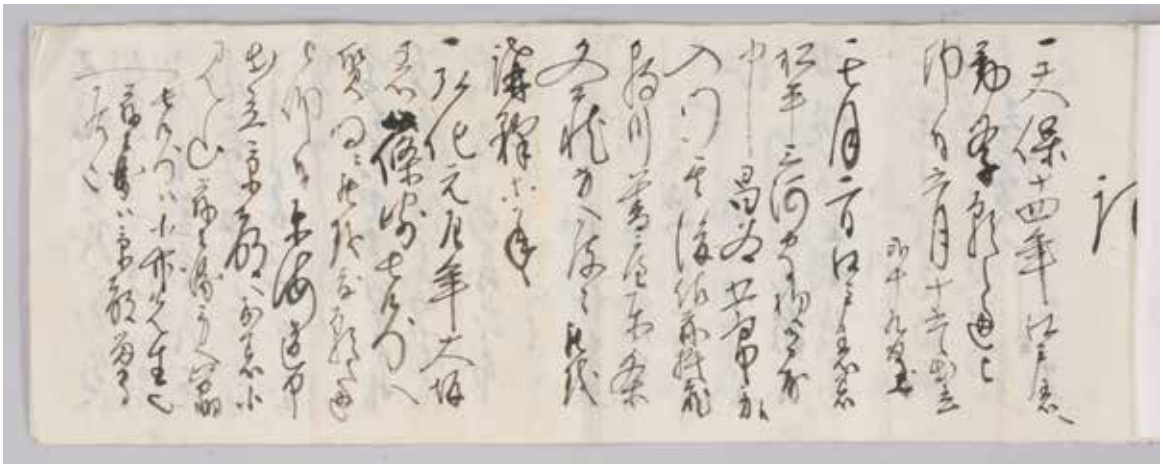

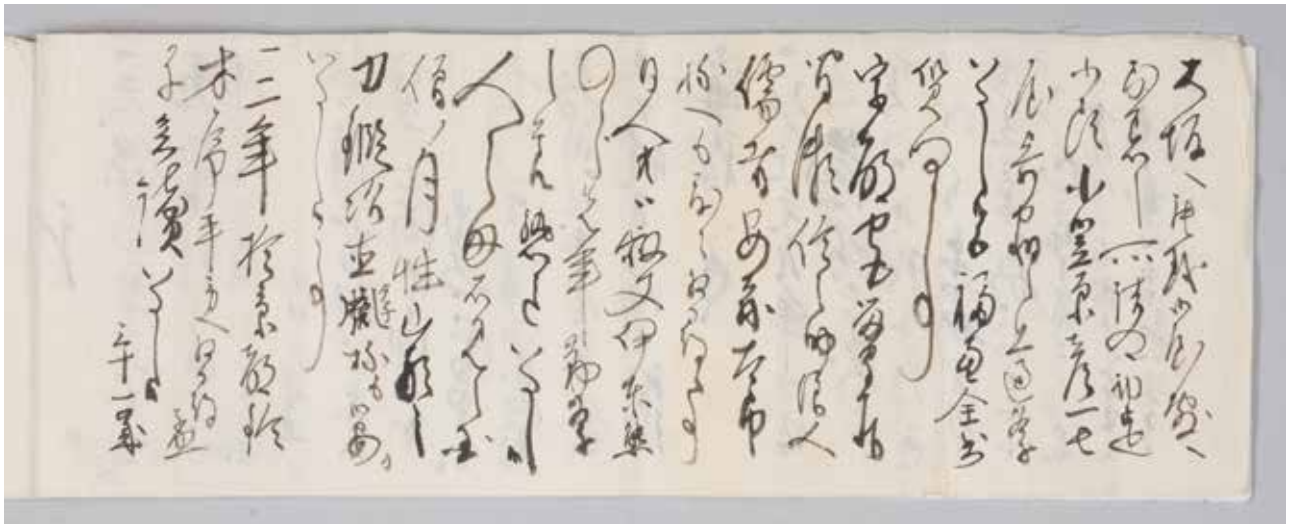

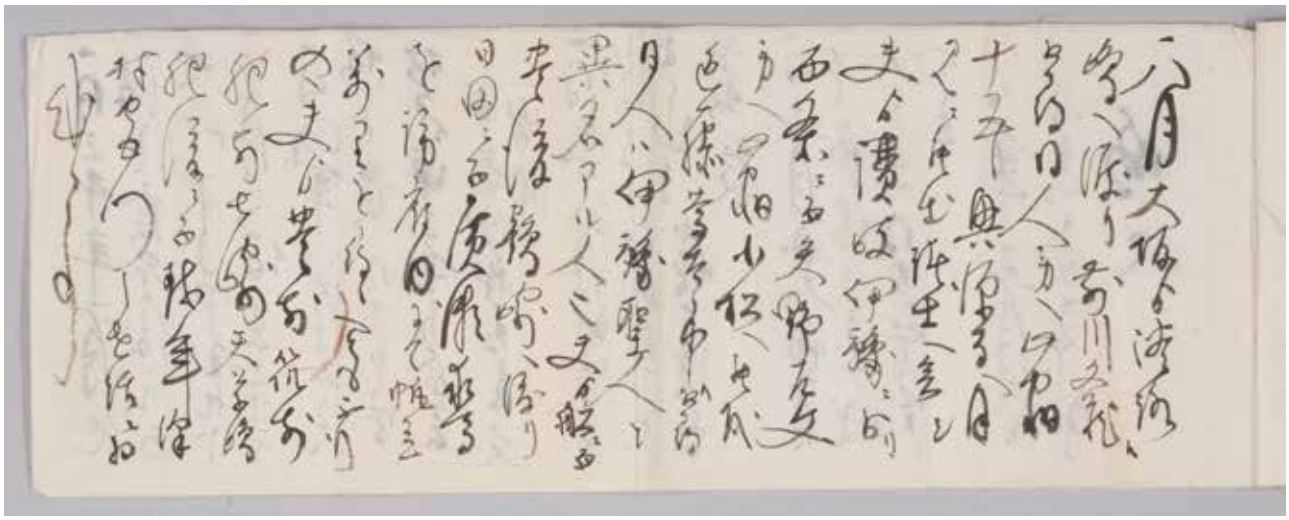

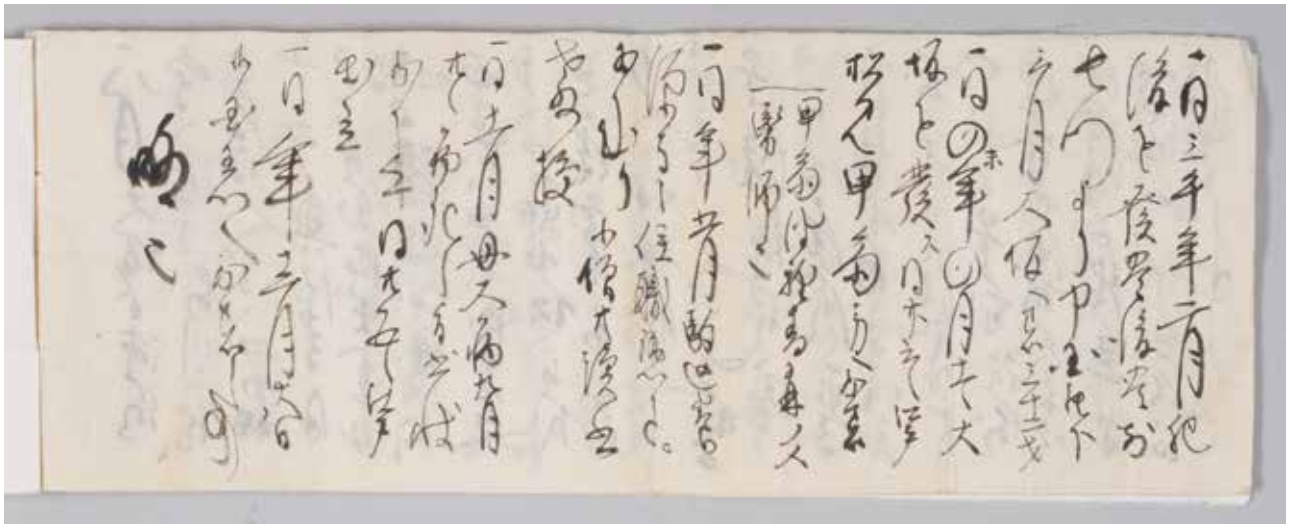

【29】旅日記　壱・弐

弘前市立弘前図書館伊東家文書蔵（ＫＦ二九九―三）　写二冊

〔書名よみ〕たびにっき　いち・に（但し原本には書名なし。弐の裏表紙に「貳」と書かれた部分あり）

〔著編者〕伊東広之進祐之（梅軒）

〔写刊年次〕（壱・弐とも）弘化三年（一八四六）

〔寸法〕（壱）縦七・〇×一五・二糎
（弐）縦九・二×二〇・七糎

〔丁数〕（壱）三〇丁
（弐）二一丁

〔残欠状況〕全

〔保存状態〕（壱）は虫損あり。（弐）は少々折れあり。

〔外題〕ナシ

〔内題〕ナシ

〔解説〕

「旅日記」壱・弐は、弘化二年（一八四五）八月、大坂から淡路島に渡り、四国～九州～中国筋を経由して、再び大坂に戻って来るまでの日記である。記述は同三年三月九日姫路・曽根・高砂の部分で切れている。梅軒の自筆本である。「壱」は弘化二年八月九日から九月廿六日まで、「弐」は九月二十六日から翌三年三月九日までの記述であるが、記載がない日もある。【28】「江戸・大坂表勤学之覚」には名前があげられていない、久留米（現福岡県久留米市）水天宮神職の真木和泉守保臣（一八一三～六四）、熊本藩士の宮部鼎蔵（一八二〇～六四）と横井平四郎（小楠）（一八〇九～六九）の名前が見えている。

梅軒が西国行きを目指した目的は、長崎に行き唐船・オランダ船を見ることであった（弘化二年九月二十二日の記事）。しかし、唐船は朝早く出帆して見ることが出来ず（同年十月五日の記事）、オランダ船もはっきりはしないが、見ることが出来なかったようである。

梅軒は宿屋に泊まることもあったが、大抵は自分が逢った儒学者の紹介状を持参して次の目的地に行っており、漢詩を詠み、書に親しみ、酒を酌み交わし、時勢を論じて交友を結んだことがわかる。そこには、このような遊歴を可能にした儒学者間の全国的「知のネットワーク」の存在が見て取れる。嘉永五年（一八五二）閏二月二十九日に吉田松陰が宮部鼎蔵と共に弘前の梅軒を尋ねる事が出来たのも、梅軒と鼎蔵に面識があった事の他に、「知のネットワーク」を利用した旅が可能であったためであろう。

〔参考〕

・『青森県史　資料編　学芸関係』（青森県、二〇〇四年）

（福井　敏隆）

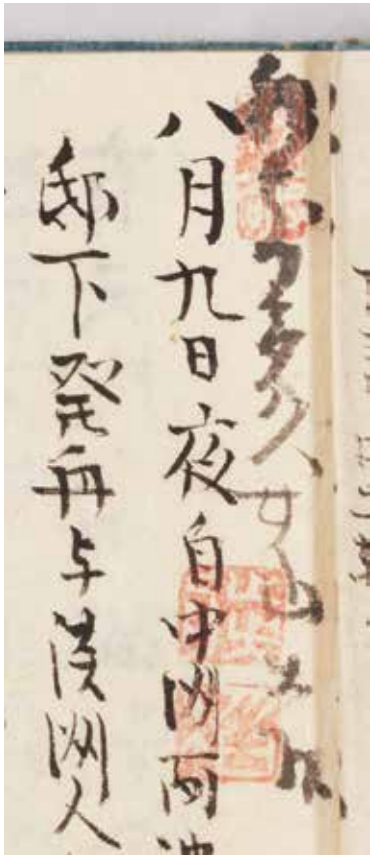

KF299
3

（壱）表紙

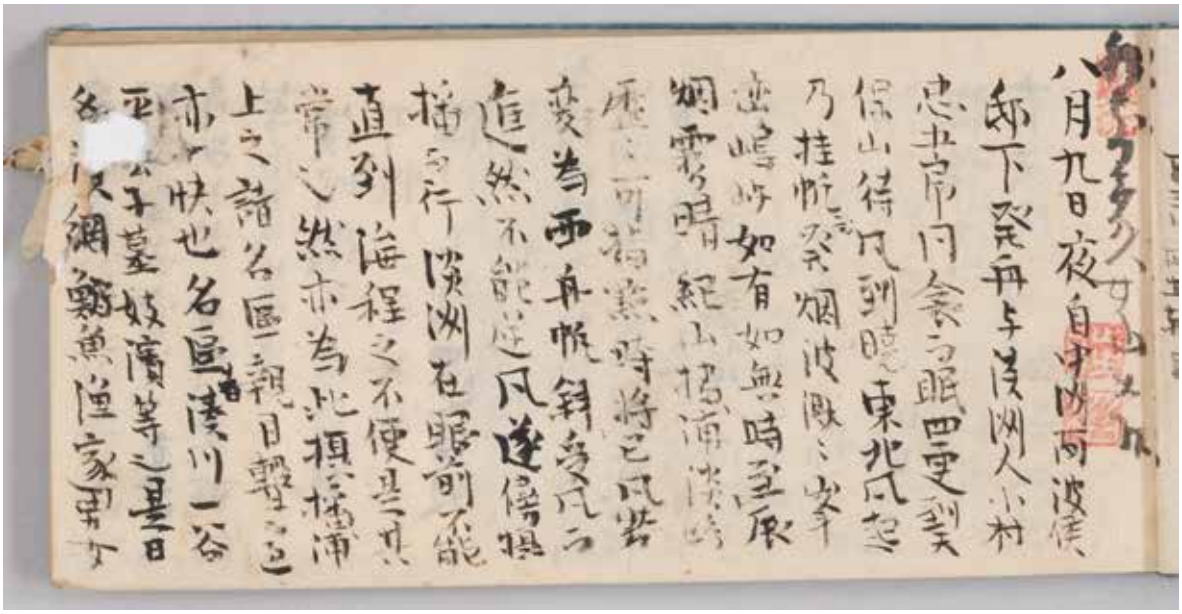

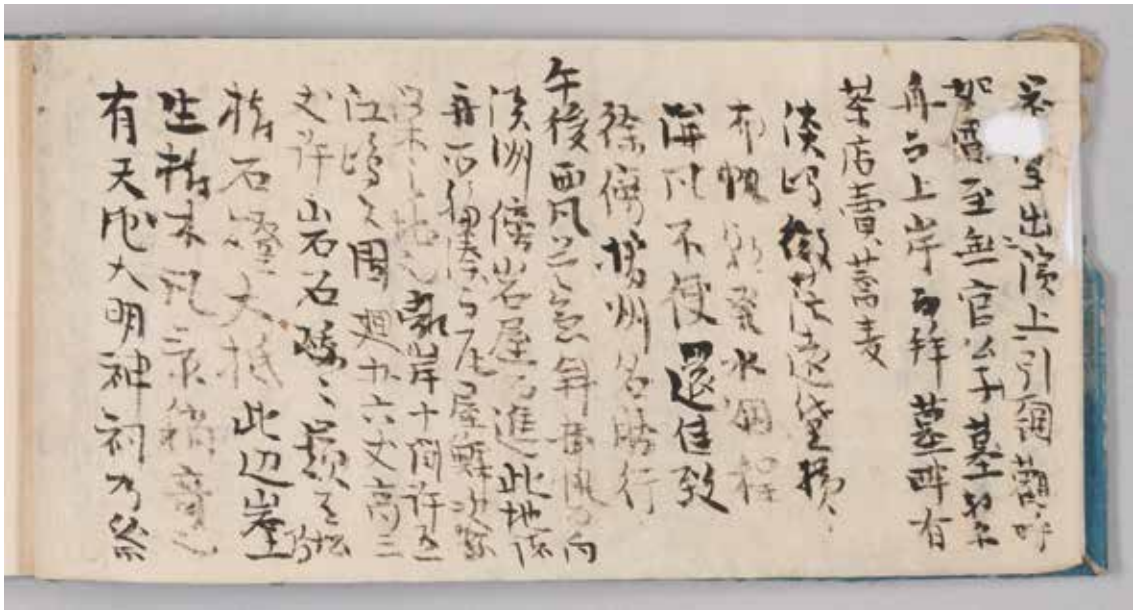

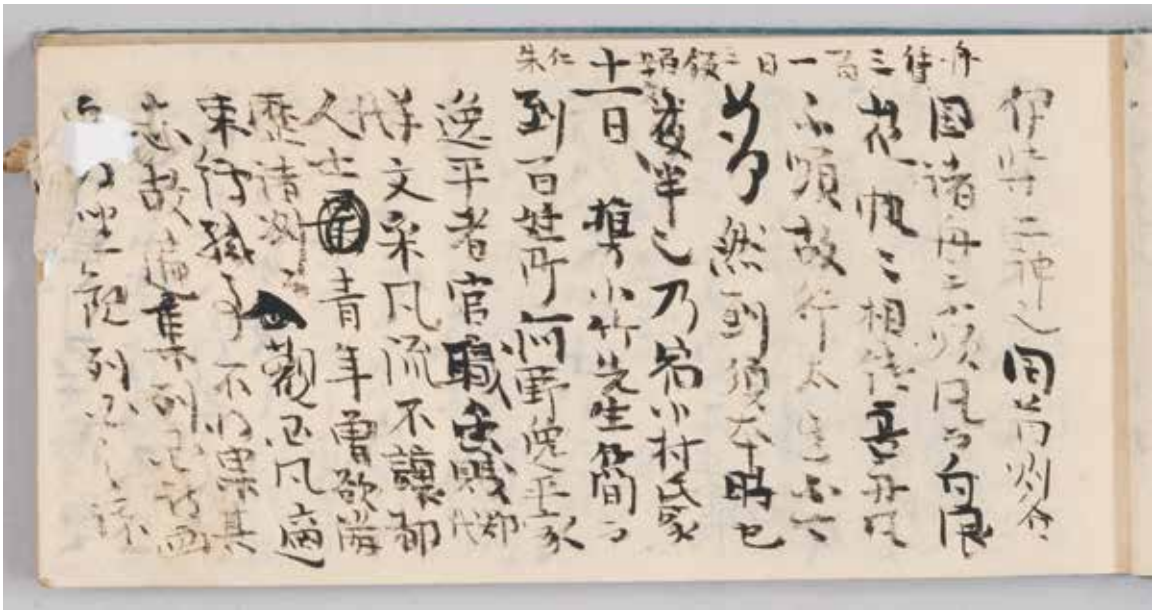

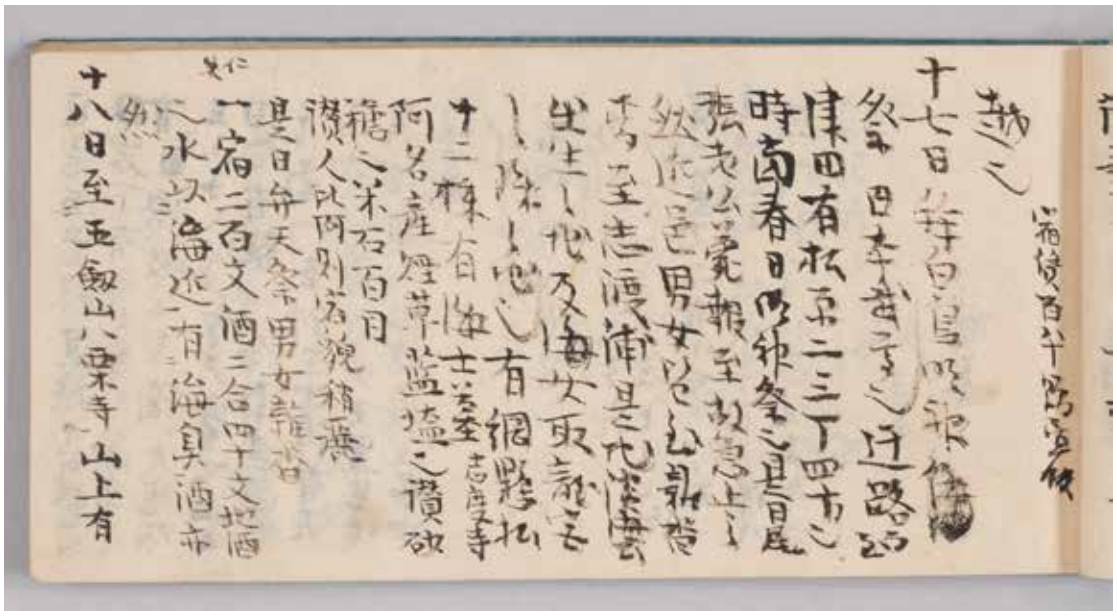

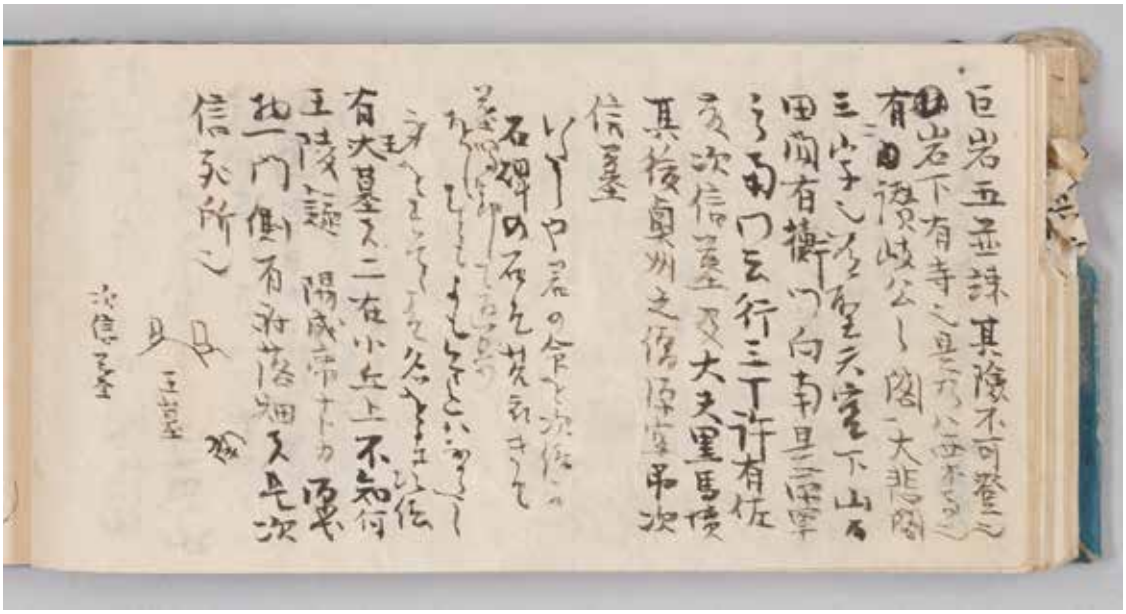

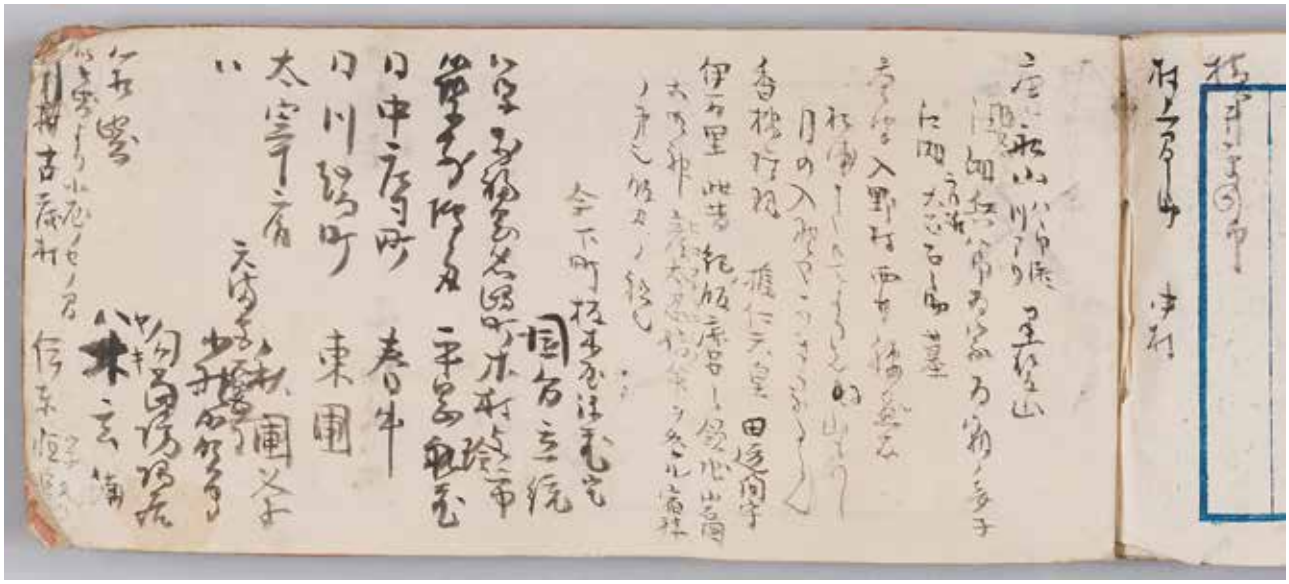

（弐）表紙

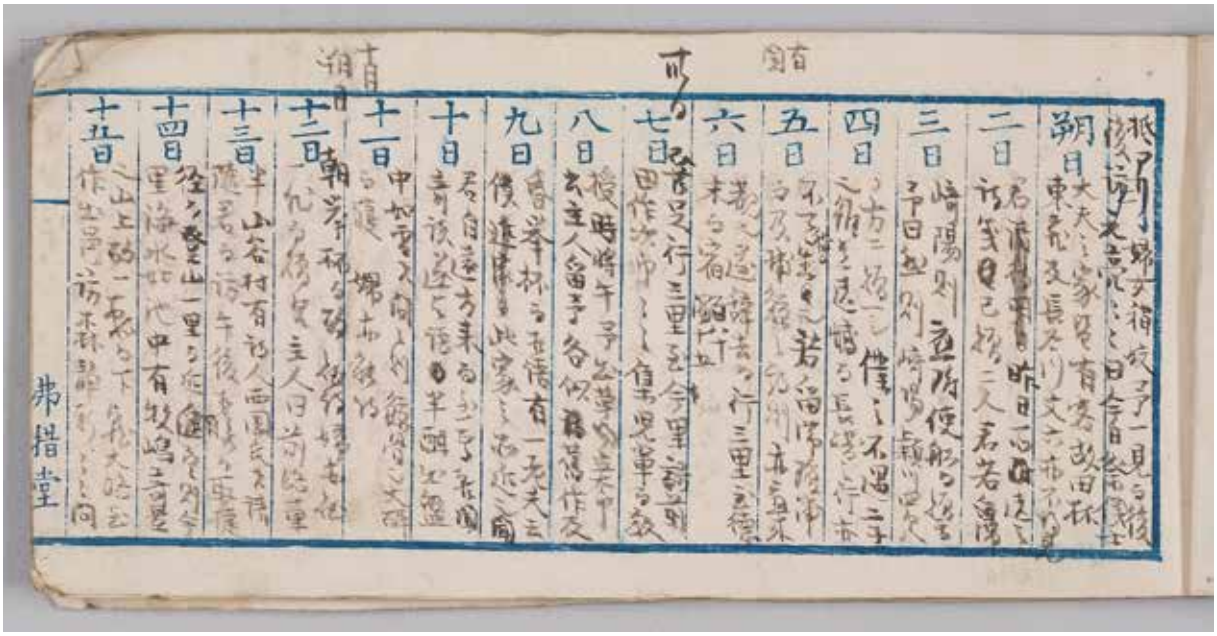

【30】漆木家伝書

写一冊

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ六一七―四）

【書名読み】うるしぎ（しつぼく）かでんしょ

【著編者】成田五右衛門（但し、斎藤幸右衛門の写し）

【写刊年次】寛政十三年（一八〇一）二月

【寸法】縦二四・五×一七・〇糎

【丁数】二九丁

【外題】漆木家伝書（表紙の向かって左下に、鉛筆書きで「池田家より　池田家祖先漆奉行勤也」とある）

【備考】蔵書印「八木橋」

【解説】

この資料は、弘前藩の漆栽培の技術指導書である。筆者の成田五右衛門は、代々漆栽培を手がけてきた成田家の五代目成田五右衛門惟宣と推定される。成田家は初代五郎右衛門宗全が南都奈良において漆栽培の技術を学び、父俊前が弘前藩に仕えていたため、津軽に戻り、四十余町歩の土地を開墾し漆栽培を始めた。しかし一人で漆栽培を行う限界を知り、寛永元年（一六二四）に藩に漆栽培の利を説き、自費で一年間に一万本、五年間で五万本の漆を植え付けるので、弘前城内の草地を培養地として長く借用したいと願い出て許可を受けた。その際、二代藩主津軽信枚から、成木した木にかかる役銭（税金）の免除と成木から取れる生漆の売却自由の特権を得ている。以後、領内では漆栽培が盛んになり、寛永七年（一六三〇）には領内一三地域で約五万五千本の栽培数となった。その後、貞享四年（一六八七）の「検地水帳」では、約三三万本弱の漆が書き上げられている。

漆は実から油分を取り、蝋燭の原料にし、幹を傷つけて樹液の生漆を取り塗物の原料としたが、植えてから成木になるまでに一〇年から一五年かかるため、栽培は必ずしも順調には進まなかった。元禄の飢饉、宝暦の飢饉、天明の大飢饉により領内が大きな被害を受けると漆栽培は後回しにされたようである。ただ、成田家は大体五万本くらいの漆を栽培していたと推定される。

寛政三年（一七九一）に越後から漆掻きがやって来たので、その方法を習い、一年間に三、四貫目多く生漆を掻き取ることが出来るようになった。この方法は「越後掻き」と呼ばれ普及していった。文化二年（一八〇五）に藩では再び漆栽培を奨励しようと、領内の豪農三〇人を漆守（漆森）に命じ、五カ年で三万本の漆を植え付けようとしたが、辞退者ばかりで上手くいかなかった。そこで、成田家の六代五右衛門惟亜に命じて、漆栽培の秘伝書を提出させた。これは「漆仕立方秘書」と呼ばれるものであるが、これの元になっているのが「漆木家伝書」であり、内容は同じである。現在、青森県史編さんグループでも同じ名称の資料を所蔵しており、この名称で豪農層に配られたものと思われる。

内容は一〇あり、以下のようになっている。①漆の持つ徳と栽培のすすめ、②種のまき方と畑の準備、③播種から鉋入れをするまでの年々の費用、④漆栽培からあがる利益について、⑤元かきという鉋の入れ方、⑥扁がきという鉋の入れ方、⑦かき子の管理、⑧漆樽を見て作業能率を知る方法、⑨漆の木を見て漆の産出量を知る方法、⑩水漆の色から漆山の土地の状態を知る方法、である。以上のやり方では、理論上は実と水漆（生漆）の年平均利益合計は二貫二〇文目で、一文目とは銀一匁のことで、公定では銭六〇文に換算をするが、当時は大体相場が百文くらいであったので、これで換算をすると、二〇二貫文となる。金一両は銭四貫文が公定の交換比率であるが、この当時は一両が六貫文程度であったので、それで交換すると三四両弱になる。ただ、実際には、理論通りには利益は上げられなかった様である。

〔参考〕

・福井敏隆「漆木家伝書　解題」『梨栄造育秘鑑・紀州蜜柑伝来記・漆木家伝書』（日本農業全集四六、農山漁村文化協会、一九九四年）

（福井　敏隆）

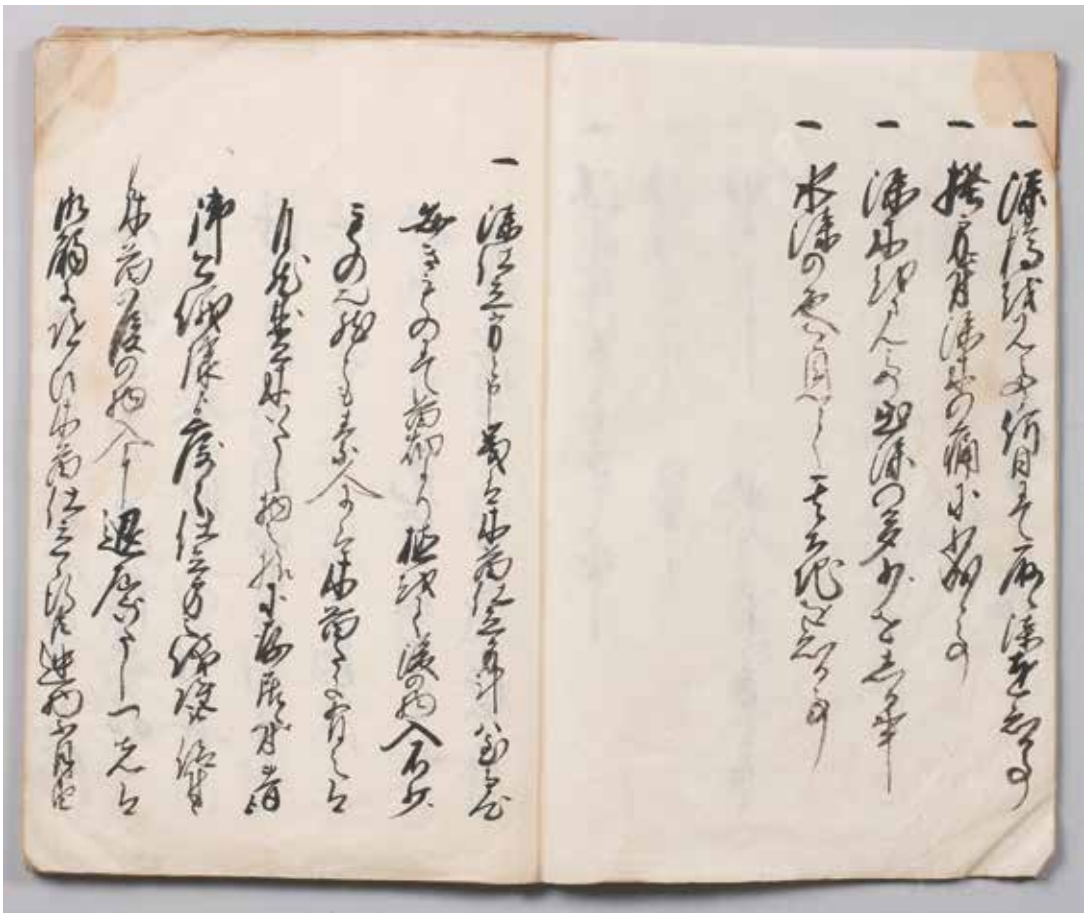

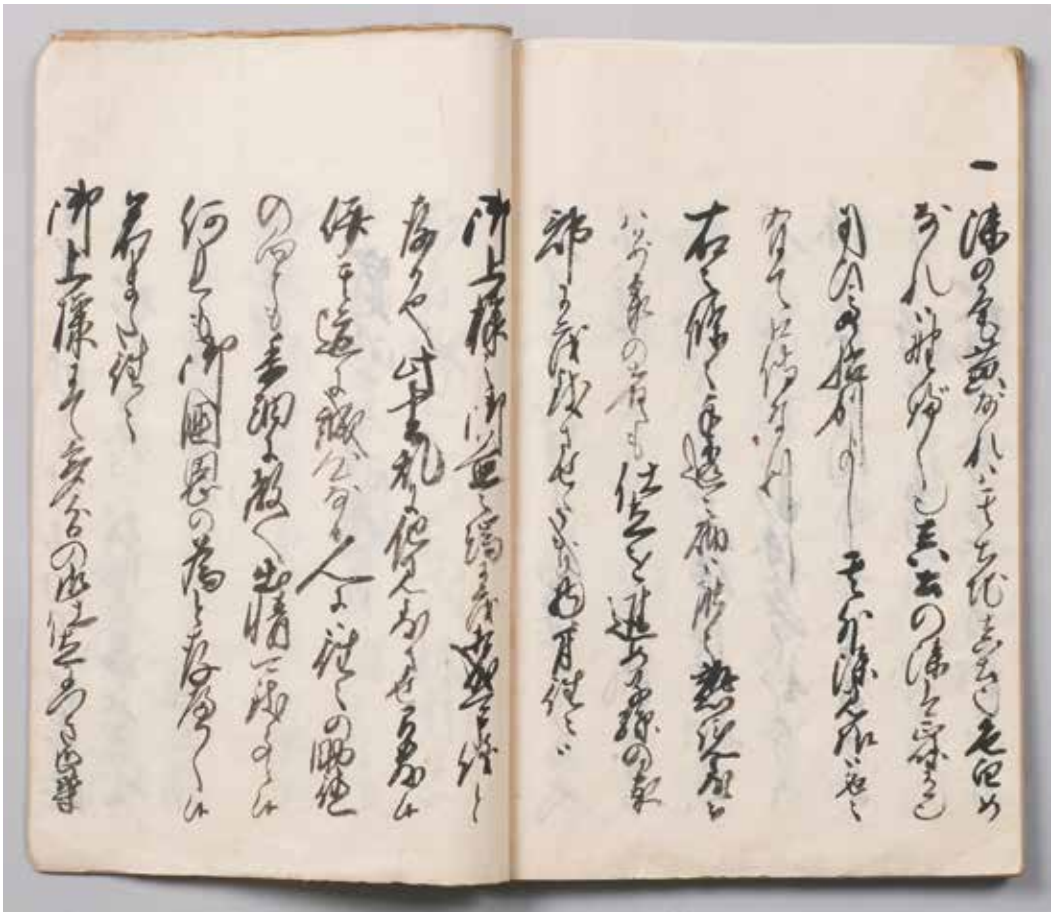

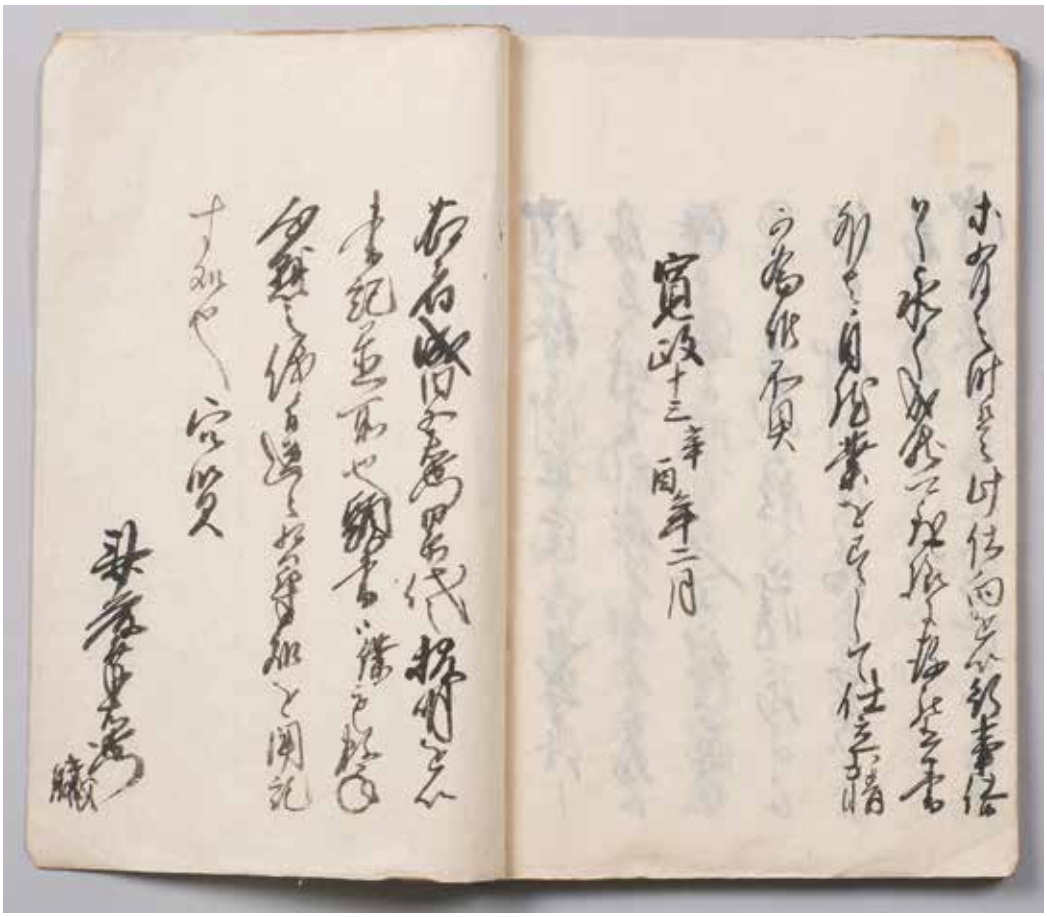

【31】津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳

写一冊

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ二九一―三四）

〔書名読み〕つがるりょうぶんおおみちこみちいそべみちならびにふなじのちょう

〔著編者〕不詳（弘前藩の担当者・書役の者）

〔写刊年次〕慶安二年（一六四九）二月

〔寸法〕縦三三・〇×二四・〇糎

〔丁数〕六七丁

〔外題〕慶安二年二月出来仕吉太夫江戸へ持参仕候帳

津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳

〔解説〕

江戸幕府は正保元年（一六四四）、全国の各大名に「国絵図」「城絵図」の調進を命じた。これらは一般に正保国絵図、正保城絵図と呼ばれている。正保国絵図は幕府の紅葉山（もみじやま）文庫に保存されていたが、明治六年（一八七三）の皇居の火災により焼失した。現在国立歴史博物館で複製を一五舗持っているほか、提出した大名家に控え図や写しが残されている場合がある。また正保城絵図は国立公文書館に六三舗（重要文化財）が残っている。

弘前藩の場合であるが、国絵図の方は正保二年（一六四五）十二月二十八日に幕府に提出をした。その控えを貞享二年（一六八五）三月二十六日に書き写したもの（青森県立郷土館蔵・県重宝）が残っている。城絵図の方は国立公文書館に六三舗あり、この下書きと見られるものを弘前市立博物館で所蔵している。

さて、この資料（以下、慶安の「大道小道帳」と略記する）と正保国絵図・城絵図との関係であるが、国絵図の解説書に当たるようである。主要街道である大道筋とそれに準ずる脇道、その他の小道、そして磯辺道と船路之範の概要を記したものになっている。大道筋として取り上げられているのは、①秋田領の八森から西海岸を北上し、鰺ヶ沢から弘前に入り、今度は弘前から青森へ北上し、青森から陸奥湾岸を盛岡藩領へ抜けるルートと、②弘前から南下し、碇ヶ関から秋田領の白沢へ出るルートの二本である。弘前藩領の主要道として他藩、つまり秋田藩領と盛岡藩領に通じる道が大道筋として認識されており、この記載の仕方は幕府の指示によったものと思われる。そこには、幕府による全国の主要道を把握する意図があったと言えよう。大道筋、脇道と小道についての記述の仕方は共通で、宿継ぎの村々間の距離、途中にある川の広さ（幅）、深さ、架橋の有無、坂の上り・下り距離などが詳細に記されている。

慶安の「大道小道帳」には、このほか、廃城となった古城の記載も見られる。深浦古城・鰺ヶ沢古城・藤崎古城・堀越古城・八幡古城（大浦城跡のことと思われる）・大光寺古城の六つの城の現状が書かれている。しかし、居城の弘前城については記載がない。城絵図が書かれ、提出されたことで概要を知ることが出来たためであろう。

盛岡藩の場合は、慶安の「大道小道帳」に該当する資料は、慶安二年八月五日成立の「大道筋（奥州之内南部領海陸道規帳）」（岩手県立図書館蔵）であるが、この資料にも、花巻古平城・郡山古山城・福岡古平城・三戸古山城・栗谷河古平城の五つの城の現状が詳述されている。しかし、盛岡城の記載はない。但し、慶安の「大道小道帳」に比べると古城の記述は詳しい。道の名称は、大道筋の他は脇道という記載はなく、小道と山道という分類で記述されている。慶安の「大道小道帳」にはない横道という記述も見られる。しかし海辺道、船路之規という表記は、弘前藩の場合と違う。道についての記述内容は慶安の「大道小道帳」と

大差はなく、幕府の指示に従った記述となっている。共に古城の書き上げが見られるが、これは居城の他に、廃城となったとは言え、軍事拠点となりうる古城を幕府が把握しておく必要があったためと推定される。

〔参考〕

・福井敏隆「慶安二年二月成立の「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」」（『弘前大学国史研究』七五、一九九三年）

・福井敏隆「慶安二年八月五日成立の「大道筋（奥州之内南部領海陸道規帳）」」（『弘前大学国史研究』七八、一九九五年）

（福井　敏隆）

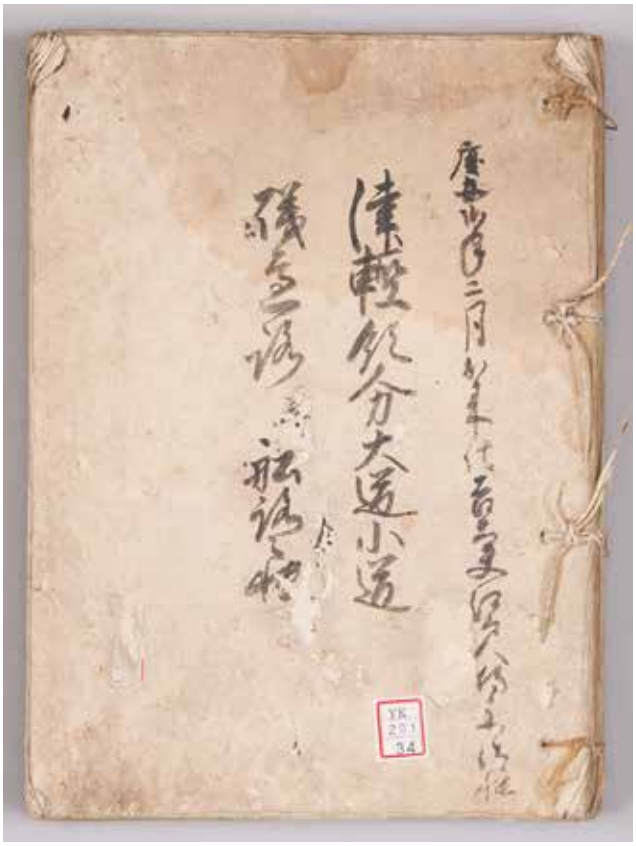

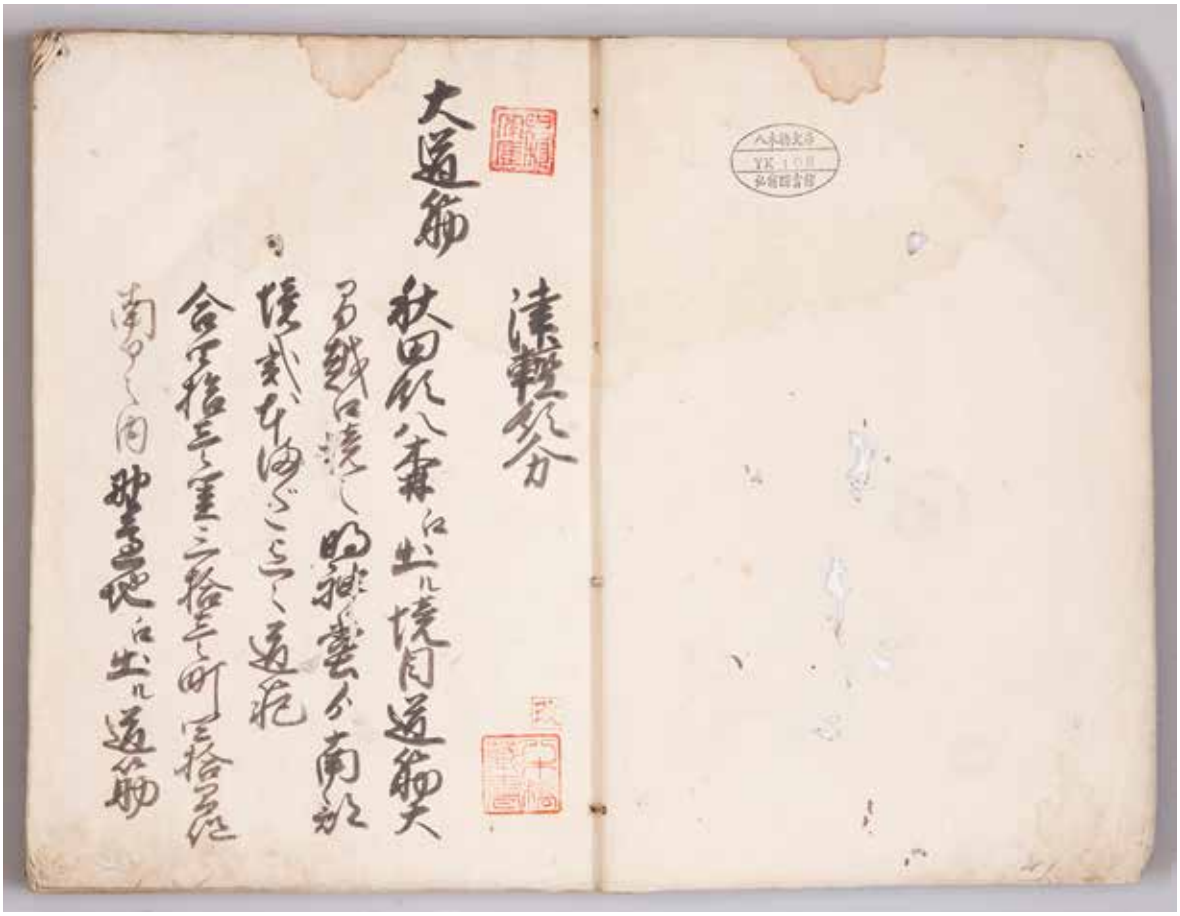

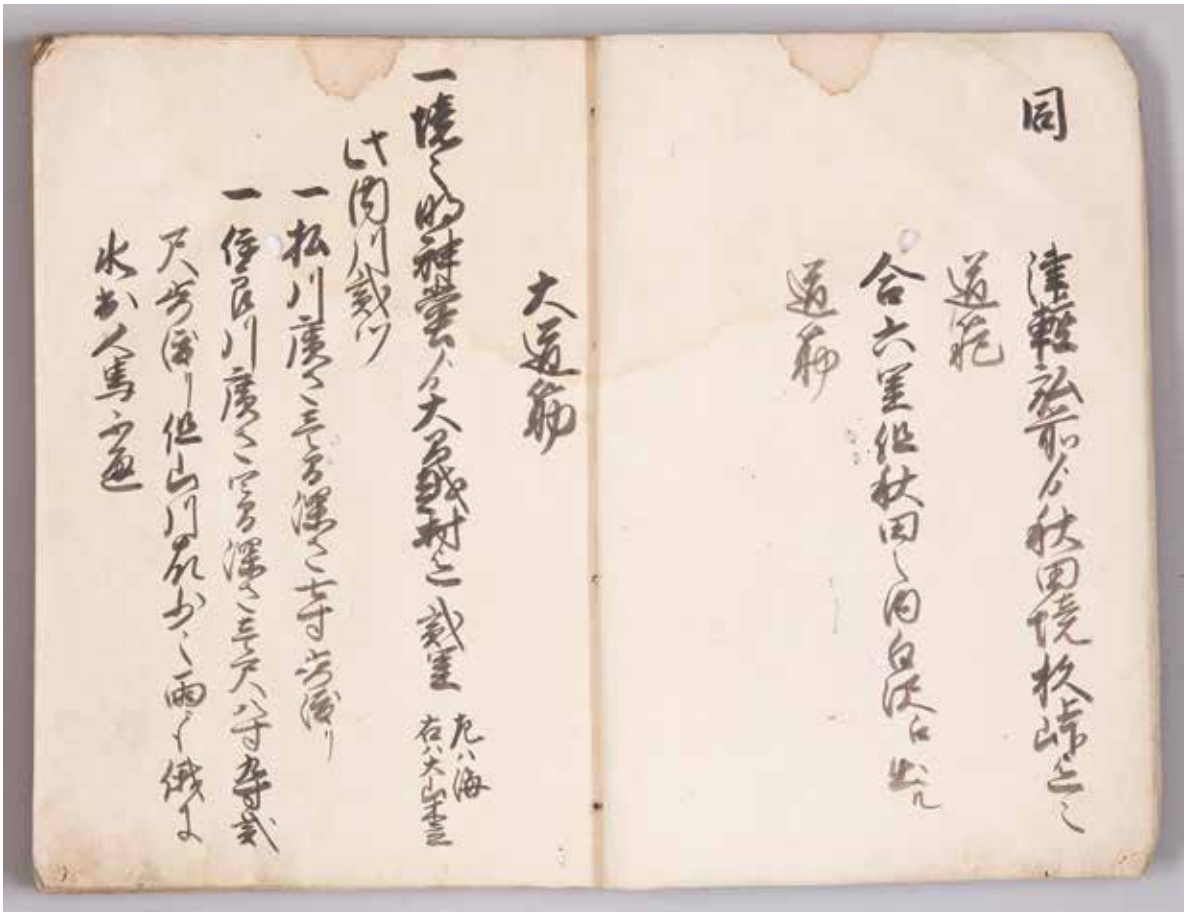

同

津軽弘前ゟ秋田境枝峠之

道筋

合六里但秋田之内白沢ゟ出ル

道筋

大道筋

一境之明神堂ゟ大ゟ越村之 戌里 左ハ海 右ハ大山木三

此間川戌ツ

一松川廣さ三ヶ深さ七寸ヶ浅リ

一住良川廣さ四ヶ深さ三尺八寸九寸戌

尺ヶ浅リ但山川ゟ水ゟ雨ゟ俄ニ

水ゟ人馬ゟ通

同坂ゟツ

一明神堂ゟ下ル坂四拾ヶ道之廣さ三ヶ

半ゟ右木立 難木

一松川ゟ中坂三拾ヶ道之廣さ三ヶ半

ゟ右木立 難木

一木立所坂下ル百戌拾ヶ道之廣さ三ヶ

但三ヶ浅打 難木

一小ゟ越坂中ゟ百六拾戌ヶ道之廣さ三

ヶ但三ヶ浅打下リ百四拾ヶ道之廣さ三

ヶ但三ヶ浅打 難木

一大ゟ越坂中ゟ百六拾ヶ道之廣さ三ヶ

但三ヶ浅打下リ坂三百ヶ内百三拾ヶ

之道之廣さ三ヶ三ヶ浅打 同百拾

ヶ三ヶ半 難木

一大ゟ越ゟ岩渡村之 三里拾七町 左ハ海 右ハ大山木三

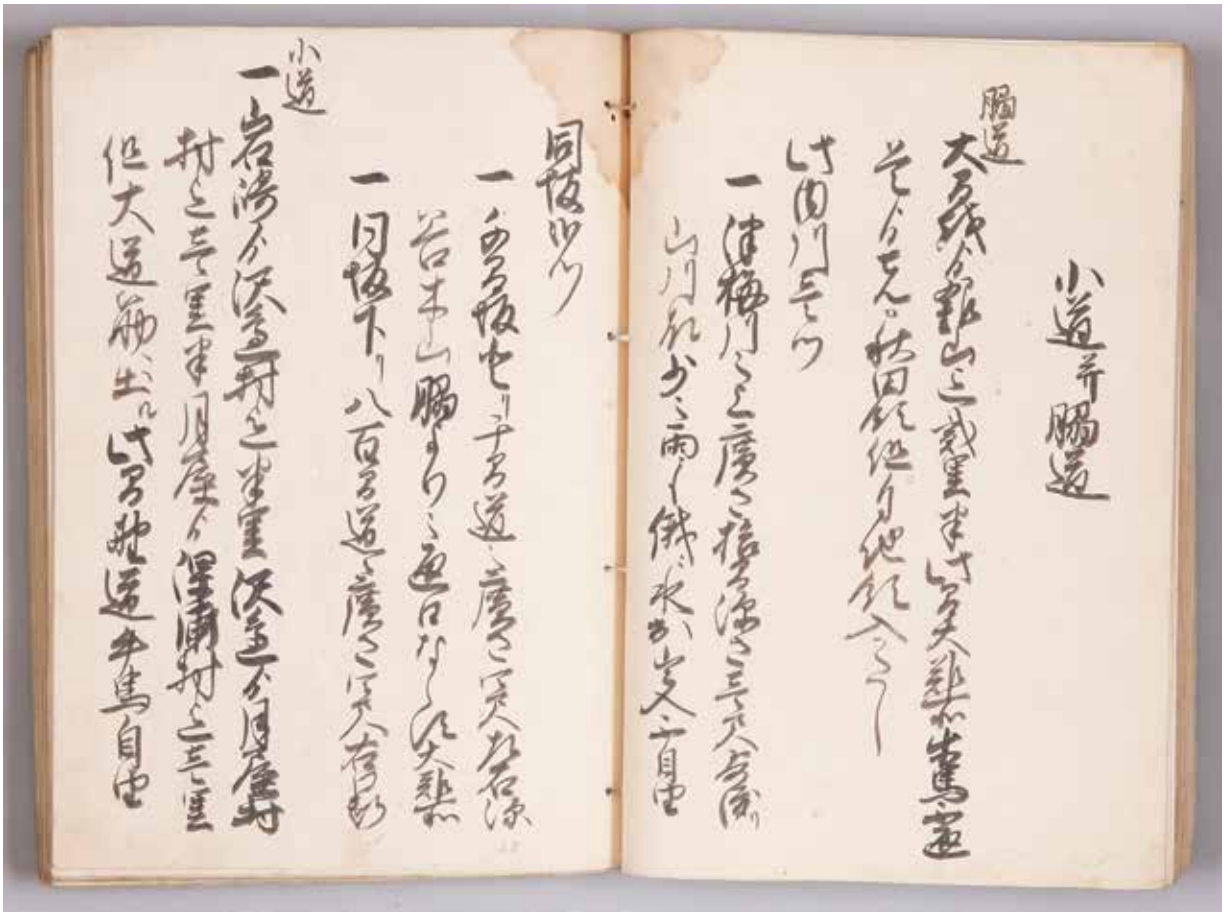

小道并脇道

脇道

大ヶ城ノ郡山ニ成里半ニ此ヶ大難ニ出馬宜
其ノ方ニ於田舘ニ他ノ他ニ入ル

此間川ニ至ル

一津梅川ニ廣ニ橋ヶ深ニ三尺ニ分ル
山川ニ於テ雨ニ俄ニ水ニ出ル人ニ自由

同坂ヲ

一ヶ方坂也リ十ヶ道ニ廣ニ深ニ石深
岩本山脇ヨリ通日なし此大難ニ

一同坂下リ八百ヶ道ニ廣ニ深ニ有ル

小道

一岩渕ノ深ニ村ニ半里深ニ月屋村
村ニ三里半月屋ノ渥浦村ニ三里
但大道筋ニ出ル此ヶ脇道牛馬自由

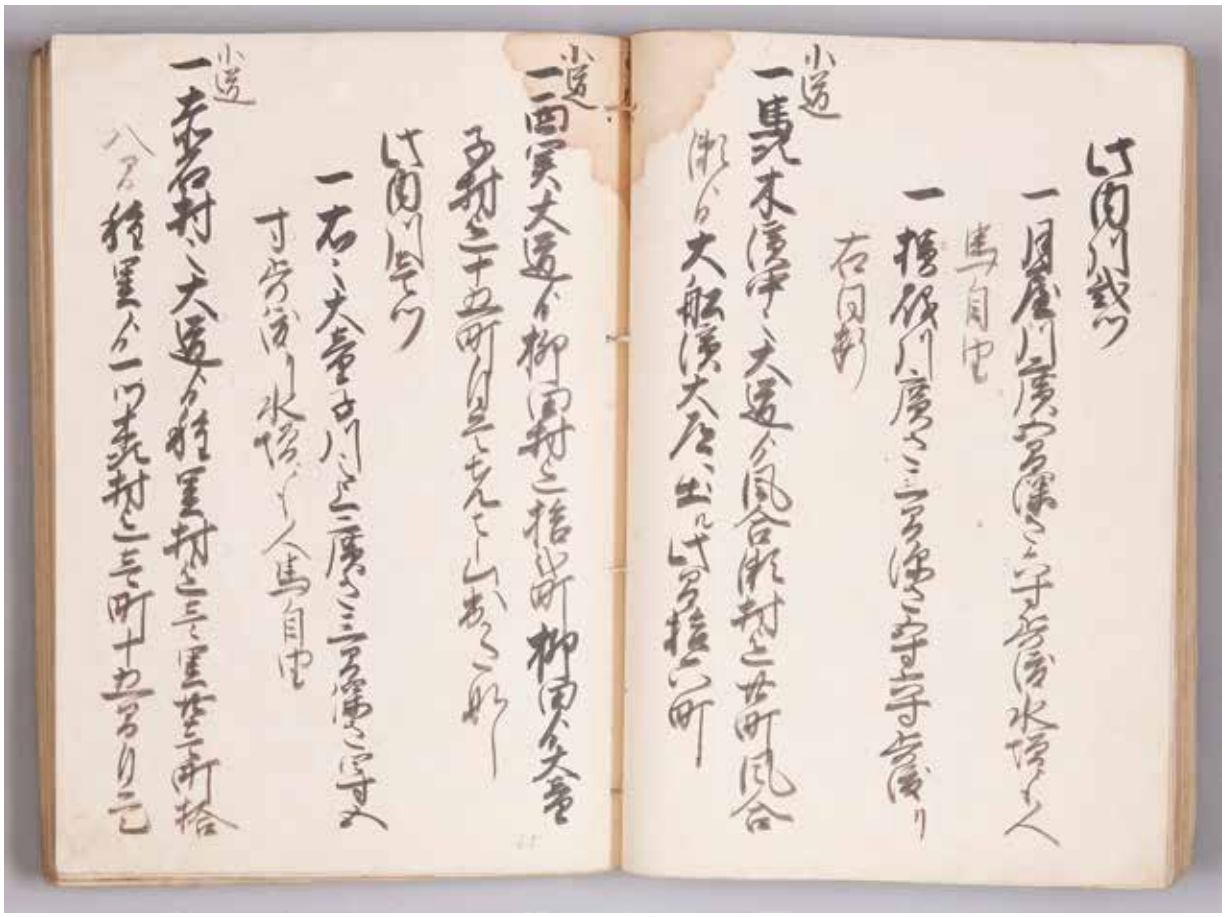

此間川ヲ

一月屋川廣ニ深ニ二寸ニ分ル水増ニ人
馬自由

一橋ノ川廣ニ三ヶ深ニ二寸ニ分ル
右同断

小道

一馬木濱ニ大道ノ風合ノ村ニ廿町風合
ノ大船濱大屋ニ出ル此ヶ橋ニ所

小道

一西実大道ノ柳田村ニ橋ニ所柳田ノ大童
子村ニ十五町目ニ在ル山ニ出ル

此間川ヲ

一右ニ大童子川ニ廣ニ三ヶ深ニ二寸ニ
寸ニ分ル水増ニ人馬自由

小道

一赤石村ニ大道ノ種里村ニ三里廿三町拾
八ヶ種里ノ一ツ森村ニ三町十五ヶ目ニ

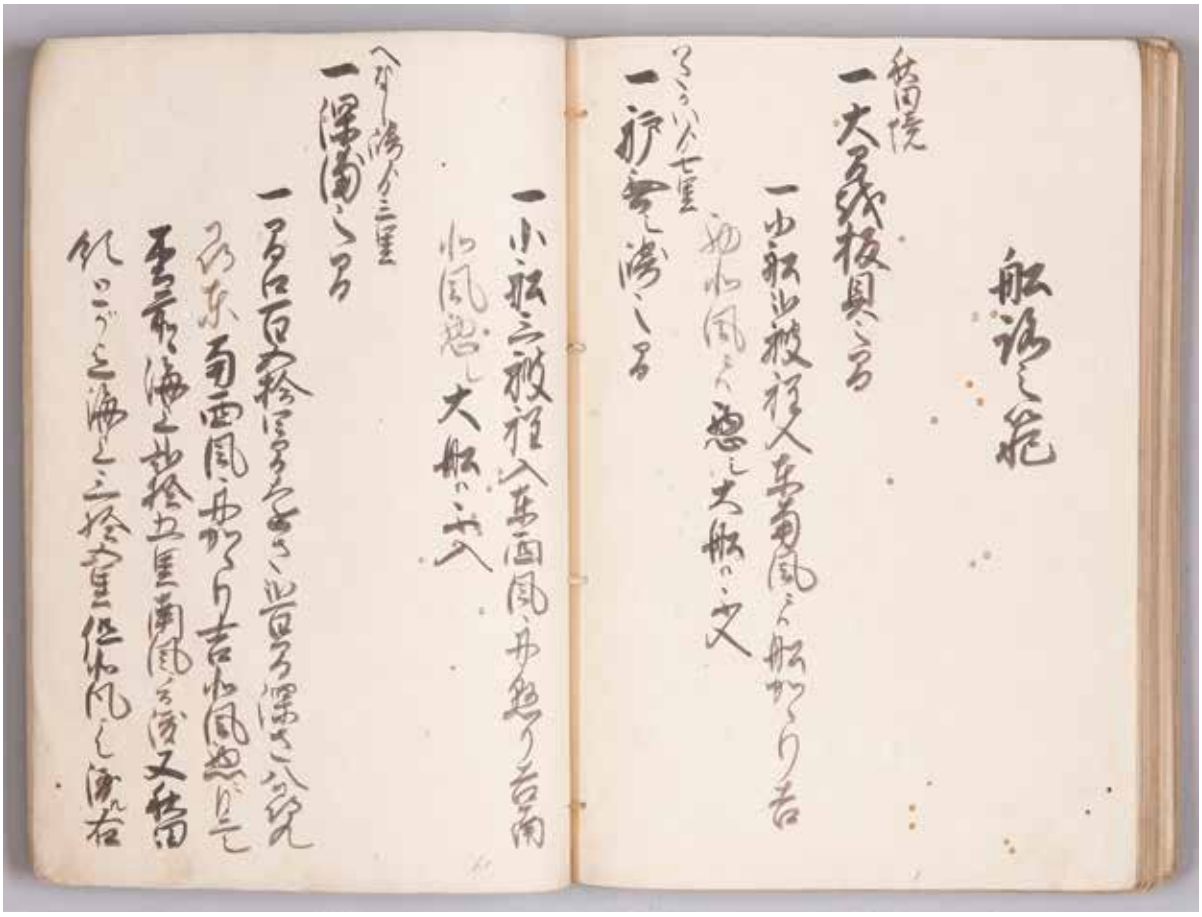

船詰之花

秋田境
一大ノ浅板具之事

一小船出被程入東南風ニ船かゝり吉
西北風ニ悪し大船ハ不入

ひとつゝハ七里
一狩無し湾之事

一小船三被程入東西風ニ無悪り吉南
北風悪し大船ハ不入

へなし湾ハ三里
一深浦之事

一ヨロ百ヶ拾ヒロ有之ニ当ヨロ深さ八ヶ所
ニ有東南西風ニ無かゝり吉北風悪ニ
至前海之出拾五里南風ニ湾又秋田
領ヒロゲ之海之三拾六里位北風ニ湾ル右

ふかうらハ六里半
一金井ナ沢之事

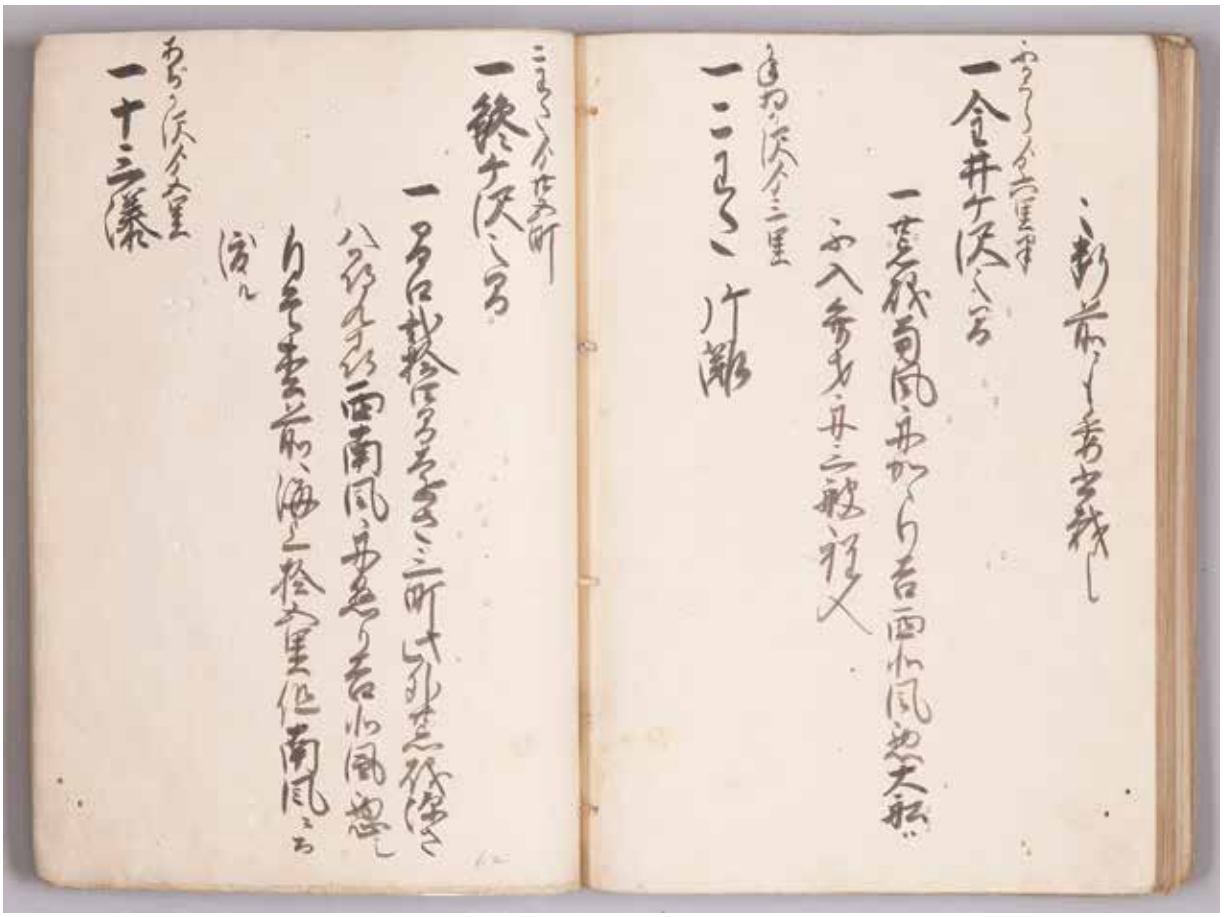

一芝浅南風ニ無かゝり吉西北風悪大船
不入秀才ニ無三被程入

ほかハ沢ハ三里
一二ヒロ　竹瀬

二ヒロハ廿六所
一鉄ナ沢之事

一ヨロ弐拾ヒロ有之ニ三所ニ付ニ芝浅深さ
八ヶ所ニ付ニ西南風ニ無悪り吉北風悪し
りそ雲前海之拾六里位南風ニ
湾ル

あらハ沢ハ六里
一十三瀬

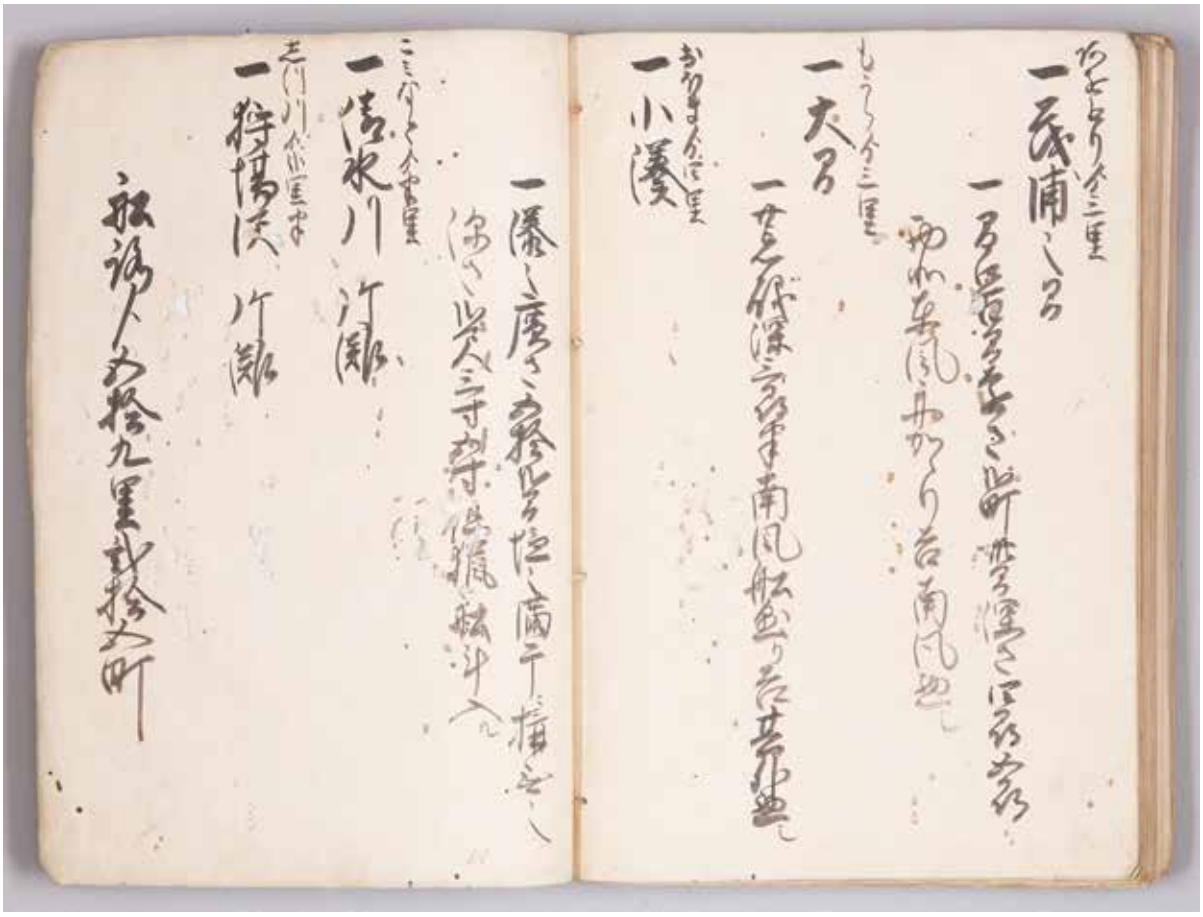

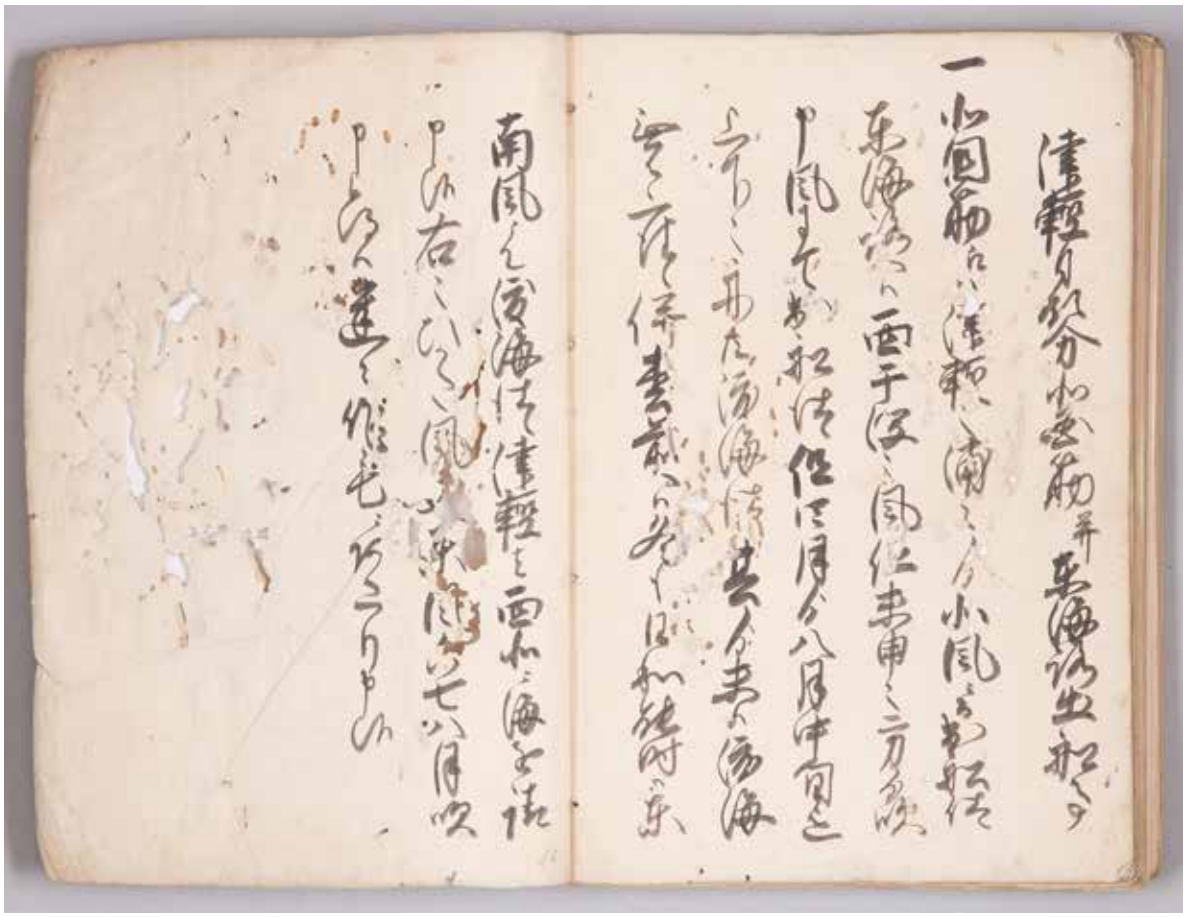

【32】津藩古碑図考

写一冊

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ二〇二―二）

〔書名読み〕つはんこひずこう

〔著編者〕間山甚五郎・金清右衛門カ。筆写は福士貞蔵、底本は舞戸村（現鰺ヶ沢町舞戸町）月永家所蔵本、一部に飯詰村（現五所川原飯詰）の飯塚家所蔵本による異同を記した付箋七枚あり

〔写刊年次〕昭和十七年十月三十一日（但し内容の成立年次は享和二年（一八〇二）

〔法量〕縦二四・〇×一七・五糎

〔丁数〕二八丁

〔外題〕（ボール紙の表紙）「津藩古碑圖考　完」の題箋

〔備考〕「武實蔵印」と「八木橋蔵書」の朱角印。一部付箋あり。

〔解説〕

享和二年（一八〇二）六月四日に用人毛内有右衛門から郡奉行に出された、弘前藩領内にある四百年以前の鐘並びに石碑・土器の内、銘のあるものを書き上げさせ、それを拓本に取るという事業が実施され、その結果まとめたものがこの資料である。この資料の記述や『津軽藩歴代記類』下では、発令日を同年の六月十四日としているが、「弘前藩庁日記（国日記）」では同年の六月四日に発令記事が見えるので、解説では六月四日を発令日とした。実際に調査を担当したのは間山甚五郎と金清右衛門の二人である。

この結果、以下の古碑や撞鐘が書き上げられている。①高杉組宮舘村領（現弘前市中別所）石仏の古碑一〇、②藤代組三世寺村領（現弘前市三世寺）古碑一、③同組小友村領（現弘前市小友）館跡の古碑二、④堀越組外崎村領（現弘前市外崎等）寺内の古碑三、⑤藤崎組藤崎村（現藤崎町藤崎）の古碑一、⑥赤石組関村領（現深浦町関）甕杉下の古碑六、⑦赤石組金井沢村領（現深浦町北金ヶ沢）の古碑一〇、⑧赤石村組深浦六所（現深浦町深浦字吾妻沢）と言う所の古碑二、⑨太平山長勝寺の鐘（現弘前市西茂森一丁目）一である。但し、追補に飯詰村飯塚家蔵書を引いて、高杉組宮舘村にはもう七基の古碑がある事が書かれている。総数は三六にすぎず、追補の記述をいれても四三にすぎない（内一は銅鐘である）。

『青森県史　資料編　中世４』の「板碑編年データ一覧」によれば、現在紀年銘が確認出来る板碑は全部で一六〇基記載されているが（一基は北海道所在の物である）、その内、享和二年（一八〇二）より四百年前の応永九年（一四〇二）以前の紀年銘を持ち弘前藩領にあった物は一四八基にのぼる。数の上ではかなりの差が認められ、享和二年の調査の仕方が不十分であった事は否めない。恐らく、郡奉行の通達は各組の代官を通じて村々に通達されたものの、該当の古碑類はないという回答がかなり多かった可能性が高い。

この時期にこのような領内調査が実施された理由は、寛政の改革を推進した松平定信が、老中退役後に行った「集古十種」の刊行に影響されたためではないかと推定される。この図録集は四年の歳月をかけて全国の著名な碑銘・鐘銘・兵器・銅器・楽器など十種類の調査を行って、寛政十二年（一八〇〇）には第一次の刊行がなされたと推定されている。この中に長勝寺の銅鐘「嘉元の鐘」が取り上げられており、この事業に九代藩主津軽寧親が興味を持った可能性が高く、このことが用人の毛内有右衛門による調査発令となったものであろう。

なお、この資料に類似した「古碑考」（請求番号ＹＫ２０２―６）という資料が弘前市立弘前図書館にある。恐らく間山と金の二人が調査した結果まとめたもので、朱の書き込みが多く見られ、表紙に二人の名前

があり、二人が書いた下書きのように思われた。しかし紙質が余り良くなく、朱書きが判然としない部分が多く、デジタル化した場合、画面としては見にくいと判断したので、昭和年代の写しであるが、この資料を取り上げた事をお断りしておく。

〔参考〕

・『津軽藩歴代記類』下（青森県文化財保護協会編、一九五九年。但し一九八二年の発行の国書刊行会の復刻版を使用）
・『青森県史　資料編　中世4　金石文・編さん物・海外資料・捕遺』（青森県、二〇一六年）

（福井　敏隆）

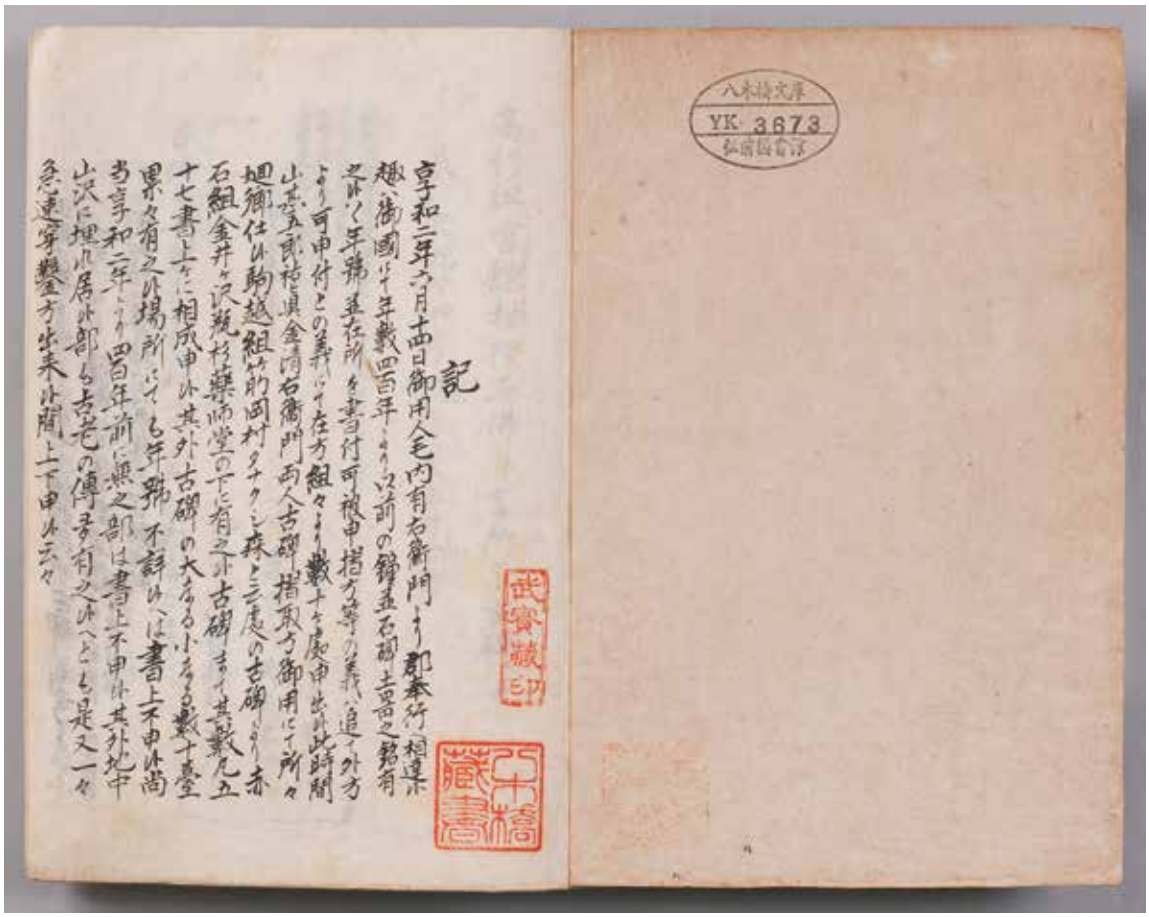

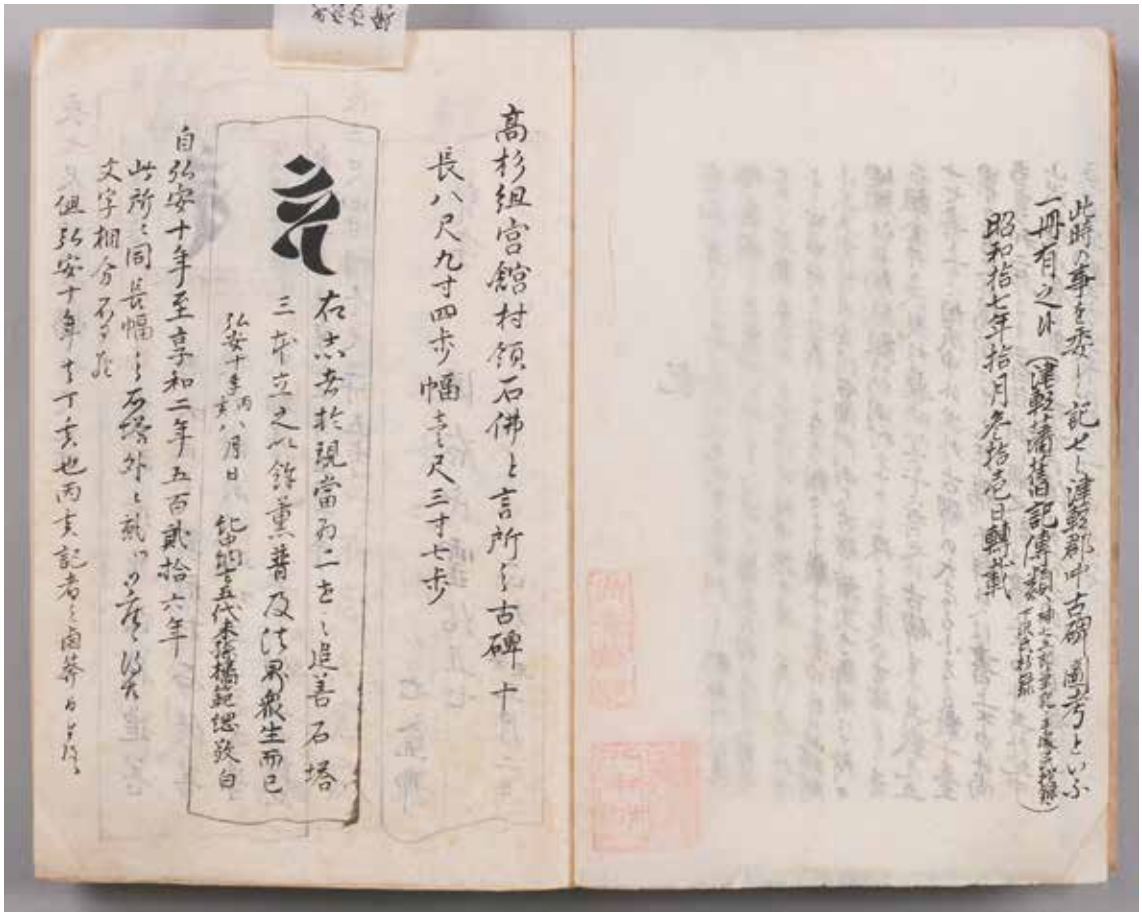

此時の事を委しく記せし津軽郡中古碑圖考といふ
一冊有之は（津軽藩舊記傳類 [illegible]）
昭和拾七年拾月冬拾壱日轉載

高杉組宮舘村領石佛と言所に古碑十
長八尺九寸四歩幅壹尺三寸七歩

右志者於現當為二世之追善石塔
三本立之以餘薫普及法界衆生而已
弘安十年丙寅八月日　紀中納言五代末孫橘範總敬白

自弘安十年至享和二年五百貳拾六年
此所に同長幅に石塔外に就いの所に以て
文字相分不可能
但弘安十年丁亥也丙寅記者に鹵莽[illegible]

長七尺六寸八歩幅壹尺九寸

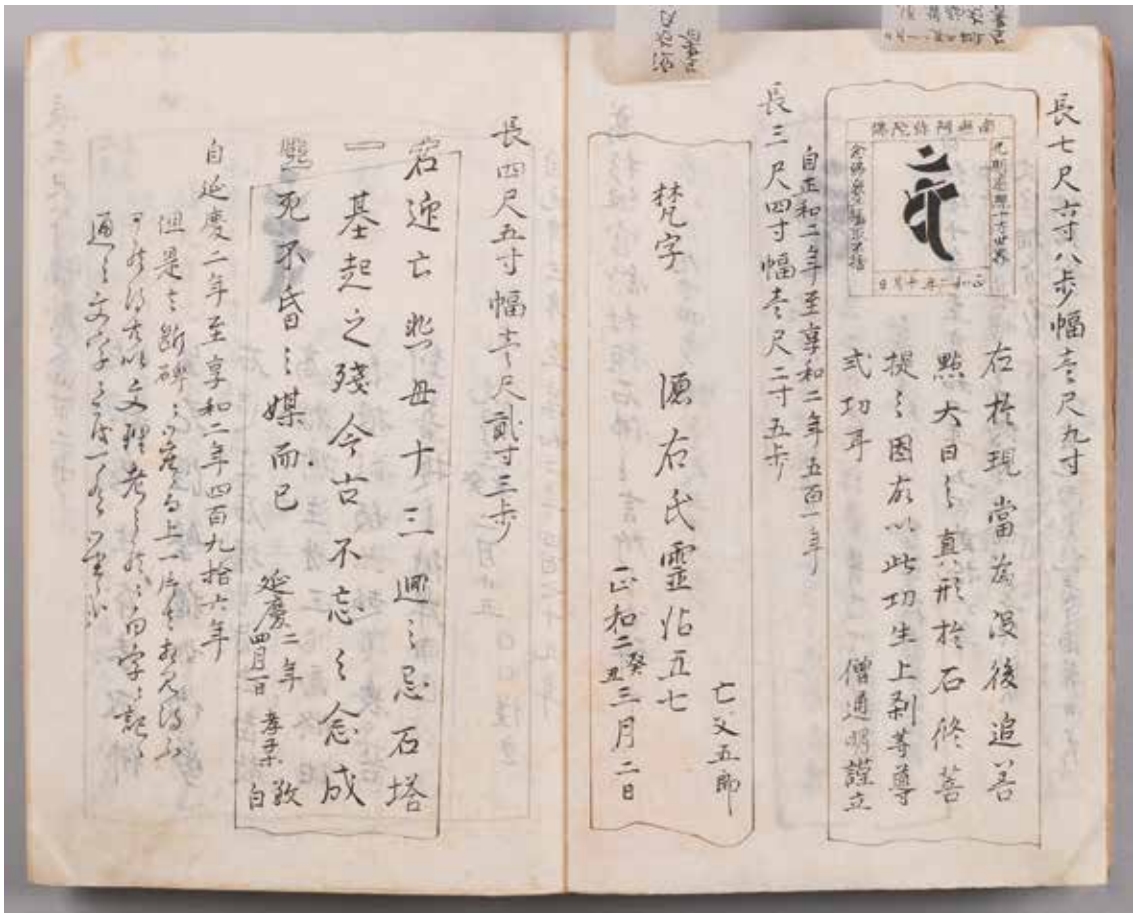

南無阿弥陀佛
[illegible]
正和二年十月日

右於現當為沒後追善
點大日之真形於石修善
提之因於此功生上剎等尊
式功耳
僧通明謹立

自正和二年至享和二年五百一年
長三尺四寸幅壹尺二寸五歩

梵字
源右氏靈佔五七
亡父五郎
正和二癸丑三月二日

長四尺五寸幅壹尺貳寸三歩

右迎亡兆母十三週之忌石塔
一基起之殘今古不忘之念成
兆死不昏之媒而已
延慶二年四月一日　孝子敬白

自延慶二年至享和二年四百九拾六年
但是に斷碑に[illegible]上一[illegible]
[illegible]
[illegible]

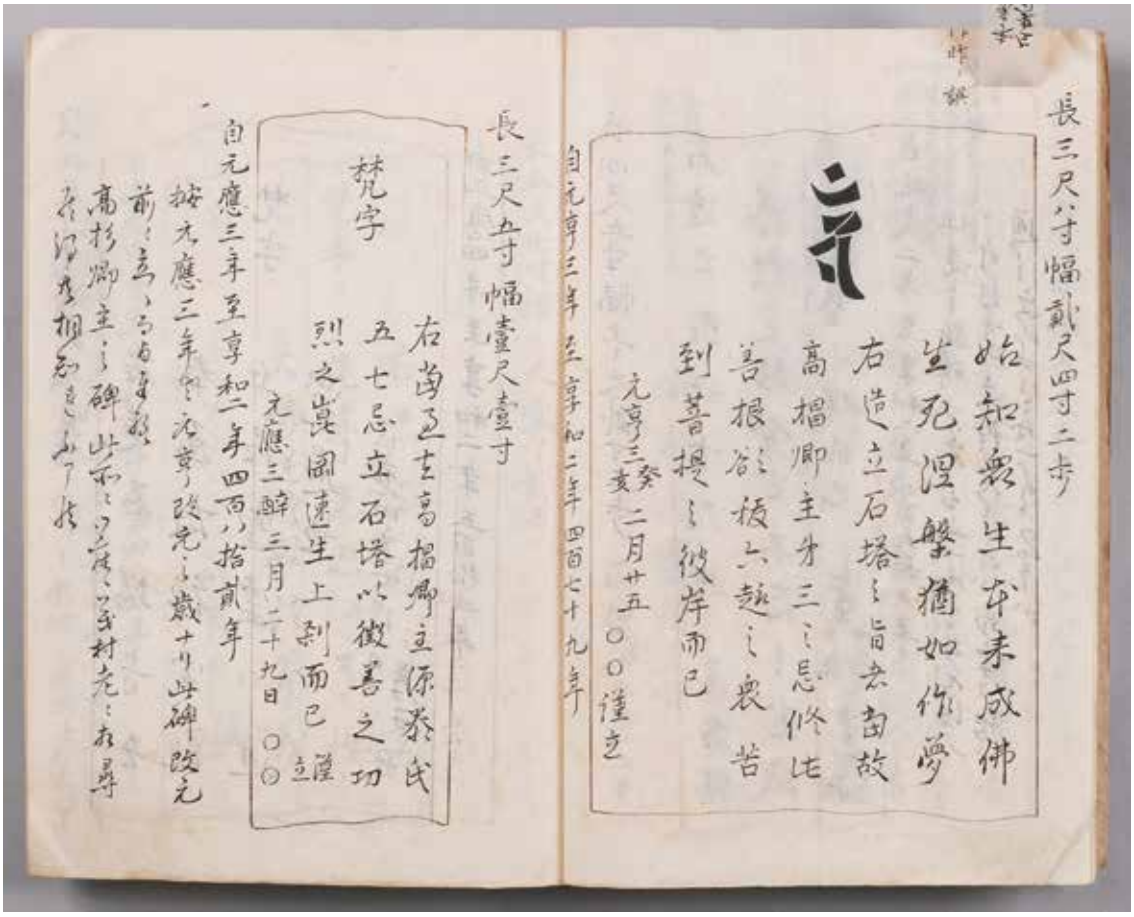

長三尺八寸幅貳尺四寸二歩

始知衆生本来成佛
生死涅槃猶如作夢
右造立石塔之旨去留故
高楣卿主第三之忌修此
善根欲拔六趣之衆苦
到菩提之彼岸而已
元亨三癸亥二月廿五 ○○謹立

自元亨三年至享和二年四百七十九年

長三尺五寸幅壹尺壹寸

梵字

右尚通主高楣卿主源泰氏
五七忌立石塔以徴善之功
烈之崑岡速生上剎而已 謹立
元應三辛酉三月二十九日 ○○

自元應三年至享和二年四百八拾貳年
按元應三年至元亨改元之歳ナリ此碑改元
前之立ニ而有事歟
高杉卿主之碑此所ニ以居ニ以村老ニ於尋
其得其相和也ニ而已

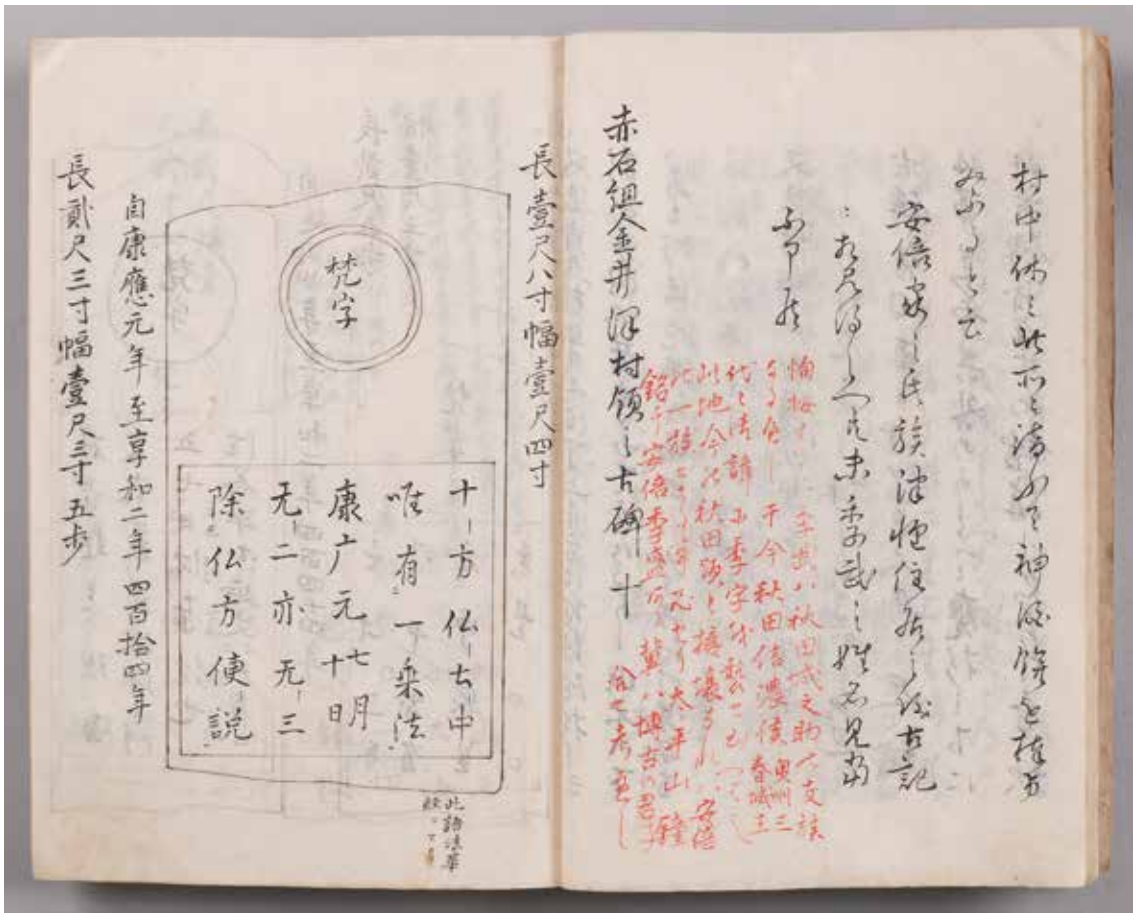

村中佛之此所ニ清水ニ神源餘を植ル
ゆゑ也
安倍家之氏族津恒住ニ於古記
ニ於見得之ニ未来ニ或之姓名見ル
ニ而已

赤石組金井深村領之古碑十

長壹尺八寸幅壹尺四寸

梵字

十方仏古中
唯有一乘法
康广元七月十日
无二亦无三
除仏方便説

此語法華
經ニ下ル

自康應元年至享和二年四百拾四年

長貳尺三寸幅壹尺三寸五歩

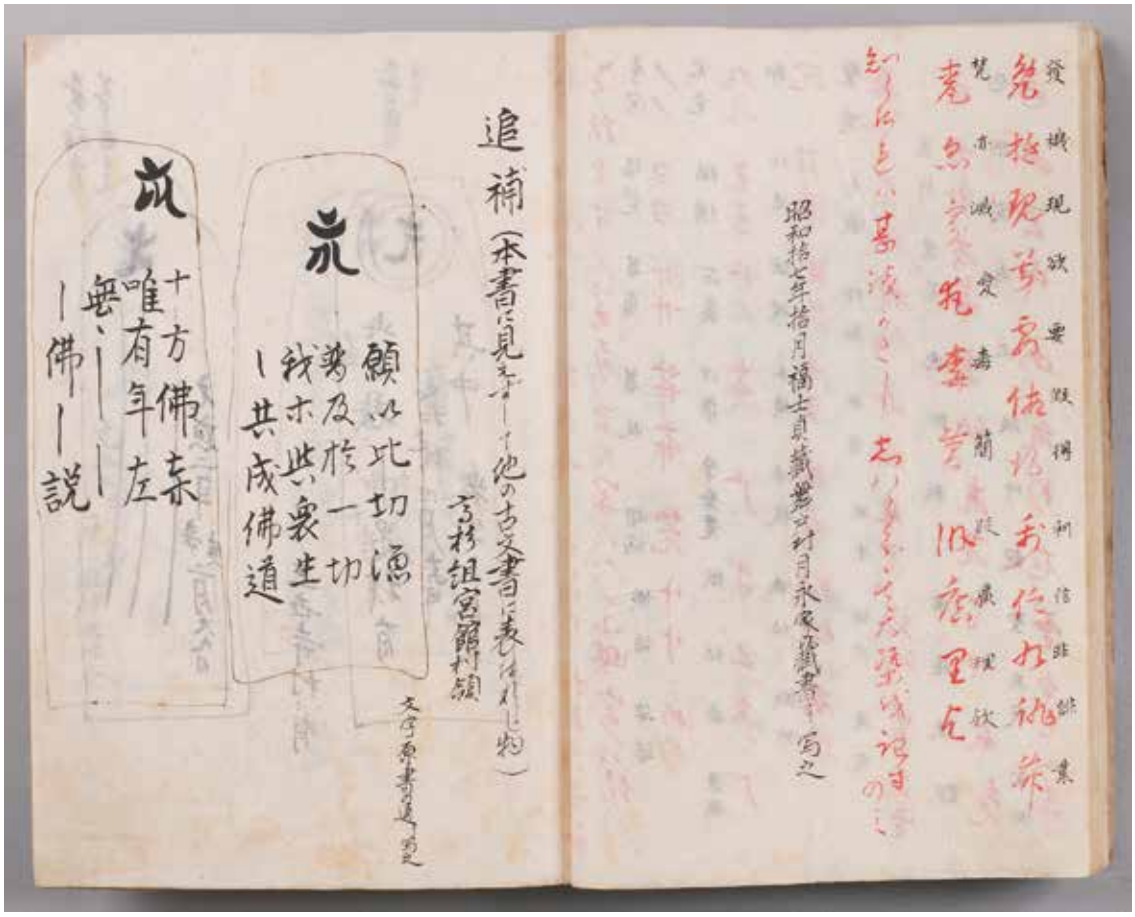
追補（本書に見えずして他の古文書に表はれし物）
文字原書の通り寫之
十方佛来
唯有年左
無ー
ー佛ー説
願以此切漁
勢及於一切
我亦與衆生
ー共成佛道
昭和拾七年拾月福士貞藏舊六村月永家藏書ヨリ寫之

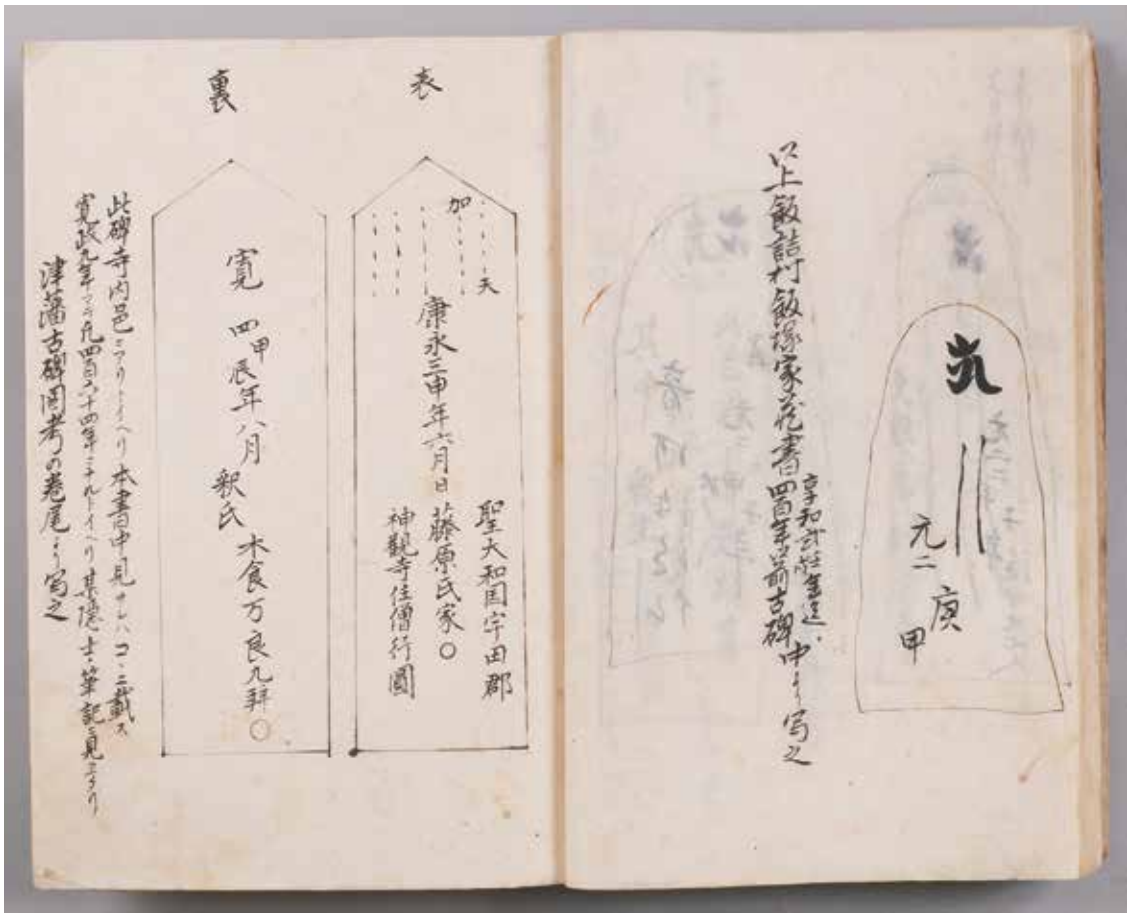
以上飯詰村飯塚家花書
享和弐年迄
四百年以前古碑中ヨリ寫之
元二
庚
甲
表
裏
加
天
康永三甲年六月日
聖大和国宇田郡
藤原氏家
神觀寺住僧行圓
寛
四甲辰年八月
釈氏
木食万良九拜
此碑寺内邑ニアリトイヘリ本書中見ヨレハコヽニ載ス
寛政九年ヨリ凡四百八十四年ニナルトイヘリ其隱士ノ筆記ニ見ヘタリ
津藩古碑図考の巻尾ヨリ寫之

【33】山機禄

写一冊

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ五六九―二）

〔書名読み〕さんきろく

〔著編者〕不詳　（原著者・竹内勘六）

〔写刊年次〕天保以降写　（原著成立・明和八年（一七七一））

〔寸法〕縦二四・五×横一六・八糎

〔丁数〕二三丁

〔備考〕「八木橋文庫」（朱印）、「八木橋蔵書」（朱印）

〔解説〕

近世期に弘前藩が開いた尾太鉱山（青森県中津軽郡西目屋村）は、領内最大の鉱山として藩政時代を通じて稼行された。最初は銀山として延宝から天和期にかけて最盛期を迎え、その後は銅鉛山として稼行された。

本書は、明和七年（一七七〇）から弘前藩より尾太鉱山を請け負って稼行した竹内勘六（金華渓秀山）によって明和八年（一七七一）に著された、①鉱山の位置情報、②インフラの状況、③鉱山の由来、④鋪（坑道）情報、⑤坑道普請の方法、⑥鉱山労働者の情報、⑦精錬に関わる情報、⑧鉱山労働者の給与や取り決めなどの山役人の実務に関わる情報などで構成される、尾太鉱山に関わる百科全書的な記録である「山機録」を書き写したものであり、弘前図書館には、同じく「山機録」の必要部分のみを書写した「尾太銅鉛山旧記」（請求番号ＹＫ―五六九―四・『新編弘前市史資料編２近世編１』弘前市、一九九六年所収）が所蔵されている。なお、史料名は弘前図書館所蔵のものは「山機禄」となっている。

「山機録」は管見の限り、『日本鉱業史料集　第一期近世編②　山機録』（白亜書房、一九八一年）と、九州大学所蔵（九州大学デジタルアーカイブズ公開（平成二十六年六月十三日公開終了））のものがあるが、それらと弘前図書館所蔵の「山機禄」（以下「弘前本」）及び「尾太銅鉛山旧記」とを比較すると、「弘前本」は原本の「山機録」から書き写す情報を選択し再編集したものであることがわかる。

「弘前本」の書写がいつ行われたのかを明確に示す情報は史料上にはないが、同じく「山機録」を書写した「尾太銅鉛山旧記」には、書写の経過が書かれている。それによると、竹内勘六が所持していたものを文化元年（一八〇四）に「尾太山懸」の「須藤何某」が写して所持し、さらに文政元年（一八一八）に「浅井如竹」が借り求めて「他筆を与ふて天保二卯年出来」たものを「御山方席」へ備え置いたものであるという。末尾に「執筆田村吉蔵」とあるが、田村はおそらく天保二年（一八三一）以降に山役人として鉱山の業務に従事した人物であると考えられ、天保年間に至っても、明和八年成立の「山機録」が山方において必要な資料であったことがわかる。

「弘前本」は「尾太銅鉛山旧記」よりも情報を限定して書き写している。「弘前本」には、鉱山までの道程を絵図で示す「道法之事」、鉱山労働者（金名子）の情報である「かな場三ヶ所」「金名子人別」、道具について絵画で示す「鉄道具」「床屋道具」「鋪方ニテ用る道具」、精錬工程の情報を絵画等で示す「汰り場」「鉛石金焼方之事」「床屋吹方之事」「素吹銅吹方之事」「鞴之事」等について記載されているが、金名子の情報以外は、絵画が付されている項目を選択して書き写している。これは、「山絵図稼方入用之諸道具略之」として、ほとんど絵画情報を書き写すことのなかった「尾太銅鉛山旧記」と反対の意図によって書き写されたことが推測されるものであり、おそらくは、文字情報を主として書き写した「尾太銅鉛山旧記」とは別に、絵画情報を主とした「弘前本」の作成が行われたのではないかと考えられるものである。

弘前藩領最大の鉱山である尾太鉱山の実態については、長谷川成一氏の一連の研究により明らかになっているが、以下、長谷川氏の研究

を基に、著者である竹内勘六及び「山機録」成立期までの尾太鉱山の経営者について概観する。「山機録」の著者である竹内勘六（金華渓秀山）は、明和七年に山支配人に任命されたが、「山機録」によれば、鉱山へ御用米を用立てるなど、祖父・勘兵衛の時から尾太鉱山に関わってきた。秀山の先代の勘六は、弘前城下親方町の山師・御用達であった人物で酒造業も営んでいたが、尾太鉱山の開発に失敗した秋田の山師・津国屋の身元保証人としての責任を藩に問われ、尾太鉱山の経営を引き受けることとなった。享保十四年（一七二九）先代の勘六が死去し、その後を継いだ秀山を叔父たちが後見した。同十六年に老朽化した鉱山坑内の水没等に対処するため、煙・水抜普請の計画を立て、同十九年に普請を完成させたが、鉱産は逆に減少した。普請等の実施によって資金繰りに行き詰った秀山から、主として上方における銅鉛販売や資金調達などを担っていた、越前出身の商人・足羽次郎三郎が尾太鉱山の経営を任されることとなった。以後、城下の有力商人である宮崎忠兵衛、そして再び足羽が山支配を任されるなど、鉱山の経営者は頻繁に変わったが、明和七年に至って再び秀山が山支配人を命じられた。明和九年十二月には、鉱産の好転により、藩から褒美金三百疋を下賜されたが、天明元年（一七八一）に、出荷する銅鉛の量目が不ぞろいであること、藩への上納の遅滞、上方への回漕にあたっての不正があったことなどを理由に罷免された。

「山機録」の末尾には、幼い頃から聞き伝えてきた鉱山のことについて、倅に言い伝えるために執筆したとある。尾太鉱山は秀山の稼行以降廃藩に至るまで、ついぞ山勢が回復することはなかったのであり、「山機録」に記録された尾太鉱山の姿は、資金的にも技術的にも鉱山が機能していた時代の記録として、重要視されるに至ったものと考えられる。

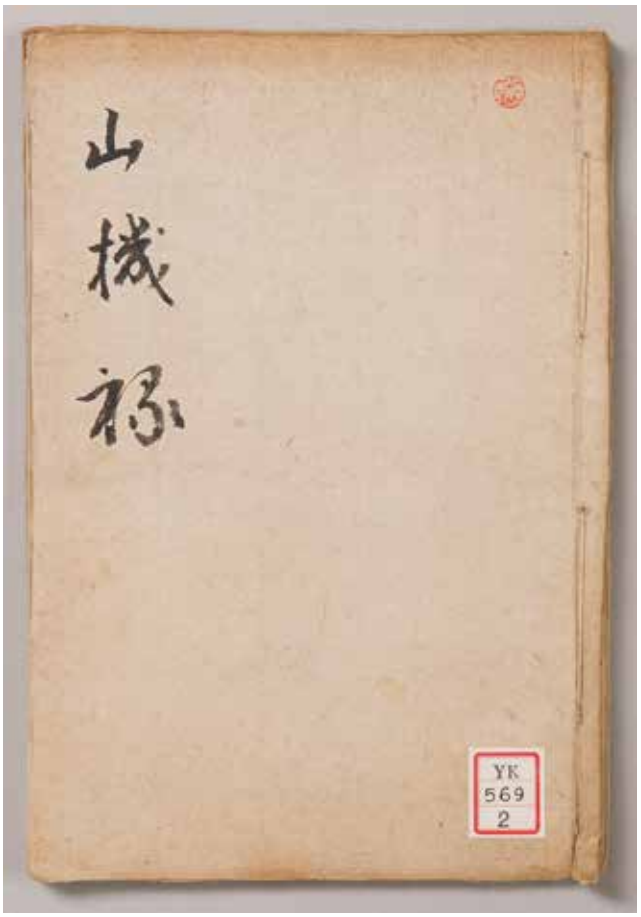

〔参考〕

・長谷川成一『北の世界遺産　白神山地の歴史学的研究』（清文堂出版、二〇一四年）
・日本鉱業史料集刊行委員会編『日本鉱業史料集　第一期近世編②　山機録』（白亜書房、一九八一年）

（小石川　透）

八木橋文庫
YK 2739
弘前図書館

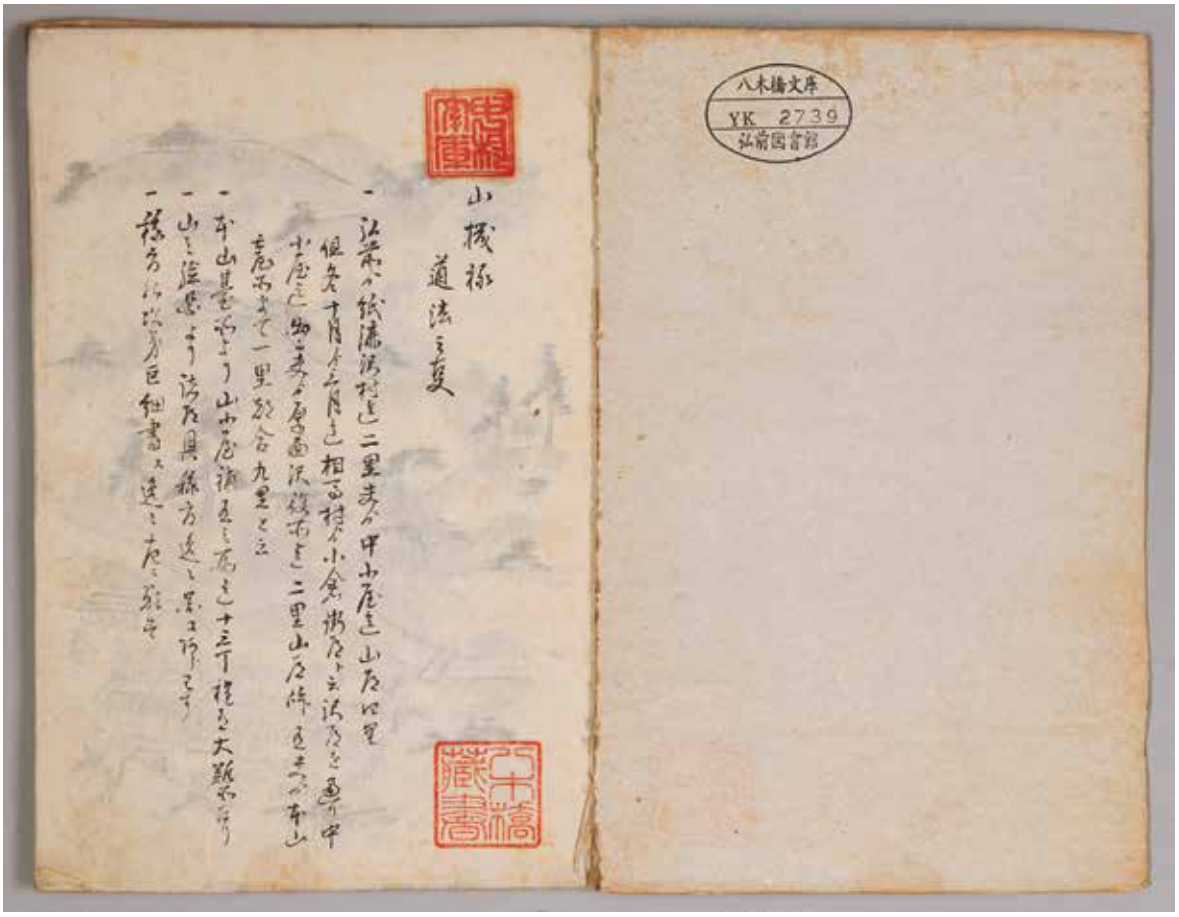

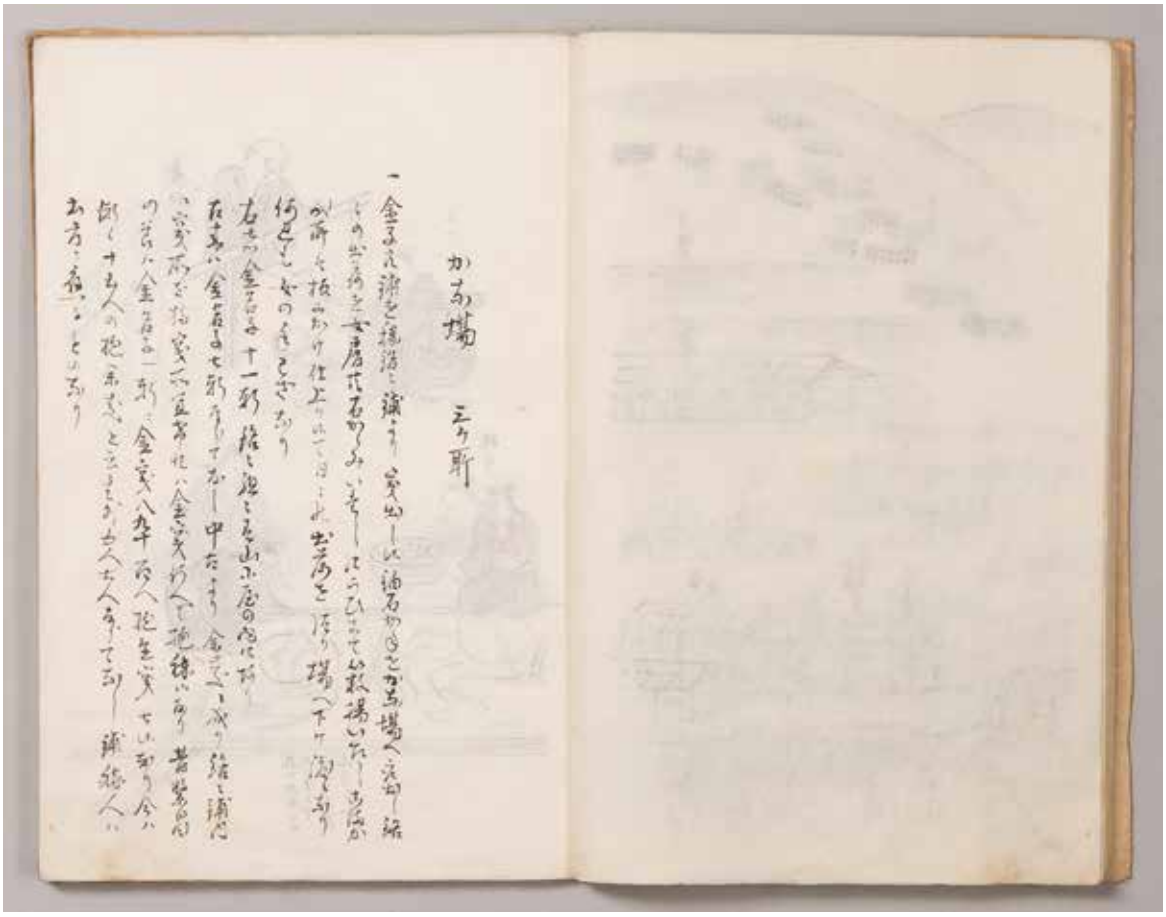

鉄道具

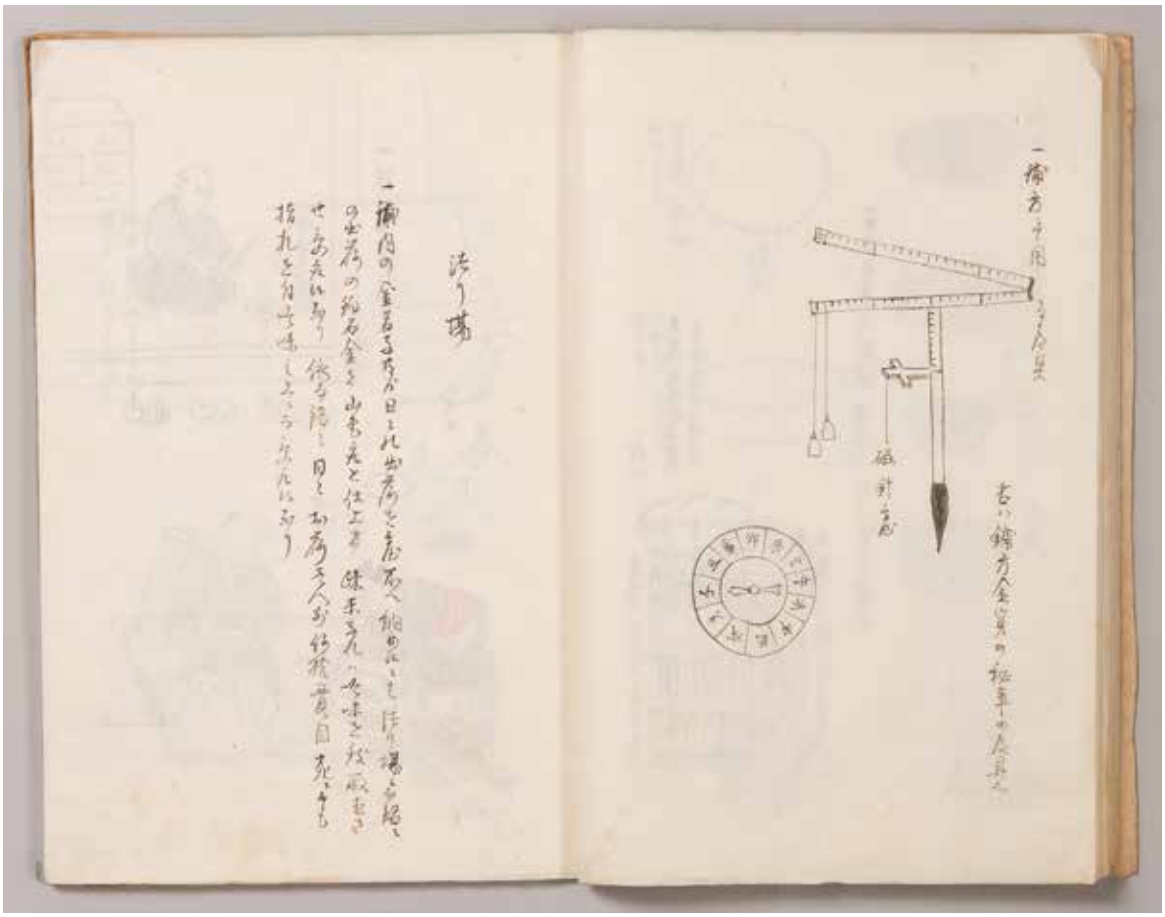
磁針

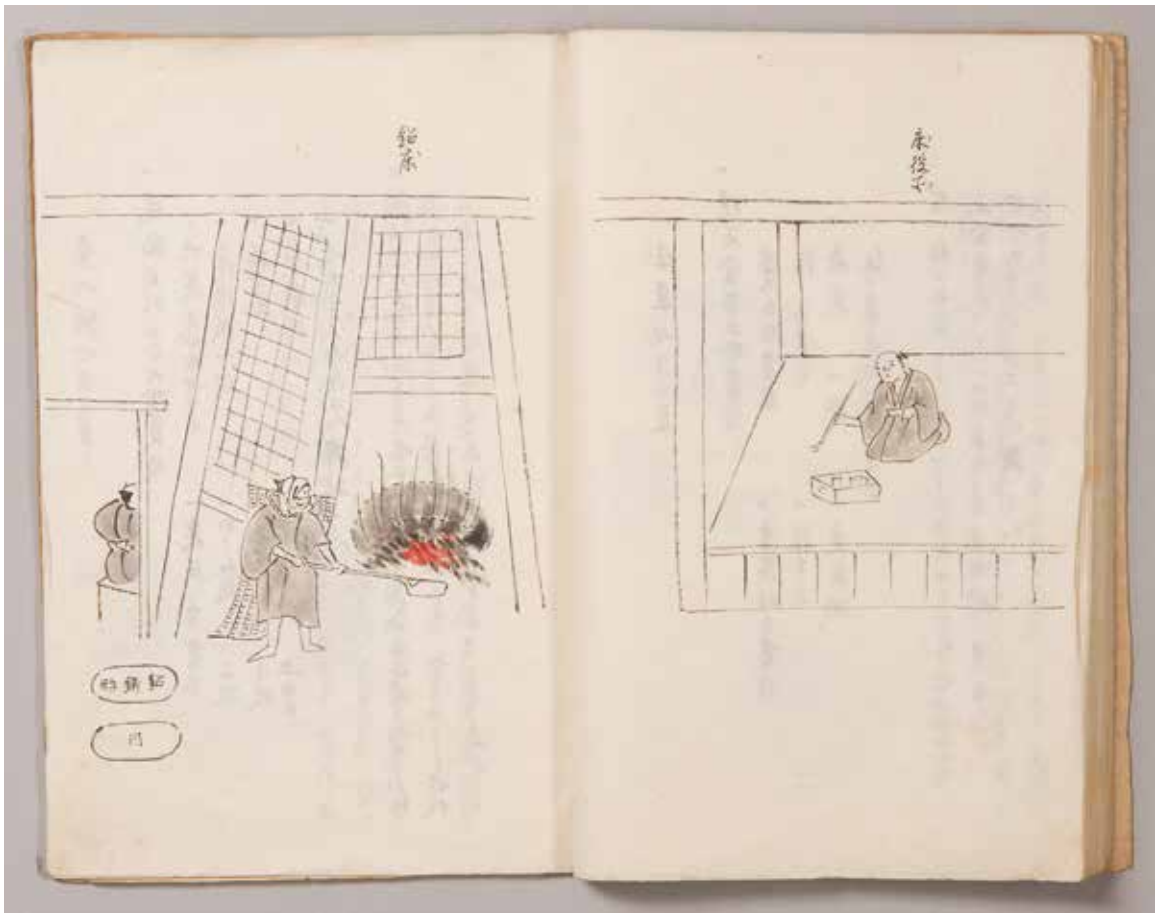

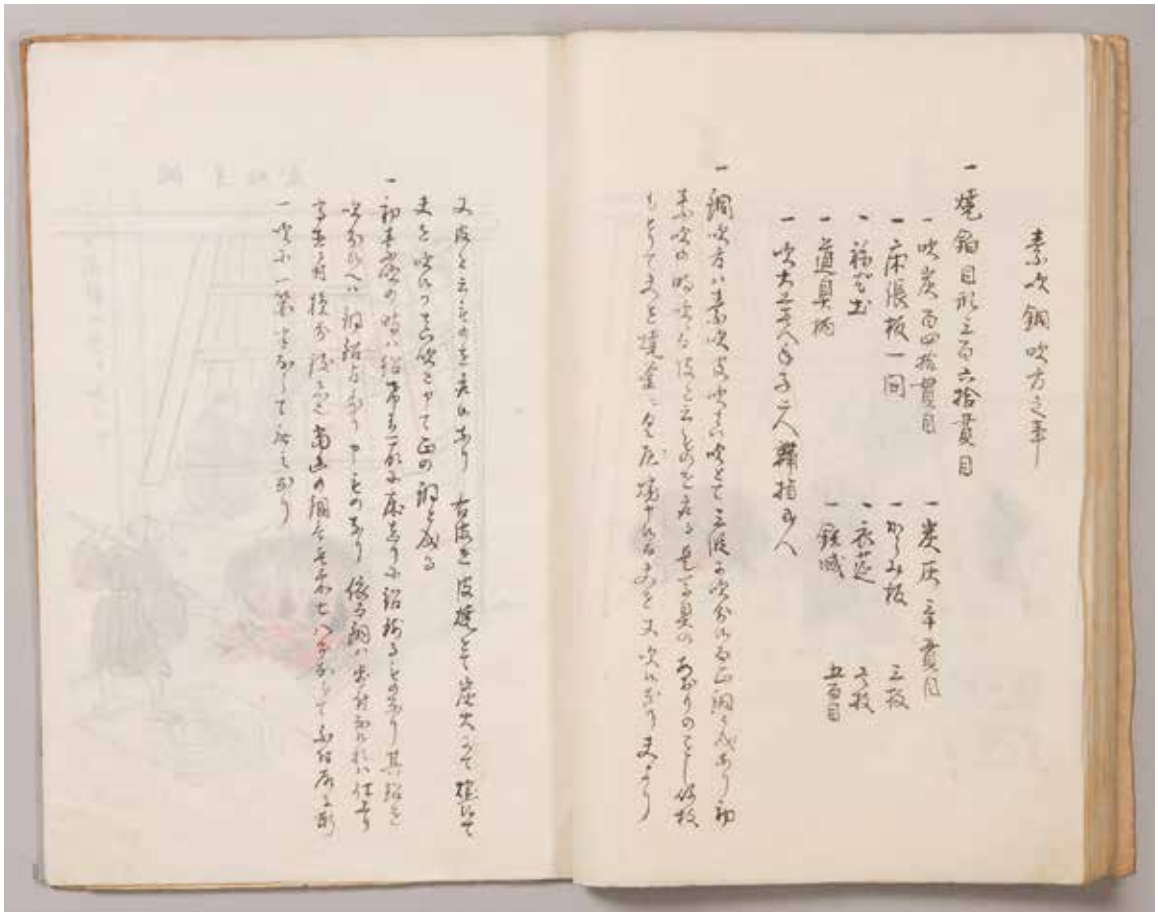

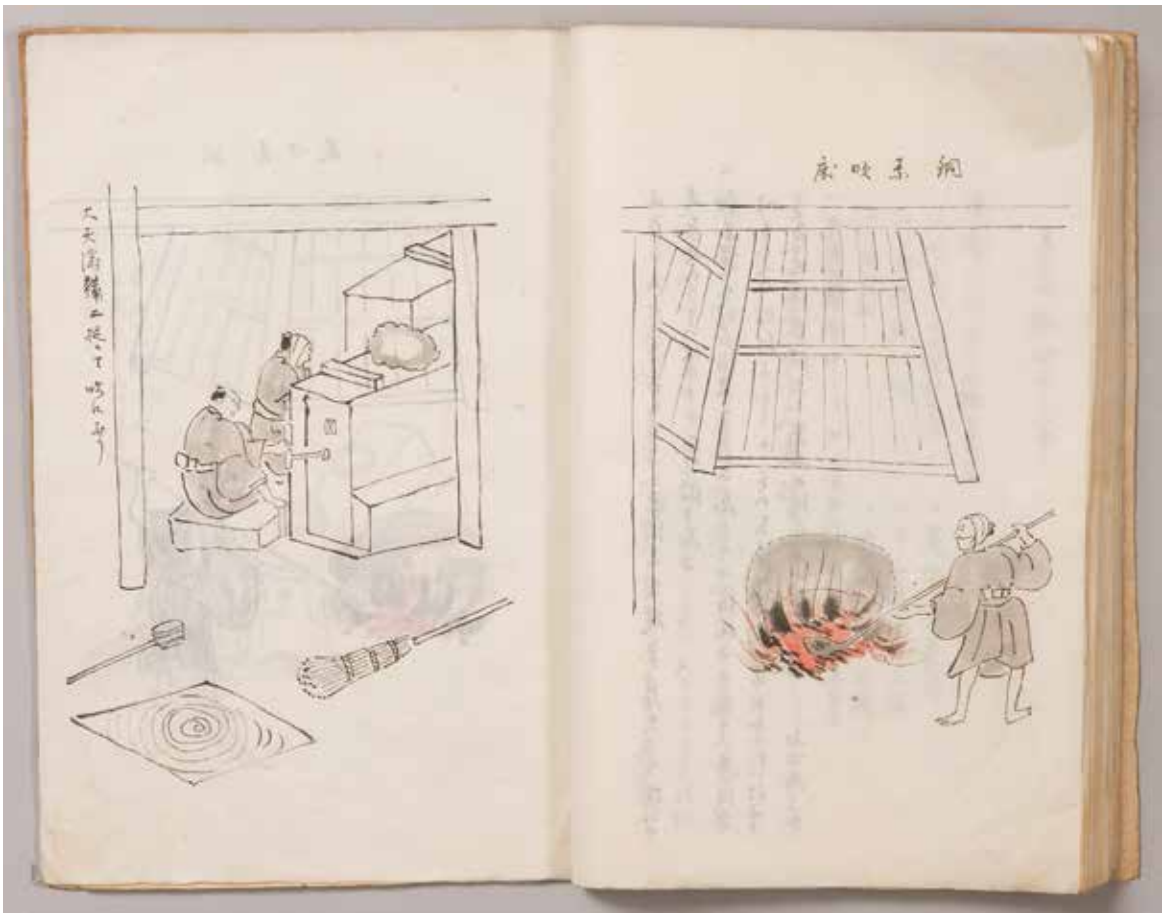

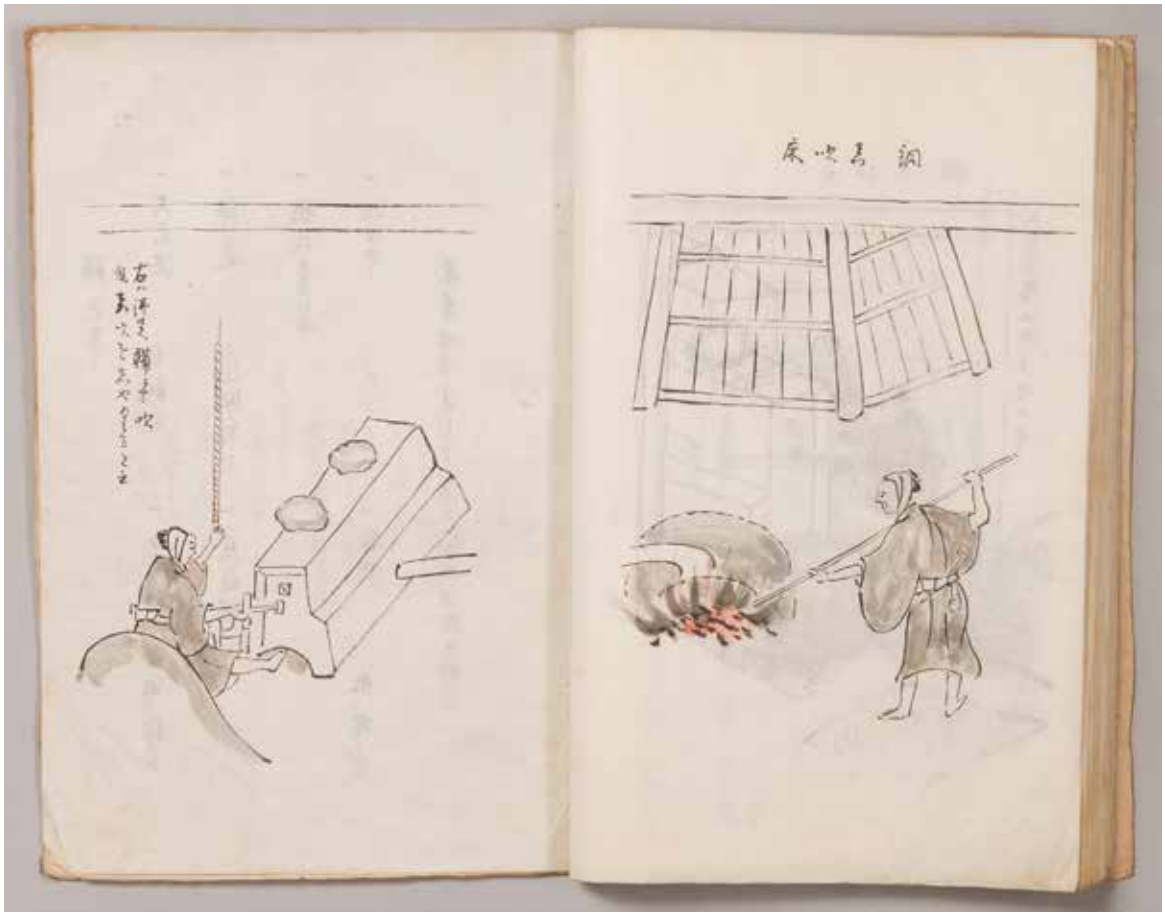
床吹者 銅

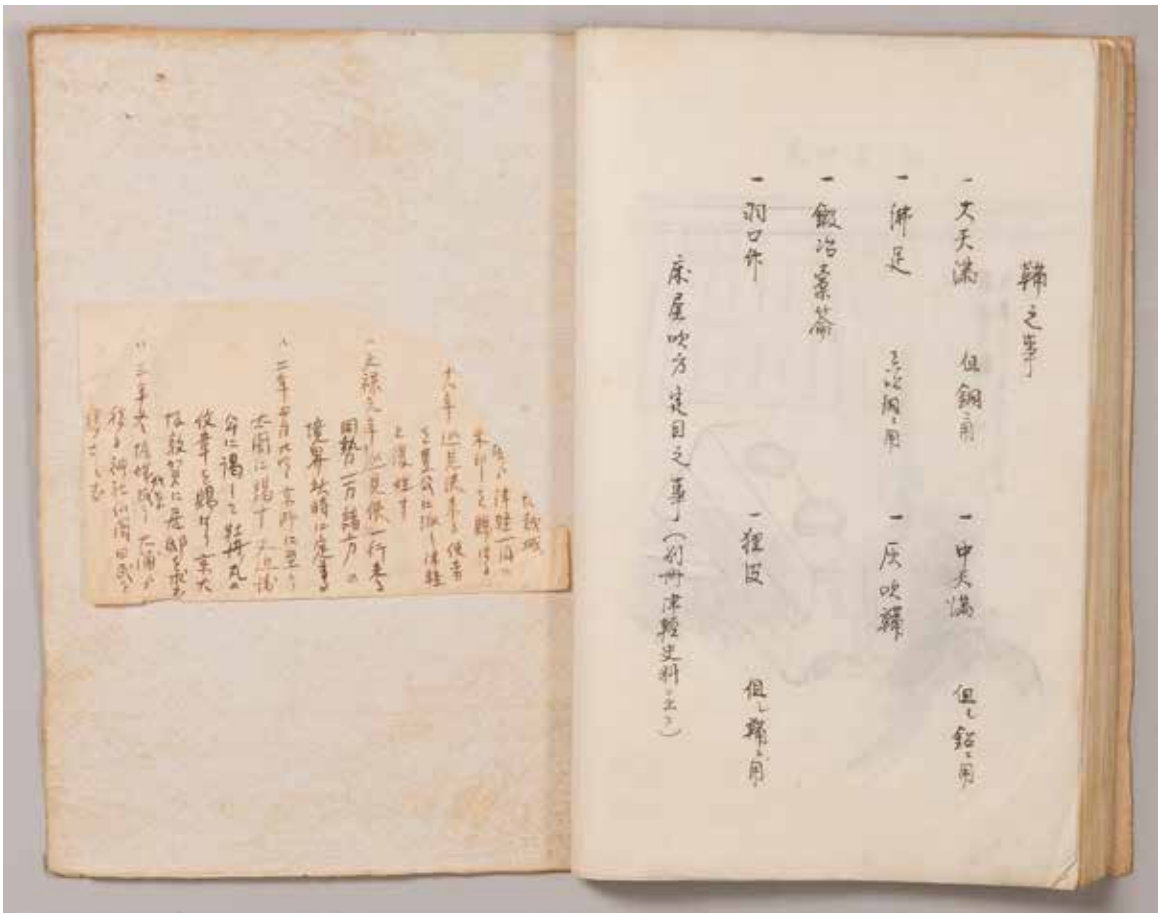
鞴之事
一大天満 但銅ニ用
一中天満 但シ鉛ニ用
一佛足 ミ吹銅ニ用
一灰吹鞴
一鍛冶橐籥
一羽口作
一狸皮 但シ鞴ニ用
床屋吹方定目之事（別冊津軽史料ニ出ス）

【34】耕作口伝書

写一冊

弘前市立弘前図書館岩見文庫蔵（GK六一五―七）

〔書名読み〕こうさくくでんしょ

〔著編者〕一戸定右衛門

〔写刊年次〕元禄十一年（一六九八）成立・宝暦五年（一七五五）写

〔寸法〕縦二三・六×横一六・六糎

〔丁数〕一一丁

〔備考〕「福士蔵書」（朱印）

〔解説〕

「耕作口伝書」は、元禄十一年（一六九八）二月、津軽領蒲田村（現青森県平川市）の一戸定右衛門によって著された、農事暦を中心とした農書である。弘前藩では四代藩主・津軽信政の治世下で大規模な新田開発が進められ、従来は耕作地帯ではなかった岩木川の下流域にも開発の手が及び、実収は大幅に増加した。藩政時代を通じて米の収穫量を増加させる努力は、藩財政を保持し続けるためにも積極的に行われた。

当時の津軽地方の主力品種は、「いわか」（「岩川」「岩が稲」とも）という晩生種だった。収穫量が多く、陸奥湾一帯や岩木川下流域でも作付けされたが、寒冷に弱く、元禄八年（一六九五）の飢饉で多くの餓死者を出す要因の一つとなった。

元禄飢饉は、藩財政の維持を目指す藩の意図と、当時の市場経済の論理、さらには「成立（なりたち）」を目指す農民の多収穫への志向とが一体となって起きた構造的な飢饉であり、多大な影響を弘前藩領に残した。その克服が弘前藩領における重要な課題となった。

課題克服の一つとして、蒲田村の一戸定右衛門が不作を回避するという視点によって編んだのが「耕作口伝書」である。

「耕作口伝書」は、『日本農書全集』第十八巻（農山漁村文化協会、一九八三年）に収録され、佐藤常雄氏による詳細な解題が付されていることから、それを基に、概要を解説する。

弘前図書館所蔵岩見文庫の本史料は、宝暦五年（一七五五）十二月に書き写したことが末尾に明記されるが著者名は欠けている。しかし、佐藤氏により、元禄十一年の一戸定右衛門著「耕作口伝書」の写しと比定されたもので、『日本農書全集』所収の際には底本として用いられたものである。

本州最北の稲作地帯という性格上、津軽地方では稲作技術の追求が盛んで多くの農書が残されたが、最も早い成立と考えられるのが「耕作口伝書」である。著者である一戸定右衛門は、「小知行派（こちぎょうはだち）」として蒲田村に土着した一戸家出身である。一戸は蒲田村の稲作だけが元禄八年の大凶作の被害を回避できたことに着目し、蒲田村における稲作の農事暦と、岩木山の初雪・初消え、草木の生育の具合などの経験的自然観察とを論じた。それらの分析によって各作業の適期を導き出しているが、特に重視したのが、稲作の最初の農作業である浸種と、稲の刈り取りの開始日についてであり、農事暦を基準としながらも、その年々の自然状況を観察し、それに応じた耕作手順を滞りなく的確に実施していくことが強調されている。

元禄十六年（一七〇三）三月に弘前藩は不作回避のために具体的な農耕手順を示した「在々江申渡候書付」（『青森県史資料編近世2』No.三一九）を布告したが、こうした耕作手順の細部にわたる内容の布告を可能にしたのは、「耕作口伝書」にみる農業技術の追求と蓄積が在方にあったからであり、同時に農民的な農業知識の高まりを藩権力が農政へ取り込んでいったことを示していると考えられるものである。

農耕手順の順守による不作の克服という、北奥地域での稲作における普遍的な課題に対応したものであったことから、「耕作口伝書」は、藩

政期を通じて、弘前藩領における基準的な農書として用いられた。宝暦五年の飢饉では、大庄屋を通じて村方へ各一冊が配布されるなど、北限の稲作における実践的な技術書として藩権力からも位置づけられていき、その後の弘前藩領の農書に大きな影響を与えることとなったのである。

〔参考〕

・佐藤常雄「耕作口伝書」解題『日本農書全集』第十八巻（農山漁村文化協会、一九八三年）
・浪川健治「津軽農書案山子物語」解題『日本農書全集』第三六巻（農山漁村文化協会、一九九四年）
・新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史通史編2（近世1）』（弘前市、二〇〇二年）
・青森県史編さん近世部会編『青森県史資料編近世2』（青森県、二〇〇二年）
・青森県史通史編部会編『青森県史通史編2近世』（青森県、二〇一八年）

（小石川　透）

耕作口傳之事

一 三作之年ハ彼岸終リ須ク雪除アレハ不作之事ニハ
彼岸末ヨリ雪除カ事

一 三作之事ハ春乃去用入リ又六日過ハ梅樹の
花ニ咲ク頃也ハ草木芽出シ不作の年ニハ
去用過ニ漸ク頃ヨリ事

一 田種之間ハ三作之事ハ一暦ニ又月乃節ヨリ

右之通ニ度々ニ成ル事ハ計ニ御渡ハ旨
ニ付ニ入ル右之趣能ク相心得耕作ニ可遂
不申候ニ付ニ出情肝要存ハ候

二月

大庄屋

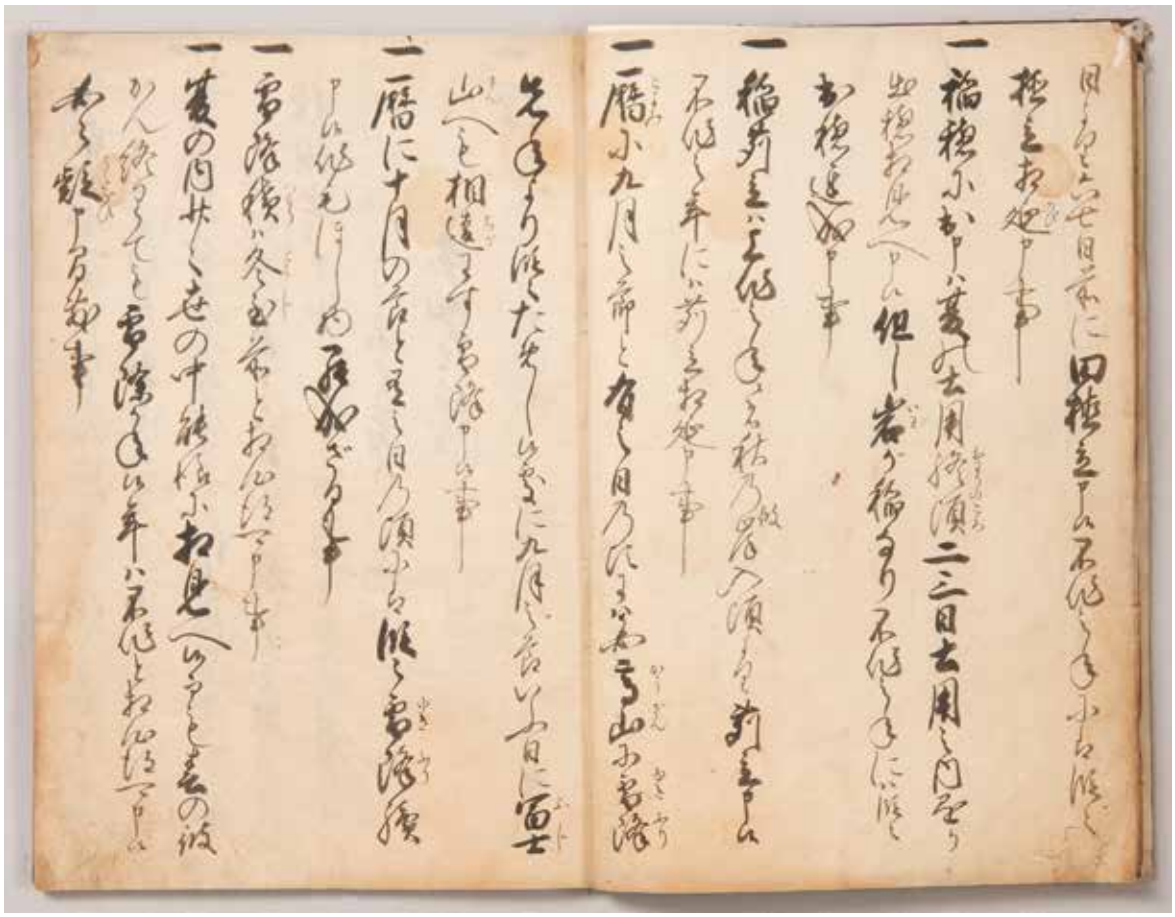

日ヨリ六七日前ニ田種之事ハ不作之事ニハ候ヘ
種之相処ヨリ事

一 稲穂ニ於テハ麦ハ去用終須ク二三日去用之間至リ
出穂相見ヘ候ハ但シ岩ヶ稲ヨリ不作之事ニハ候ヘ
相穂遅ク事

一 稲苅之ハ三作之事ハ稲乃彼岸入須ク苅之事ハ
不作之年ニハ苅之相処ヨリ事

一 一暦ニ九月之節ヨリ有之日乃ハ其ヨリ山ニ雪降
先ヨリ降ニ大先シハ其ニ九月之節ハ日ニ富士
山ヘモ相違ヨリ雪降ヨリ事

一 一暦ニ十月の節ヨリ有之日乃須ク日ニ候ヘ雪降積
ヨリ候ヘ先ヨリ内ニ雪降ヨリ事

一 雪降積ハ冬至前ヨリ相見ヘ候ヨリ事

一 麦の内ハ其ヨリ春の中能ク相見ヘ候ヨリ春の彼
かん終リ候ヘ雪除ヨリ候ハ年ハ不作ヨリ相見ヘ候ヨリ
其ヨリ能ク事

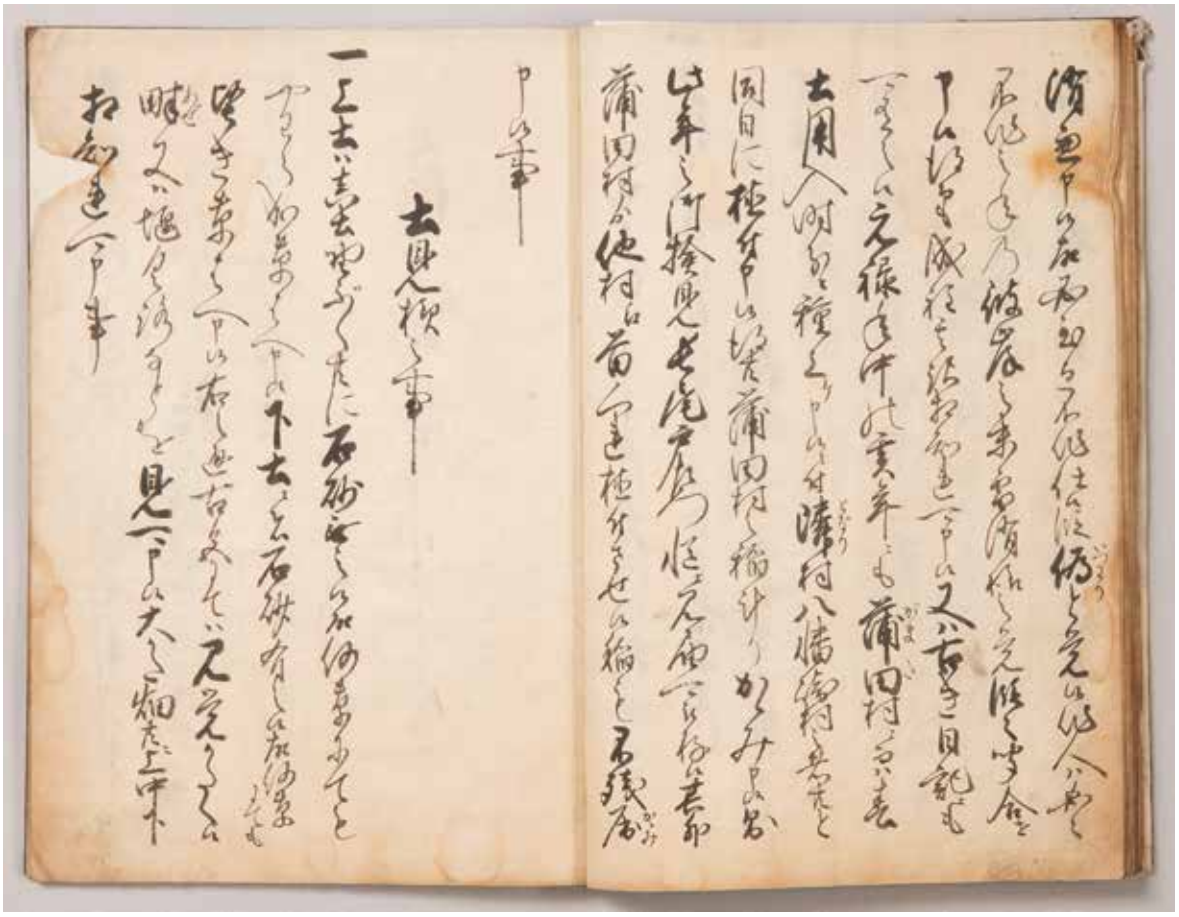

【35】一粒金丹治症　刊一枚
一粒金丹試功　刊一枚

弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵
（ＹＫ四九九―六／ＹＫ四九九―七）

〔書名読み〕いちりゅうきんたんちしょう
いちりゅうきんたんしこう

〔著編者〕不詳

〔写刊年次〕一粒金丹治症　天明八年（一七八八）推定
一粒金丹試功　寛政十一年（一七九九）

〔寸法〕一粒金丹治症　縦二〇・七×横二七・〇糎
一粒金丹試功　縦二七・五×横四〇・二糎

〔解説〕

弘前藩が製造し、江戸時代を通じて巷間に知られた秘薬として「一粒金丹」がある。鎮静剤や強壮剤として用いられ、下痢や脳卒中の後遺症などにも効能があるとされた。

その製造は、四代藩主・津軽信政の懇願により、岡山藩の支藩として一万五千石を領し、後に幕府の奏者番を務めた池田丹波守輝録（てるとし）から、その藩医・木村道石を通して、元禄二年（一六八九）に弘前藩医・和田玄良へ製法が伝えられたことに始まる。以後、弘前藩では、和田家をはじめ、国元と江戸常府の限られた藩医（「弘前藩庁日記（国日記）（以下「国日記」）」文化十三年（一八一六）二月十八日条では一粒金丹の伝法は国元四人・江戸三人の七人に限ることを決定）にのみ製造方法を伝授する方法で、製造法の伝承を管理した。一例として、松木明・松木明知『津軽の医史』に掲載された嘉永三年（一八五〇）の渋江抽斎（しぶえちゅうさい）から中丸昌庵（なかまるしょうあん）への製造方法伝授においては、藩の用人兼松久通から製造方法の伝授について許可する旨の書状が出されるなど、藩が主体的に伝承体制を維持管理することで、一粒金丹の品質確保を目指したものと考えられる。

一粒金丹は、阿芙蓉（あふよう）すなわち阿片（あへん）を主成分とし、他に膃肭臍（おっとせい）（オットセイの陰茎）・麝香（じゃこう）・辰砂（しんしゃ）・龍脳（りゅうのう）・原蚕蛾（げんさんが）・射干（やかん）などを薬種として製造されるが、阿芙蓉は、弘前藩の特産品として有名であったとされ、オットセイは松前・南部と共に津軽が主要な捕獲地とされていた。「国日記」では、藩領内で芥子の栽培が実施され、阿芙蓉の採取が行われていたことが確認でき、また、膃肭臍については領内アイヌからのオットセイの献上について記事が散見される。これらから、阿芙蓉と膃肭臍を他地域より比較的容易に入手できたことが、弘前藩の一粒金丹製造を大きく前進させ、全国的なブランドに押し上げた要因だったと考えられる。

「一粒金丹治症」及び「一粒金丹試功」は、『青森県史資料編近世３』に所収され、佐藤吉長氏及び福井敏隆氏による解説が付されている。それによると、これらは一粒金丹の効能を宣伝する引き札（広告）であり、一粒金丹の効能と、阿片の苦みを緩和するための砂糖湯や生姜汁などを用いる服用方法について詳細に記される。「一粒金丹試功」には、一粒金丹製作者として弘前藩医・和田玄春の名前が記されるが、これは、単に広告のために引き札が作成された訳ではなく、真薬としての信頼性をアピールする目的があったものとされる。「要記秘鑑」第十三（弘前図書館蔵・請求記号ＫＫ二〇九―二）の寛政十一年（一七九九）六月十日の記事には、近年非正規の一粒金丹が出回っていることから、正規品として自分の調合した一粒金丹に姓名を明記したいと和田玄春から願い出があり許可したとある。「国日記」文化十一年七月十二日条では、一粒金丹調合伝法者である医師が領内を組分けして売薬することが決まっており、江戸では「江戸表御出入商人薬店大坂屋平六」に一手販売を許可している（「国日記」文化十一年十一月十七日条）。その際、

藩庁では、「大凡年中三百両位之金高」を売り上げとして見積もっていた。これらから、一粒金丹の製造は製薬産業としてある程度成り立っていたことが推測されるものであり、弘前藩は阿片と膃肭臍をはじめとする薬種の確保と製造方法伝承の管理による品質管理を行うことで、藩営の製薬産業を維持発展させようとしていたものと考えられる。

〔参考〕

・松木明・松木明知『津軽の医史』（津軽書房、一九七一年）
・松木明・松木明知『続津軽の医史』（津軽書房、一九七五年）
・松木明知・花田要一編『津軽医事文化史料集成』（第八十六回日本医史学会、一九八六年）
・松木明知・花田要一編『津軽医事文化史料集成　御国日記上』（第八十六回日本医史学会、一九九三年）
・松木明知・花田要一編『津軽医事文化史料集成　御国日記下』（第八十六回日本医史学会、一九九四年）
・榎森進「近世初期の北奥社会とオットセイ」渡辺信夫編『東北の交流史』（無明舎出版、一九九九年）
・関根達人「本州アイヌの生業・習俗と北奥社会」長谷川成一・関根達人・瀧本壽史編『北方社会史の視座　歴史・文化・生活』第一巻（清文堂出版、二〇〇七年）
・本田伸『弘前藩』（現代書館、二〇〇八年）
・青森県史編さん近世部会編『青森県史資料編近世３』（青森県、二〇〇六年）

（小石川　透）

一粒金丹治症

男女の労咳痰血吐血小便ちがく腎虚症又胃脾腎肺の浮欠一き池潟瘧病いえさる尺風邪鼻塞清涕となり一延涙止さる虚症の腹痛腹脹酒毒黄疸宿食化まず飲食をくまず三十六種の中風手足不叶老若おのおの筋骨を煖の腰膝の疼痛目を明や一顔色を潤一老を変一て童よかえり速行て身を健よ一髪を黒一牙歯を固一生冷滑食をと一脾胃を調一第一男女老若ともに虚症三焦を潤一精気を補ひ五臓を安一魂魄を定め腎水不足の人元陽気益一奇効あり〳〵述かた〳〵大虚の人毎月一日一粒或三日一粒或ハ早朝小沙糖湯にて丸ずつ用中虚の症八五日十日小一粒或ハ其症を随て用之甚効有

余云養生の為常よ毎月上旬三九を択くて書すれ数月考ふるまかを強一精気を養一腰脚を潤ふ効能のごとく故よって表示書加て安乎や

丁未仲夏日

一粒金丹主効

五労七傷男女諸般の労症痩衰血証止き形痩色青く手足倦怠飲食味なく上盛下虚自汗盗汗出るものふ白砂糖一匁許を湯よ入て生姜汁少許を加へ平旦空心よ毎小一丸を服と久一く服一て猶験ある○脾胃損傷一久一く洩利一て羸痩甚一しきもの及赤白痢裏急後重上衝数十行よ又夜中不眠よ皆飲食上湯五匁許を臨臥毎小一丸を服す○陰症の陽寒及中寒手足厥冷口舌不便大小便自利よ飲食上湯よ生姜汁少許を加へ朝夕各一丸ツ服と○久年膝足麻痺行歩不便或ハ中風手足癱瘓及老人年五十以上最寒酷暑の間之ツ服一て能時気よ随行歩軽健よ白砂糖湯よ平旦毎小一丸を服と○三焦を潤一精気を補ひ筋骨を堅一男女陽事不強一及男子婦人月経不順或ハ絶嗣よ白砂糖湯よ平旦毎よ一丸を服と○心志労役及持編脳神の人毎月朔十日廿日の平旦白砂糖湯にて毎よ一丸を服と兼て能革中時行疫病を避く○凡金丹を服すれハ気力倍及歯牙堅固かつ耳目聡明一て腹病悪虫すべて久終日酔及茅瘴を此薬我。

藩の禁方ありて国よを他邦よ出ざるとろ厳令我。

藩の医士よ非ざれハ能ク然ふ近来多く貴顕の出て禁方ハ伝ものあり故よ今新ふ請官ふ姓名を録一て以ふ彼の貴顕よ異ハものや今よそ後乎ふ姓名及印章ふ伝を皆棚口の貴顕取て以ふ証と云爾

于時寛政十一歳次己未七月吉旦

奥州津軽医官

和田玄春製

【36】天狗の内裏（てんくのたいり）　刊二冊

弘前市立図書館蔵（W九一三・四―二三）

〔書名読み〕てんぐのだいり
〔著編者〕未詳
〔写刊年次〕未詳（無刊記）
〔寸法〕縦二四・七×横一六・九糎
〔丁数〕上冊二五丁、下冊二〇丁
〔外題〕ナシ
〔内題〕てんくのたいり　上（下）
〔備考〕丹緑本の版本。「弘前医官渋江氏蔵書記」（渋江抽斎蔵）の印あり。

〔解説〕

本書は、少年期の源義経が鞍馬山の天狗に兵法を習うという話を、挿絵入り丹緑（たんろく）本で出版したものである。著書は未詳、刊行年も未詳。丹緑本という版本であることから、寛永から万治頃の刊行と考えられる。

『天狗の内裏』の内容は、源義経が鞍馬寺で修行していた時代、鞍馬の山奥にある「天狗の内裏」において、大天狗（天狗の王）に兵法の秘術を学び、その後、大天狗の案内で地獄仏界をめぐり、大日如来になっていた父義朝に会い、源氏の未来を聞くという話である。

主人公の源義経（一一五九～八九）は、鎌倉時代前期、源頼朝の弟として、源平の合戦で活躍した武将である。平治元年（一一五九）の生まれ。幼名を牛若丸といい、のちに九郎判官と称された。父は義朝で母は九条院雑仕常盤。源頼朝の異母弟である。父義朝は、平治の乱で敗死、生後間もない義経は母や兄今若（全成）・乙若（義円）らとともに捕われたが、将来の出家を条件として一命を助けられ、洛北鞍馬寺に預けられた。しかし鞍馬寺を脱出してみずから元服、源九郎義経と称し、奥州平泉の藤原秀衡の庇護をうけた。治承四年（一一八〇）八月、兄頼朝が伊豆に挙兵すると馳せ参じ、十月黄瀬川の陣において兄とはじめて対面する。寿永二年（一一八三）末、兄源範頼とともに京都に向けて出陣、元暦元年（一一八四）正月、源義仲を討ち、頼朝配下の武将として入洛した。その後、後白河上皇の院宣をうけて、平家追討のために出京、摂津一谷に布陣していた平家を、いわゆる鵯越（ひよどりごえ）の奇襲によって撃破した。その後さらに平家を追討し、平家を壇ノ浦に沈めたのも義経の功績である。しかしこの間、梶原景時以下の関東御家人と対立したり、景時の讒訴などもあって頼朝の不興を買い、鎌倉に下向した折には鎌倉入りを拒否された。相模国腰越での頼朝への陳訴を綴った「腰越状」は著名である。その後さらに義兄頼朝との関係は悪化、身の危険を感じた義経は、奥州に逃れて藤原秀衡を頼るが、秀衡が死去すると、その嫡子泰衡は鎌倉側の強圧に耐えかねて、文治五年（一一八九）閏四月三十日義経を衣川の館（岩手県西磐井郡平泉町）に襲撃、義経は妻子とともに三十一歳の生涯を終えた。

後世の人々は、数奇な運命と悲劇的な最期をとげた義経を慕い、『義経記』など、彼を英雄視する物語が多く生み出された。いわゆる「判官贔屓（ほうがんびいき）」とは、悲劇の義経に同情する心情が由来となっている。

また義経に同情する人々の思いは、義経の生存説を生み出してゆく。義経は実は衣川館を抜け出して北方へ逃げのびたとされ、東北各地において、義経ゆかりの伝承を生み出した。義経が入った湯、義経が鎧を掛けた木、義経が腰をかけた岩、義経と契りを交わした女性など、各地に様々な伝承がある。三厩（みんまや）の義経寺には、義経が観音に祈って神馬が現れ、津軽海峡を渡って北海道に渡っていく伝承が伝わる。この義経生存説は、さらに発展して、蝦夷入りの伝説から韃靼（だったん）入りに展開し、さらに

は成吉思汗の前身説に結びつけられていく。

他にも、流浪する義経像は、いわゆる貴種流離譚の流れと一体となって、鬼一法眼の娘の皆鶴姫、矢作の長者の娘の浄瑠璃姫などとの悲恋の物語を生んでいく。

また義経の、武士としての源平合戦における活躍は、幼少期の様々な伝承を生み出した。鞍馬山で天狗に武芸を鍛えられた話、京都五条の橋で弁慶と闘う話、鏡の宿で熊坂長範を討ちとる話、八艘飛びの話など、多くの物語草子や謡曲などで伝えられ、広範に享受された。

『天狗の内裏』のように、鞍馬の天狗に兵法を習ったという話は、源平合戦における義経の強さが、義経は実は兵法を天狗に習っていたのだという伝承を生み出したことによる。『天狗の内裏』は、このように義経の悲劇性と英雄像とを背景として生み出された一書である。

『天狗の内裏』の諸本については様々な研究があるが、弘前市立図書館本は、「丹緑本」と称される、稀少な本であることが注目される。

丹緑本とは、寛永年間（一六二四～一六四四）から万治年間（一六五八～一六六一）にかけて版行された、墨摺りの挿絵に特色のある彩色を施した版本のことである。丹（赤）・緑青・黄の三色が用いられ、特に丹・緑が多様されていることから、「丹緑本」の名が付けられた。出版の中心が上方であった時期の制作のため、上方版に限られる。色付けの方法は、綺麗に塗り込まず、筆任せに色を載せたような筆彩の本である。主に、軍記物、お伽草子、古浄瑠璃の正本などに作例が見られ、本書もその一つである。

また本書には、「弘前医官渋江氏蔵書記」という朱印が押されている。「弘前医官渋江氏」とは、弘前藩の侍医であった渋江抽斎のことで、渋江氏の旧蔵本と知られるものである。

渋江抽斎（一八〇五～一八五八）は、弘前藩の侍医で、第十一代藩主津軽順承に仕えた人物である。文化二年（一八〇五）十一月八日、江戸神田で生まれた。父は允成、母は縫。代々、津軽藩医の家系である。諱は全善、幼名は恒吉、字は道純、または子良とし、抽斎と号した。江戸時代後期、江戸在住の医者であったが他にも儒学者・国学者・考証家・書誌学者でもあった。

医者としての渋江抽斎は、津軽藩江戸定府の医官として三百石を食み、のち弘化元年（一八四四）には、江戸神田にあった幕府の官立医学校躋寿館の講師となった。将軍徳川家慶に召されて十五人扶持を給されている。医学における師は、伊沢蘭軒と池田京水である。医学の著作として、池田京水の所伝を筆記した『護痘要法』一巻（一八三一年）があり、丹波康頼撰『医心方』三十巻の校刻（安政元年（一八五四）～六年）にも加わった。また医書『素問識小霊枢講義』などの著書もある。

渋江は、医学の他、儒学者・書誌学者・蔵書家としても著名である。師の伊沢蘭軒の学風をよく受け、市野迷庵（一七六五～一八二六）・狩谷棭斎から学んだ書誌学・考証学の分野においても活躍した。例えば森枳園（立之）との共著で『経籍訪古志』八巻（光緒十一年（明治十八、一八八五）清国刊）を著している。この書は中国古典の解題書の白眉とされる。

また蔵書家としても有名で、渋江の蔵書は、一時、三万五千部に及んだという。武鑑という、江戸時代に刊行された、大名・旗本・幕府役人の名鑑の収集が、森鷗外に『渋江抽斎』（大正五年（一九一六））を執筆させる動機となった。海保漁村（元備、一七九八～一八六六）の「渋江道純墓碣銘」（『事実文編』七二所収）にその学風を「攷古博渉」と記す。渋江は、善本を多く求めて文字の異同を正すことによって聖人の道（六経）に近づこうと考えていたのだという。

晩年、儒・仏・道の三教帰一を唱え、他面、長唄の創作も残すなど、大都市の知識人らしい知的関心の広い人物であった。安政五年八月二十九日、流行していたコレラに罹り急死した。五十四歳であった。谷

中の感応寺（東京都台東区谷中六丁目）に葬られている。

渋江抽斎は、森鷗外が歴史小説『渋江抽斎』を書いたことで著名となった。この小説は渋江抽斎の伝記で、大正五年（一九一六）に東京日日新聞と大阪毎日新聞に連載された。医者であり文業を遺し、幕藩体制の内部を自在に生きた抽斎の生涯を、鷗外が自己の経歴と重ねながら共感と憧憬をこめて描いたものである。資料の大部分は抽斎の三男保が提供したものだが、伝記の空白を埋める調査・考証の過程を伝と併行して描くという史伝の新しい領域を開いて注目された。

さて、改めて話を本書に戻し、本書の内容を、挿絵に添って確認しておきたい。『天狗の内裏』は、挿絵が全部で十三面ある。稿末に写真を掲載しているのでそれを参照しつつ、順に見ていこう。

源義経は、平治の乱後に父義朝が謀殺されると、出家する条件で命を助けられた。鞍馬寺に預けられ、経典や漢籍、文学を学んでいた。しかしある時、武芸の家に生まれて、自分も父と同じように立派な武士になりたい、そのためには鞍馬山にいる天狗に兵法を習いたいと願うようになった。毎日、鞍馬山を駆け巡り、天狗の住処である天狗の内裏を探すがどうしても見つけることができない。そこで義経は信仰する毘沙門天に祈願した。（義経には毘沙門天の生まれ変わりという伝承もある。）

（絵1）は、義経が一生懸命に毘沙門天に祈ったところ、夢中に老僧に化した毘沙門天が現れ、「天狗の内裏に行きたいという希望を叶えよう。明日、坂口に行って待つように」と告げた場面である。

夜明けて、義経が言われた場所に行って待っていると、若い僧が現れて義経を先導してくれた。別れた後も、教えられた通りにその先を進むと、立派な天狗の内裏に到着した。天狗の内裏では、自力で来られるはずのない人間が現れて大騒ぎとなるが、大天狗は神通力で了解し、歓待する。屋敷を飾り、全国の天狗が招集され、大宴会が始まる。

（絵2）は、天狗の内裏を訪れた義経を、大天狗をはじめとして、天狗達が歓待する場面である。天竺・震旦、日本の天狗が勢揃いして、豪華に荘厳した部屋にご馳走を並べ、義経は高い所（本文では畳を七枚積み上げた所）に座して、接待を受けている。

（絵3）は、酒宴たけなわとなったところで、大天狗が義経を楽しませるために、天狗達に余興を命じた場面である。天狗は神通力があるため、それを用いて披露する余興にも趣向を凝らす。この絵は、天竺の天狗と中国の天狗がそれぞれ披露する神通力を、義経が見ているところである。脇には大天狗が控えている。天竺の天狗は、霞に綱を渡し、雲に橋をかけ、高山に船を浮かべて自由自在に漕ぎ回る。大唐の天狗は、中国の名刹金山寺に火を掛けて焼き払ったり、西南海に火を掛けて海が燃える光景を映し出した。

また（絵4）も宴会での余興の場面である。今度は日本の天狗五人が、天狗の兵法を披露する。五人とは、日本の天狗を代表する、愛宕山太郎坊、比叡山次郎坊、高野山三郎坊、那智山四郎坊、神倉山ふせん坊である。

続いて（絵5）は、義経の前に紙が高く積まれ、義経が筆を持って書き留めている。本文では、東西南北の障子を開けて天竺世界を見せ、娑婆世界に戻っても絶対に語るなと命じられた上で、義経はその様子を書いているところである。

こうして義経の歓待が続くが、（絵6）は、義経の来訪を知った大天狗の北の方が、面会に来た場面である。大天狗の奥方は実は人間で、久しぶりに人間に会うことができることを喜び、許可をもらって面会に来たという。そして身の上話を始める。ある日管弦の催しがあり、自慢の琴を弾いていた時、いつにも増して今日は上手く弾けていると思ったその瞬間、神風が吹いて天狗に取られてここに来た。その後、大天狗と契りをなして、七千余年を過ごしているのだと打ち明けた。また、ここでの楽しみは、大天狗の神通力によって、亡き父母に月に何度も会えるこ

とだと言い、義経も亡き父に会いたいだろうから、大天狗に頼むと良いと教えた。北の方は、義経に会えて話せたことに御礼を言って、帰って行く。高慢な者が天狗道に堕ちるモチーフが興味深い。

（絵7）は、義経が大天狗に、亡き父義朝に会わせて欲しいと懇願する場面である。義朝は、義経が二歳の時に亡くなっている。大天狗の北の方の話は秘密にして、大天狗の神通力でなんとか自分を父に会わせてくれるよう頼むと、はじめは断った大天狗も、ついに承引した。

（絵8）は、大天狗が義経を雲に乗せて、六道をめぐる場面である。はじめは地獄で、左方に剣の山、右下に血の池地獄で苦しむ女性たちが見える。また左下には餓鬼世界が描かれる。（以上、上巻）

次に（絵9）では、修羅道をめぐる。修羅世界で戦いにあけくれる者たちの姿を、雲の上から義経が見ている。このように、地獄・餓鬼道・修羅道を見て回る。

続いて（絵10）では、九品浄土に着いて、父義朝に会う場面である。はじめ門で止められるが、大天狗の取りなしで中に入ることができた。門の中に入ると、父義朝は大日如来となって、九品浄土の中尊になっていた。大天狗が交渉して父の側に寄ることができたものの、父義朝は雲中に隠れている。絵は、二人が対面するものの、父は雲中に姿が隠れていて義経はその姿を見ることができないという場面である。雲中の父はその後、義経に様々な問いを出し、義経がこれまでの鞍馬寺での学問の成果を披露して答えるという問答が幾度も繰り返される。

（絵11）は、いよいよ父義朝との対面の場面である。父義朝の問いに、すべて完璧な答えを述べた義経に満足した父義朝は、ようやく姿を現した。義経の頭をなでている父義朝も、義経も共に嬉しそうな様子である。

（絵12）は、父義朝が、浄土世界を見せている場面である。天女が舞い、美しい音楽が聞こえている。この後父義朝は、義経の未来を語り、いづれ頼朝に討たれるのも「先世の宿業」であるのでどうにもできないと述べる。こうして義経は父に会い、未来まで教えてもらった。

（絵13）は、再び天狗の内裏に戻り、大天狗と北の方に御礼と別れを述べ、人間界へと戻る場面である。（以上、下巻）

『天狗の内裏』は、義経伝承が発展した様々な話がある中で、天狗に兵法を習うことと、未来を語る「未来記」の役割と二つの役割を負っている。人々に愛され伝承が広まった義経を描く作品は様々あるが、その代表的な作品の一つであった。

最後にまとめると、弘前市立図書館蔵『天狗の内裏』の意義は次のようになる。

（1）義経伝承が広がる北東北の地、津軽にその本が所在する。

（2）義経伝承が発展する中で生み出された内容が記される。（兵法を天狗の大王に習う、大天狗と共に地獄・極楽を廻る、大日如来になった父義朝に会う、源氏や義経の未来を語るなど。）

（3）弘前藩の藩医、渋江抽斎の蔵書であった。

（4）版本のうち貴重な丹緑本の一例である。

義経伝承の発展としての内容も、モノとしての本（珍しい版本）としても、また本の伝来という点でも意義のある、貴重な一書であり、義経伝承ゆかりの津軽に所在することが重要な本なのである。

〔参考〕

・徳田和夫「「天狗の内裏」攷―義経伝説と諸本と―」（『国文学研究資料館紀要』一、一九七五年三月）
・佐谷眞木人「『天狗の内裏』と古浄瑠璃」（『徳江元正退職記念　鎌倉室町文学論纂』三弥井書店、二〇〇二年）
・石川透「慶応義塾図書館蔵横型本『天狗の内裏』解題・翻刻」（『三田国文』一七、一九九二年一二月）

・箕浦尚美「『天狗の内裏』版本改作本について―付・実践女子大学山岸文庫蔵本翻刻―」『語文（大阪大学）』八七、二〇〇六年一二月）
・箕浦尚美「『天狗の内裏』考―物語構造と諸本の生成―」（『日本古典文学研究の新展開』笠間書院、二〇一一年）
・宮腰直人「牛若の地獄極楽遍歴譚試論―『天狗の内裏』の版本系諸本と奥浄瑠璃諸本をめぐって―」（『立教大学日本文学』一一六、二〇一六年七月）
・島津久基『義経伝説と文学』（明治書院、一九三五年）
・高橋富雄『義経伝説』（『中公新書』一一五、一九六六年）

（渡辺　麻里子）

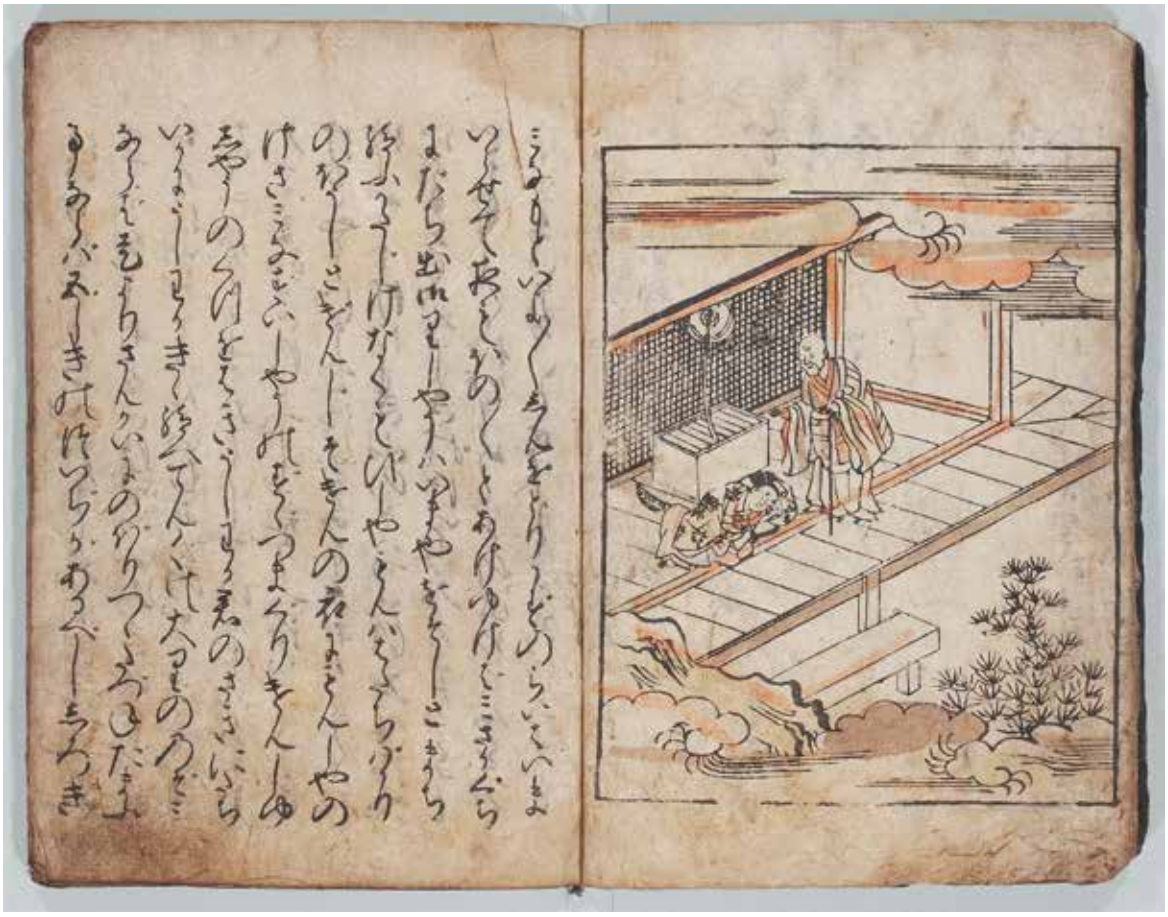

絵１

絵３

絵２

絵５

絵４

絵７

絵６

絵８

絵９

絵10

絵11

絵12

絵13

【37】学問所御蔵書員数目録

写一冊

弘前市立図書館八木橋文庫蔵（ＹＫ〇二九―三）

〔書名読み〕がくもんじょごぞうしょいんすうもくろく

〔著編者〕未詳

〔写刊年次〕嘉永元年（一八四八）

〔寸法〕縦二二・一×横一六・〇糎

〔丁数〕一一六丁

〔外題〕学問所　御蔵書員数目録

〔内題〕ナシ

〔備考〕蔵書印は、「小野氏蔵」（朱・長方・陽刻・単郭、縦五・三×横三・一糎）とあり。貼紙が多数あり。冒頭見出に、「学問書司監江御預御蔵書之内」とあり。

〔解説〕

嘉永元年（一八四八）における、弘前学問所（旧稽古館）所蔵本の目録である。学問所が所蔵する蔵書の一覧であるため、これにより、弘前学問所における学問の内容・実態が判明する。またこの目録を用いて蔵書点検を数度行っているようで、本書中には、元治元年（一八六四）などの年記と「御預（御渡）」など書物移管の記事、「買入」などの補記、「欠」など所在の状況などが記されており、当時の状況が具体的に確認できる貴重な資料である。また弘前学問所は、稽古館を引き継いでいるため、稽古館蔵書の内容を知るための、また幕末から明治にかけての稽古館蔵書の状態や推移を知るための、第一級の貴重な資料といえる。

本書には、追加情報を記す注記が多くあり、記事が多くなると貼紙で行われた。貼紙は多数あり、貼紙を足して延長した結果、巻紙の様になって添付されている箇所まである。

表紙には「嘉永元戊年（一八四八）」と墨書があり、扉には「司監」と記される。分類は、以下の様に行われ、各部、書名がイロハ順に示される。書名の他、冊数とその存欠が示され、書目によってはさらに詳しい備考記事が付加されている。分類の見出しを以下に挙げる。

学問処司監江御預御蔵書之内
司監江御渡之部
兵書之部
小司席江御渡之部
経学席江御渡之部
和学席江御渡之部
書学方席江御渡之部
数学方江御渡之部
表医者江御渡之部

内容として数学関係書、医学関係書が多いことは特筆される。

また文中の注記も少し挙げておこう。例えば、年記を伴った注記には以下のようなものが見られる。例えば、「雑学類編二冊」の下には、

元治元年甲子年（一八六四）九月卅日　経学方江
御買下之上御渡

と記され、「表医者江御渡之部」には、

文久二年（一八六二）七月
文久二壬戌年（一八六二）年十一月□日下

などと見られる。他にも「文久三年（一八六三）四月」「天保八年（一八三七）二月」「万延元年（一八六〇）十一月御武具蔵（江）御預」「元治元年八月」などの年記が見られる。

文久二年（一八六三）という年は、二月に皇女和宮が十四代将軍家茂に降家、四月に寺田屋騒動、八月には生麦事件が起きるなど、騒乱の時期である。そうした時期に、蔵書点検をし、「御渡」「御預」など、蔵書の移動が行われていることが、目録中の書き込みから確認できる。本目録は、目録としても貴重であるが、幕末の藩内の蔵書の動向を知るための貴重な資料ともいえよう。

また、買入の注記もなされている。例えば、文学の部で、「平家物語十二冊」の箇所には「文久三（癸亥）年十一月御買入」とあり、文久三年（一六八三）に『平家物語』を購入したことがわかる。同様に「たまたすき　八冊」の箇所には、「文久元年（辛酉）年九月十日御買入」とある。これらのことから、文久年間には、まだ蔵書購入が行われていたことがうかがわれる。

他にも、「御下シ」の記事が見える。「和訓栞　三十四冊」には「万延二年（一八六一）御下シ」とあり、本の移動が確認できる。

また蔵書点検としては、「欠」が何箇所かに見える。例えば、「東国太平記」の箇所に「欠」とあり、本の所在が確認できなかったことがわかる。（ちなみに『東国太平記』は、後述する『稽古館蔵書目録』でも「欠」となっている。）

また弘前市立弘前図書館八木橋文庫には、もう一点、『稽古館蔵書目録』（所蔵番号、ＹＫ〇二九―二、写本一冊）が所蔵される。奥書がなく、本文中にも年記の記載がないため写年時は未詳であるが、本書との書名の比較などから、本書以前のものではないかと推測される。

法量は、縦八・〇×横一七・三糎のごく小さな横型本である。丁数は全四六丁。現在の表紙は、後補の洋紙厚紙無地で、当初の表紙はない。ボールペンで「稽古館蔵書目録」とある。内題はなく、尾題に「稽古館蔵書目録」とあり、外題はこれに依ったものと思われる。印記には、「八木橋」と記した陽刻朱丸印の認印がある。料紙は楮紙。一面行数は不定で、一七～一九字程度である。

この『稽古館蔵書目録』は、年代を記す徴証はないが、『学問所御蔵書員数目録』と比較して、少しさかのぼる稽古館の蔵書目録と推察される。部立（部類）があり、その分類ごとに「伊・呂・波……毛・世・寸」としてイロハ順に書名が列挙される。また書名の他に、本の大きさ、冊数を記し、「唐刻」など、特筆すべき点についての注記も記入されている。

分類は以下の様に行われている。

・〔部名なし〕（伊～寸まで）
・兵書
・雑書
・小司預御書物
・和学方（江）御預之部
・書学方（江）御預之部
・経学方御預之部
・数学方（江）御預之部
・典句席御預分
・医書目録
　御書物箱十二
　御鍵　十一
　以上
・御祭記
・楽器

『稽古館蔵書目録』の書目を、稽古館本を引き継いだ東奥義塾高校図書館所蔵本と比較すると、一致する点もあり、一致しない点もある。〔資料一〕として挙げた、冒頭に並ぶ書名は、東奥義塾本には確認できないが、全体を見ていくと、〔資料二〕に挙げた「ふ」の部にある『文献通考』は、二点とも東奥義塾本に確認できる。「唐刻」も大きさの「大」も一致する（ただし冊数は、現状は百冊）。東奥義塾には別種の『文献通考』があり、目録に『文献通考』が二点あることと一致する。

〔参考一〕『稽古館蔵書目録』冒頭

伊之部

一、伊洛淵源録　大　五冊
一、韻会小補　大　三十一冊
一、韻鏡袖中鈔　中　拾冊
一、同　中　拾一冊

呂之部

一、論語義疏　大　十冊
一、論語徴　大　十冊
一、同　大　七冊
一、論語集覧　大　二十冊
一、論語古訓　大　□□冊宛三部
一、同外伝　大　十冊以上三部
一、同古伝　大　十冊
一、同正文　大　一冊

〔参考二〕『稽古館蔵書目録』「ふ」の部

不之部

一、文公易説　大　十冊
一、文献通考　唐刻　大　百五冊
一、同　右同　箱入大　百六十冊
一、傳子　大　一冊
一、文中子　大　四冊
一、文選六臣註　大　六十一冊
一、文選傍訓　大　十冊以上二部
一、文選正文字点　大　十三冊以上七部
一、文選心訣文章精義　大　二冊
一、福恵全書　唐刻　大　十冊以上二部
一、文公家礼　大　四冊ニ八冊二部
一、文山先生指南集　大　四冊
一、文林良財　中　五冊
一、文語解　中　五冊
一、文骸明弁　中　四十一冊
一、文章軌範　中　六冊以上六部

五経集註乾印ノ部

一、詩経　大　八冊　書経　大　十冊
一、礼記　大　十四冊　易経　大　十三冊
一、春秋　中　十冊

このように、『稽古館蔵書目録』に記された稽古館旧蔵本と、現在の東奥義塾本と、一致する点も多く確認されるが、一致しない点もある。今後、これらの比較を全体に行っていく必要がある。また目録にあって東奥義塾本にその所在が確認できない本は、弘前市立弘前図書館など、他機関所蔵の調査が必要であろう。今後の課題としたい。

以上、『学問所御蔵書員数目録』ならびに『稽古館蔵書目録』について述べてきた。弘前藩の藩校稽古館の旧蔵本は、幕末から明治にかけ

て、そしてまた現代にいたるまで、歴史の変化の中で、様々にその所蔵を変えてきた。弘前藩の場合はそれでも、他藩に比べると蔵書がまとめて残っているといえる。これらの行方を追い、現存本の調査がさらに必要である。[1] 同時に弘前藩の場合は、稽古館本のみならず、藩主の所持本である「奥文庫」本、[2] 江戸上屋敷内の藩校「弘道館」旧蔵本についても調査が必要である。

こうした蔵書をさらに調査検証することにより、近世期における弘前の知の体系を解明できる可能性があるだろう。今後の課題としたい。

〔注〕

（1）弘前藩藩校資料調査研究プロジェクト（弘前大学人文社会科学部）では、二〇一四年からプロジェクトチームによって、藩校資料を引き継いだ東奥義塾高校図書館の蔵書調査および研究を行い、報告書を刊行している。

（2）「奥文庫」印のある蔵書が、弘前市立弘前図書館に三点、確認できている。『東鑑慶天間記』刊一冊（YK九一三―九）、『七書』刊四冊（KE三九九・二―三）、『国花集』刊一冊（W〇三一―一）である。

〔参考〕

・拙稿「弘前市立弘前図書館八木橋文庫蔵『稽古館蔵書目録』と東奥義塾高等学校図書館所蔵本について」（『東奥義塾高等学校所蔵　旧弘前藩古典籍調査集録』第三集、藩校資料調査プロジェクト、二〇一七年三月）

・弘前藩藩校資料調査プロジェクトチーム『東奥義塾高等学校所蔵　旧弘前藩古典籍調査集録』第一集～第五集（二〇一五年三月～二〇一九年三月）

（渡辺　麻里子）

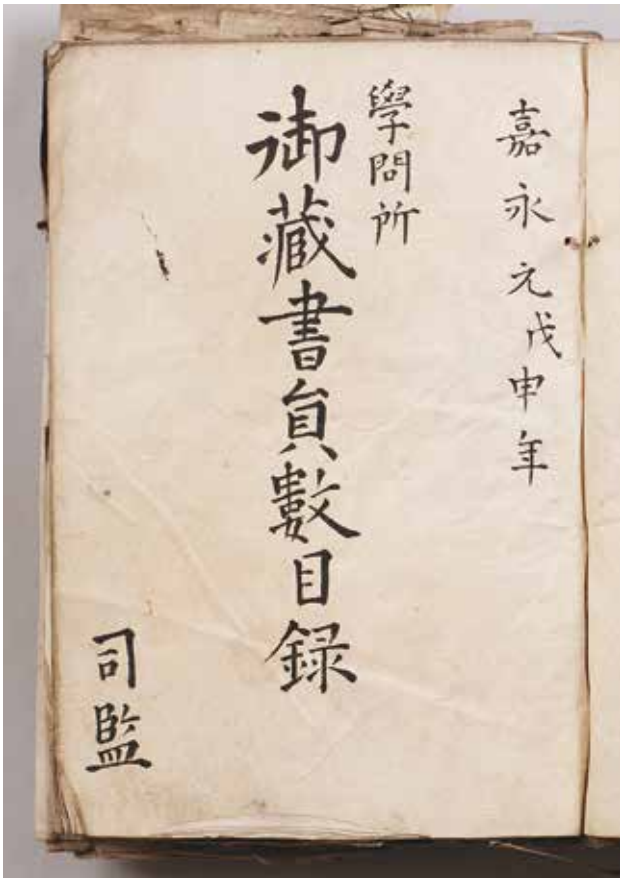

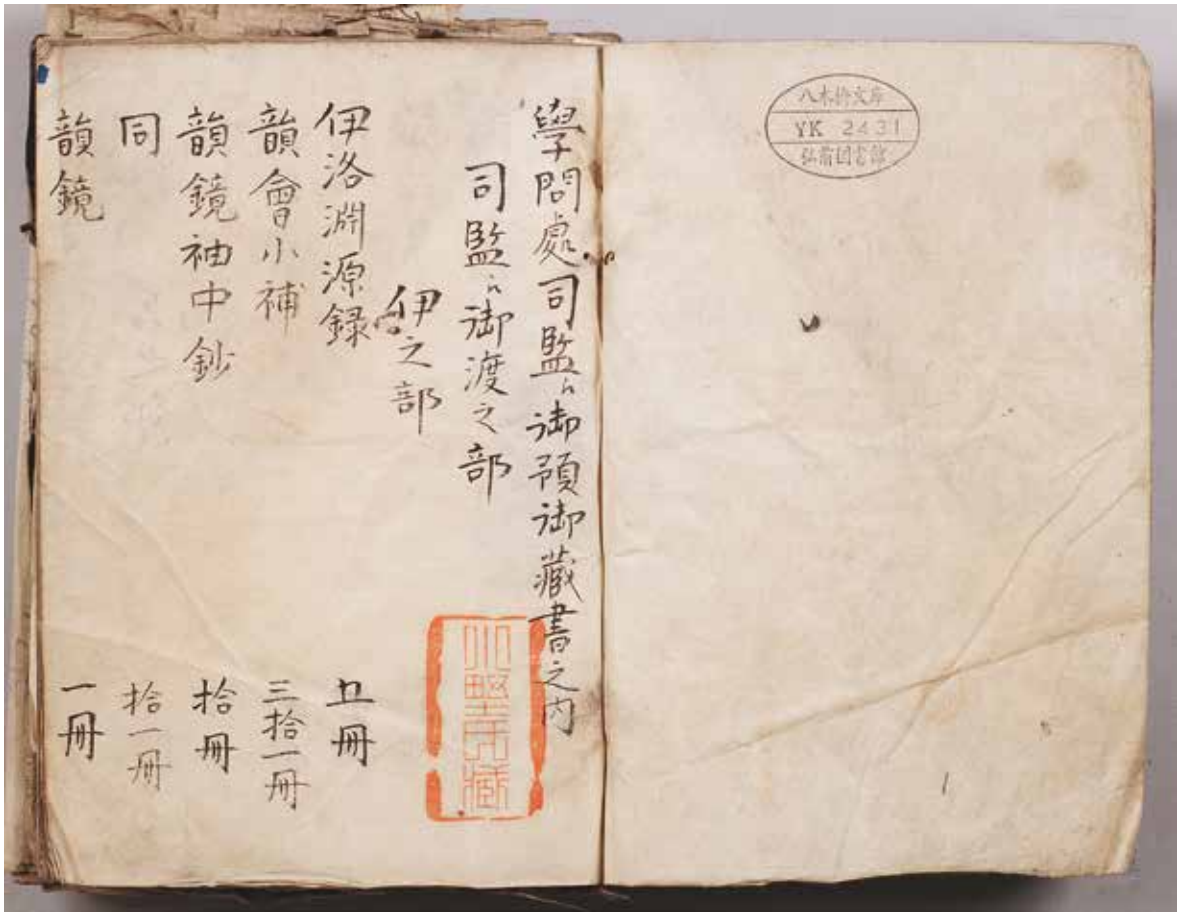
八木幹文庫
YK 2431
弘前図書館

學問處司監ノ御預御藏書之内
司監ノ御渡之部

伊之部

伊洛淵源録　五冊
韻會小補　三拾一冊
韻鏡袖中鈔　拾冊
同　拾一冊
韻鏡　一冊

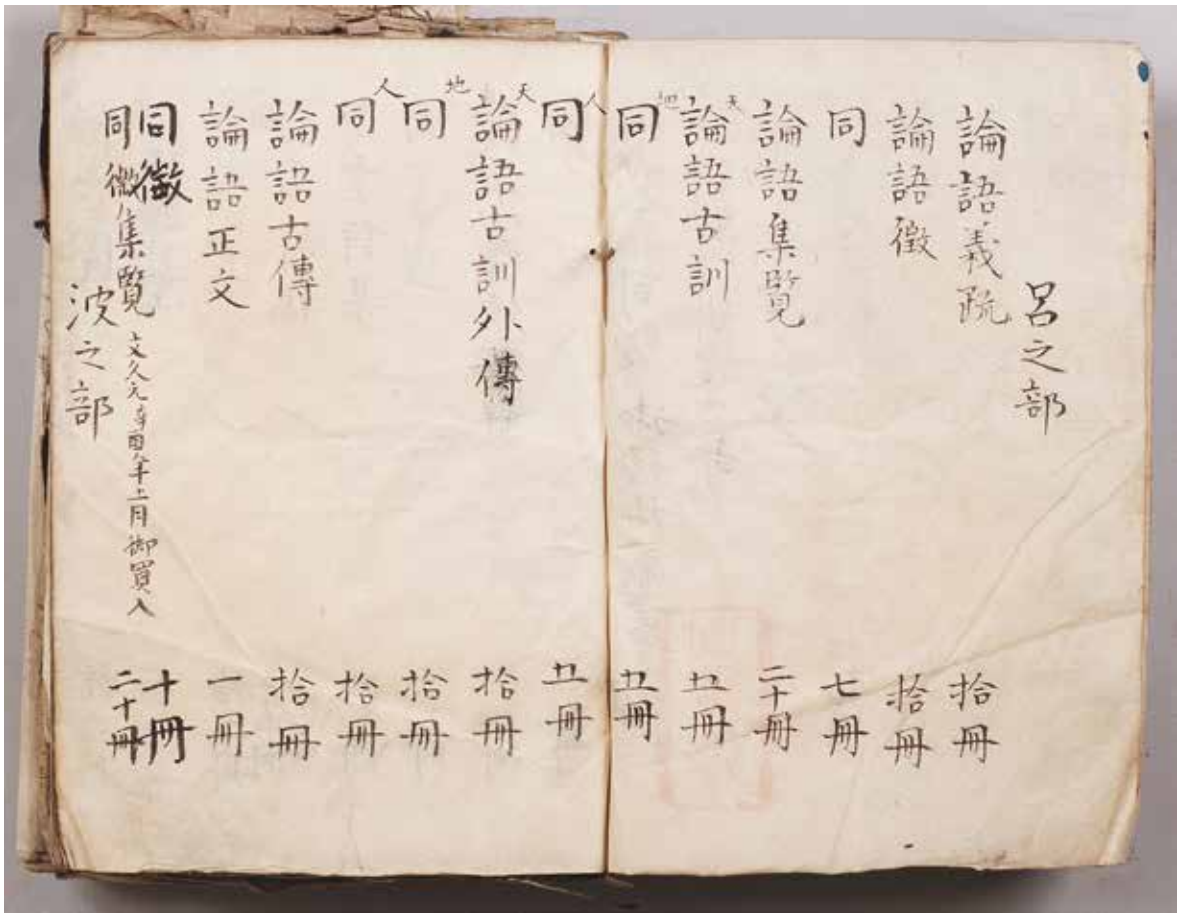

呂之部

論語義疏　拾冊
論語徴　拾冊
同　七冊
論語集覧　二十冊
論語古訓　五冊
同　五冊
同　五冊
同　拾冊
同　拾冊
論語古傳　拾冊
論語正文　一冊
同徴　十冊
同徴集覧　二十冊

波之部　文久元辛酉年十月御買入

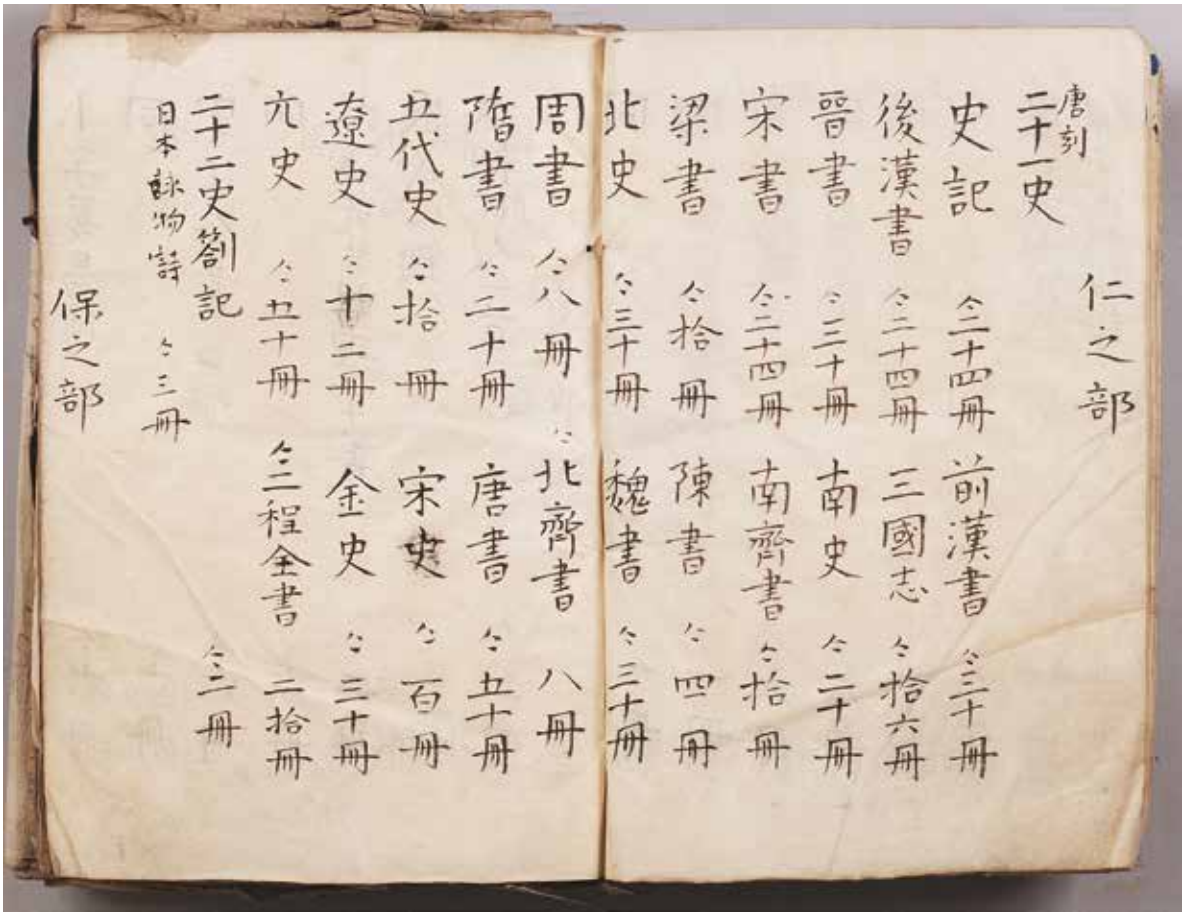

仁之部

唐刻二十一史

史記 〻二十四冊 前漢書 〻三十冊

後漢書 〻二十四冊 三國志 〻拾六冊

晉書 〻三十冊 南史 〻二十冊

宋書 〻二十四冊 南齊書 〻拾冊

梁書 〻拾冊 陳書 〻四冊

北史 〻三十冊 魏書 〻三十冊

周書 〻八冊 〻北齊書 八冊

隋書 〻二十冊 唐書 〻五十冊

五代史 〻拾冊 宋史 〻百冊

遼史 〻十二冊 金史 〻三十冊

元史 〻五十冊 〻三程全書 二拾冊

二十二史劄記 〻二冊

日本詠物詩 〻三冊

保之部

北陸杞憂 一冊

王羲之法帖 三帖

王獻之法帖 一帖

二王法帖 右軍書四冊 大令書二冊 辭釋三冊 九帖

清蹕帖 一冊

江南帖 一冊

西湖帖 一冊

唐子帖 一冊

攜李十帖 一冊

秣陵帖 二冊

乍杞帖 三枚

松江帖 一冊

白雪帖 一冊

衛生帖 一冊

蒼蠅帖 一冊

晚翠帖 一冊

曾西亞本記 二冊

萬國圖誌 二冊

圖 皇朝文那 三枚

一日本書記 拾六冊 一冊

一詩後集注 八冊 一冊

一日古本 八冊 一冊

一禮記集注 十五冊 一冊

一易後集注 拾二冊 一冊

一禹後圖宗 七冊 一冊

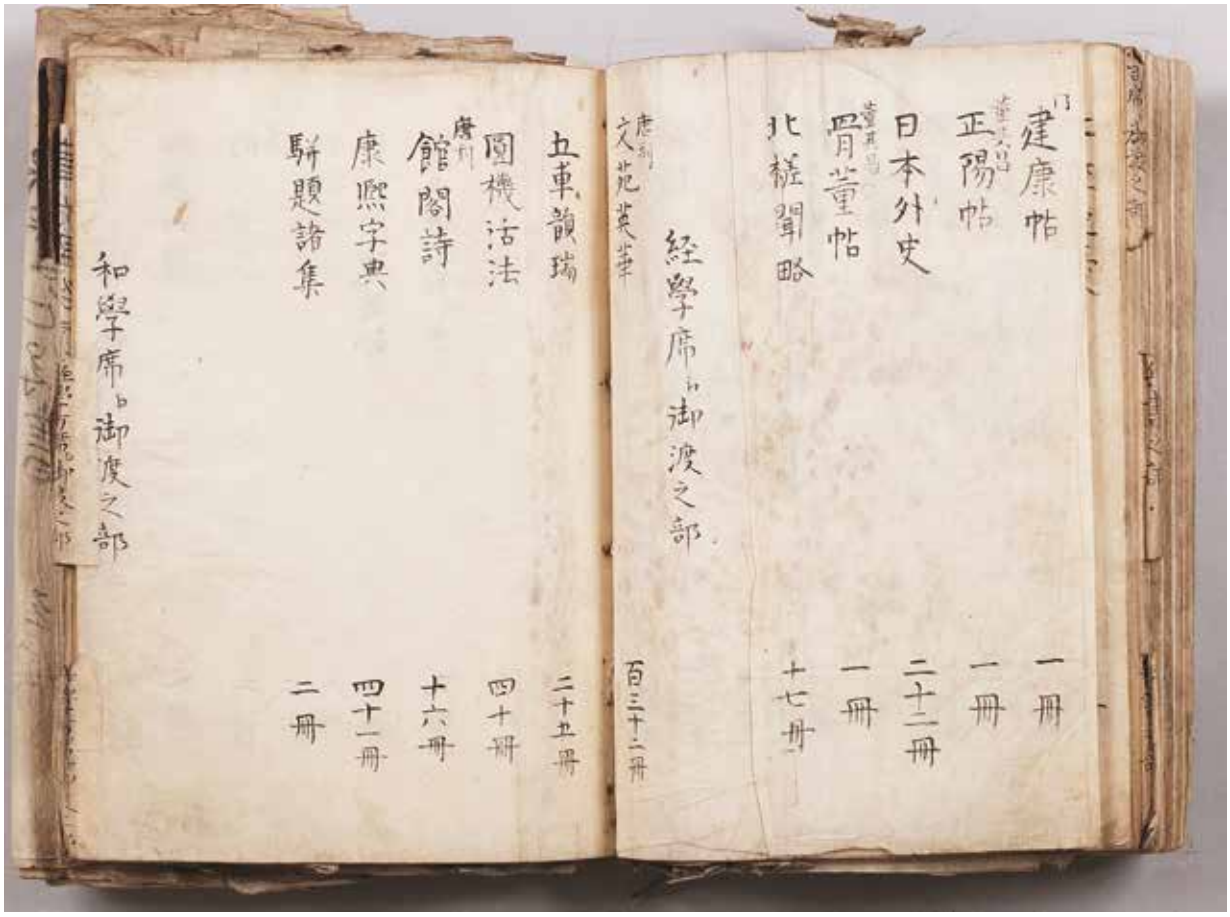

建康帖　一冊
正陽帖　一冊
日本外史　二十二冊
骨董帖　一冊
北槎聞略　十七冊

経學席ゟ御渡之部

文苑英華　百三十二冊
五車韻瑞　二十五冊
圓機活法　四十冊
館閣詩　十六冊
康熙字典　四十一冊
駢題諸集　二冊

和學席ゟ御渡之部

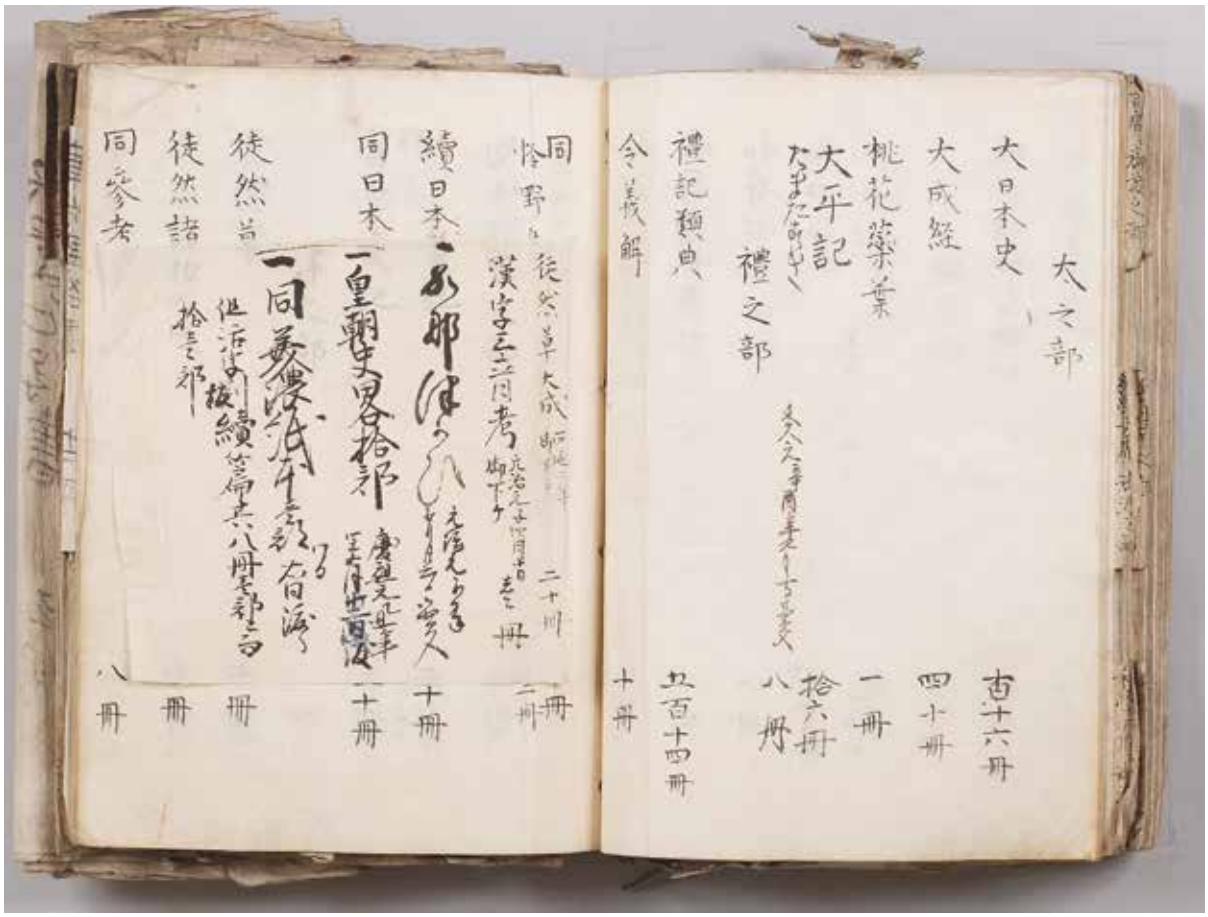

太之部

大日本史　百十六冊
大成経　四十冊
桃花蘂葉　一冊
大平記　拾六冊
禮之部　八冊
禮記類典　五百十四冊
令義解　十冊
同　二十冊
恰野ゟ　二冊
漢字三才考　二冊
續日本　十冊
同日本　十冊
徒然草　冊
徒然諸　冊
同參考　八冊

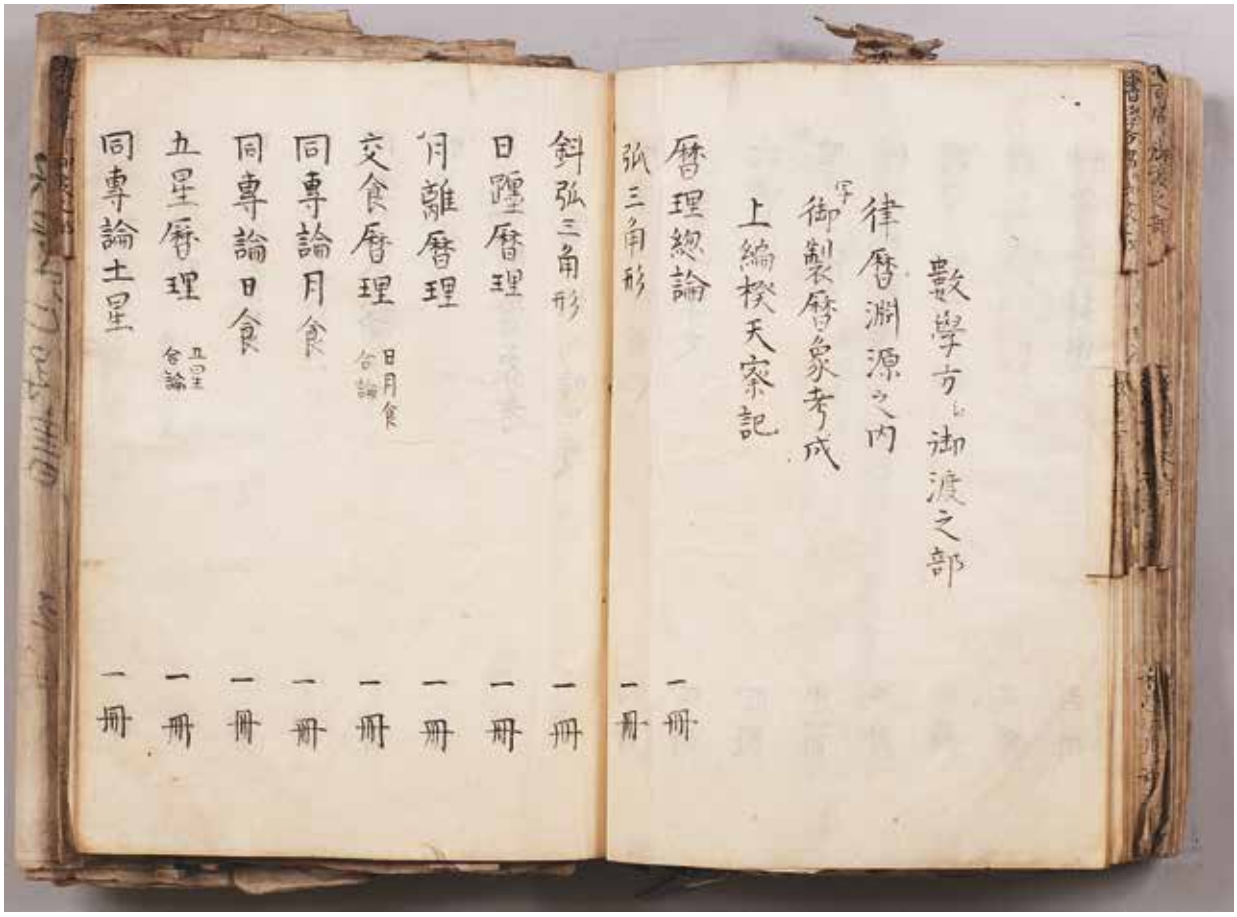

數學方ゟ御渡之部

律曆淵源之内

字御製曆象考成

上編揆天察記

曆理總論　一冊

弧三角形　一冊

斜弧三角形　一冊

日躔曆理　一冊

月離曆理　一冊

交食曆理　日月食合論　一冊

同專論月食　一冊

同專論日食　一冊

五星曆理　五星合論　一冊

同專論土星　一冊

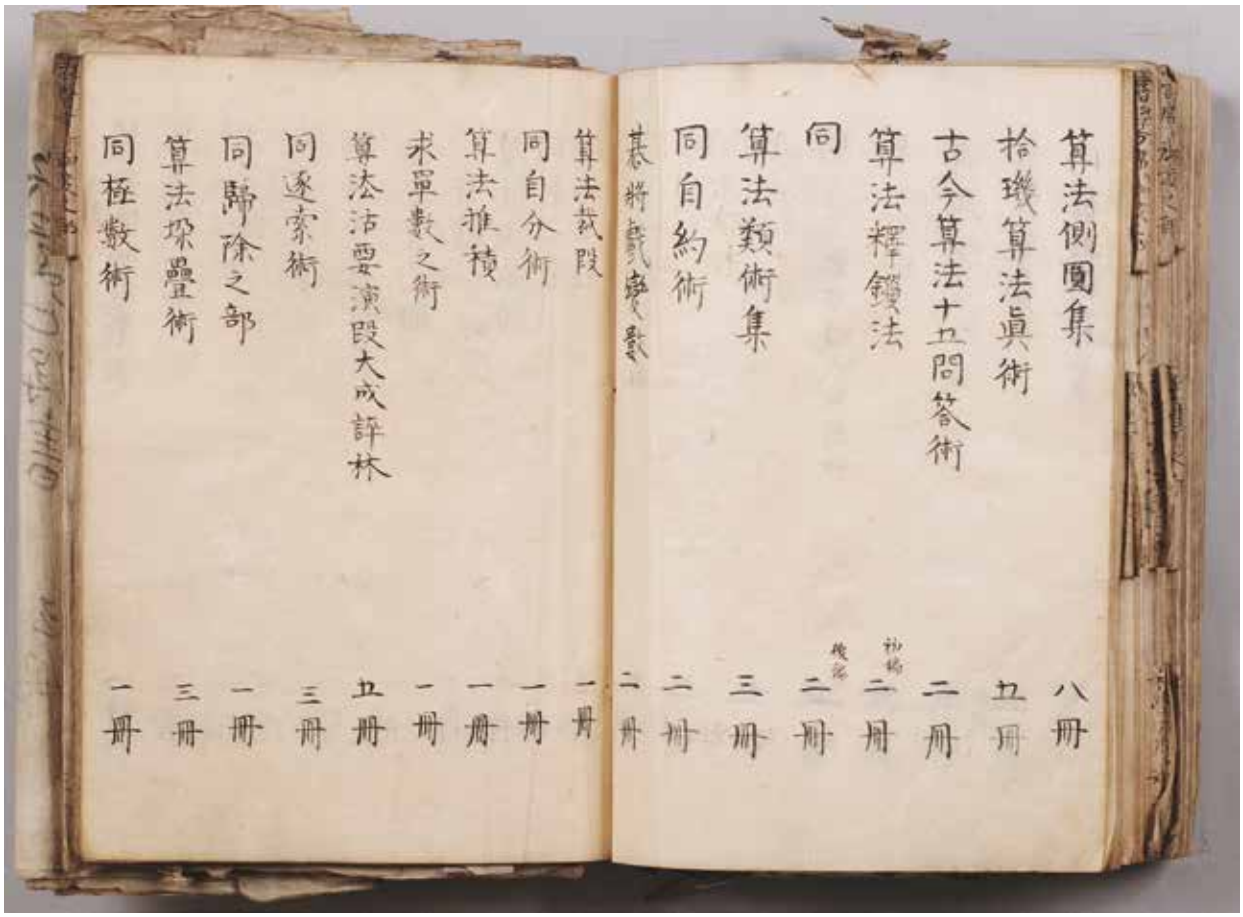

算法側圓集　八冊

拾璣算法眞術　五冊

古今算法十五問答術　二冊

算法釋鑽法　初編　二冊

同　後編　二冊

算法類術集　三冊

同自約術　二冊

基將戲變數　二冊

算法裁段　一冊

同自分術　一冊

算法推積　一冊

求單數之術　一冊

算法沽要演段大成評林　五冊

同逐索術　三冊

同歸除之部　一冊

算法垜疊術　三冊

同極數術　一冊

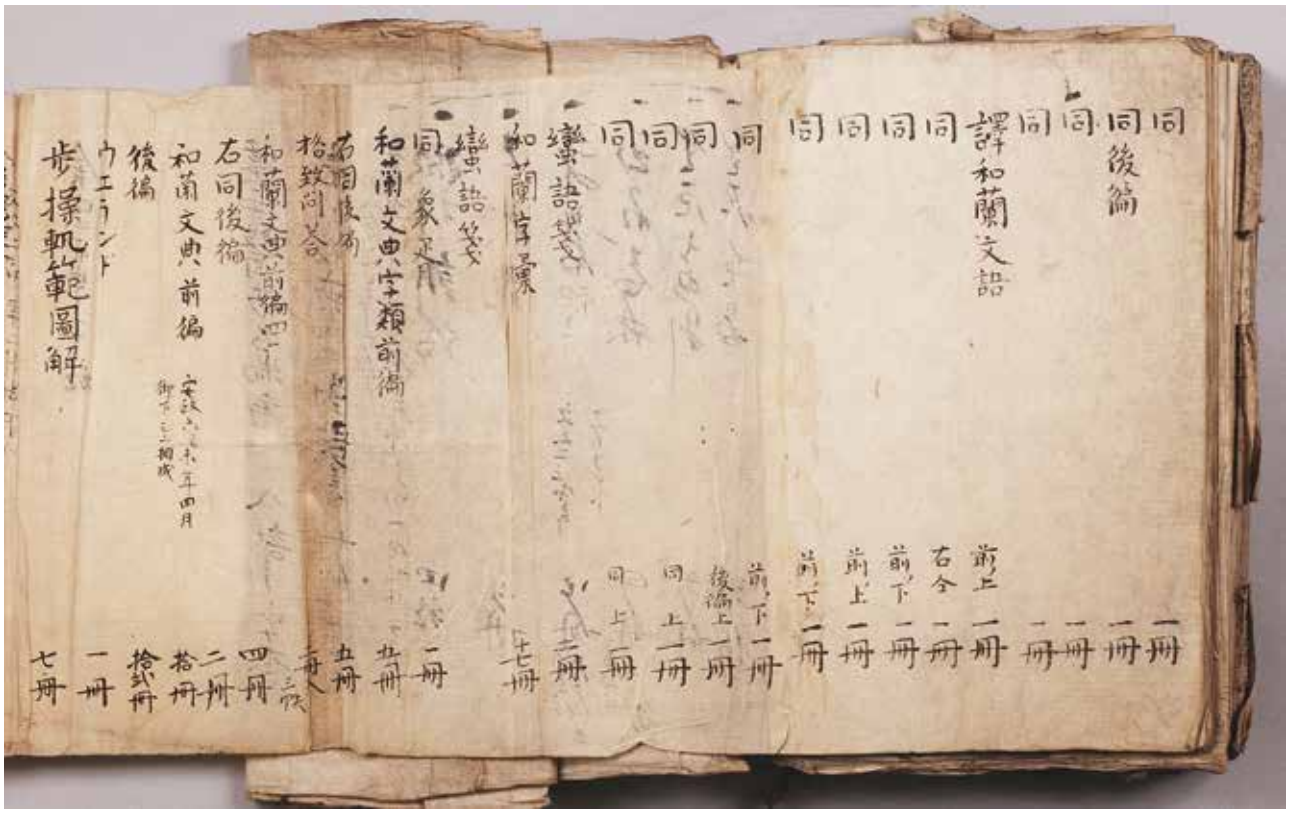

同　一冊
同後編　一冊
同　一冊
同　一冊
譯和蘭文語　前上　一冊
同　右仝　一冊
同　前下　一冊
同　前上　一冊
同　前下　一冊
同　前下　一冊
同　後編上　一冊
同　同上　一冊
同　同上　一冊
蠻語箋　二冊
和蘭字彙　十七冊
蠻語箋
同　象足月　一冊
和蘭文典字類前編　五冊
右同後編
格致問答　五冊
和蘭文典前編四　二冊
右同後編　四冊
和蘭文典前編　安政六年四月　御下ニ相成　拾冊
後編　拾弐冊
ウエランド
歩操軌範圖解　一冊
七冊

ウエランド
歩操軌範圖解　一冊
七冊
海上砲術全書　全二部　御用所より御預ヶ　諸部之上蘭学者ニ御預ヶ　七冊
二十冊
舎密開宗　青百寺ヶ　廿冊
防海試説　同廿八日　御用所より御下　六冊
同図式　三枚
熕礮学校　二冊
熕礮用法　三冊
散兵定則　二冊
三兵答古知幾　十三冊
舶用新編　二十冊
同図式　二十四枚
歩操軌範中編　三冊
火技範　三冊
火攻精撰　七冊
同図式　一冊
礮軍操法　三冊
歩兵運動軌範　六冊
操卒定則　四冊
熕手学校　一冊
一冊

伊之部
一伊洛淵源録 五冊
一說會小柿 二冊
一說鏡神中鈔 拾冊
一同 一冊
一說鏡 呂之部
一論語義疏 十冊
一論語徵 十冊
一同 七冊
一論語集覽 二十冊
一論語古訓 五冊
一同外傳 十冊
一同古傳 十冊

YK
029
2

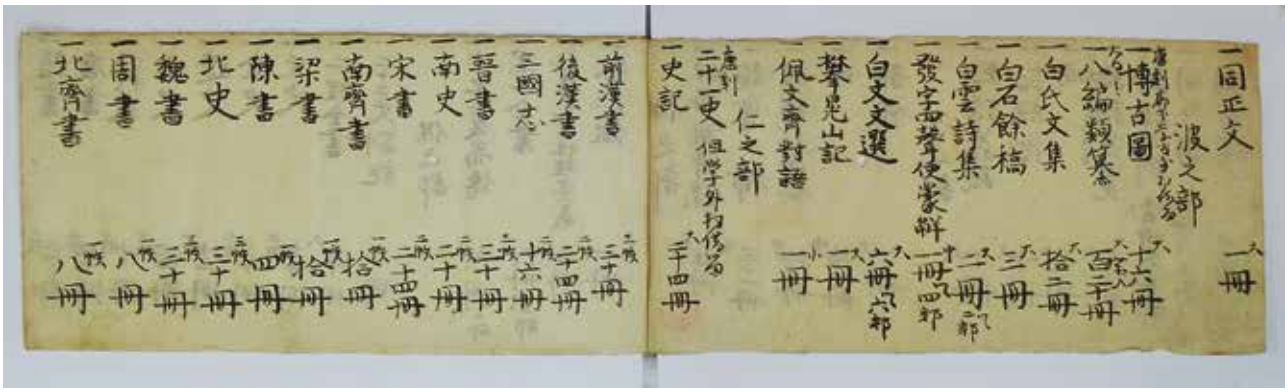
一同正文 一冊
波之部
一博古圖 十六冊
一八編類纂 百二十冊
一白氏文集 拾二冊
一白石餘稿 三冊
一白雲詩集 二冊
一發字面撃使蒙斜 一冊
一白文文選 六冊
一撃壌山記 一冊
一佩文齋對語 一冊
一史記 仁之部 三十四冊
二十一史 但学外扣係名
一前漢書 二十冊
一後漢書 二十四冊
一三國志 十六冊
一晉書 二十冊
一南史 二十冊
一宋書 二十冊
一南齊書 二十冊
一梁書 拾冊
一陳書 四冊
一北史 三十冊
一魏書 三十冊
一周書 八冊
一北齊書 三十冊

一階書 二十冊
一唐書 二百冊
一五代史 十二冊
一宋史 四百冊
一遼史 三十冊
一金史 三十冊
一元史 二十冊
一二程全書 八冊
二十二史劄記 二冊
保之部
一卜子夏易傳 六冊
一黒子全書 六冊
一北溪先生性理字義 二冊
一牧民心鑑 一冊
一本朝百人一首 二冊
邊之部
一辨道 一冊
一辨名 二冊
士之部
一讀荀子 四冊
一東萊博議 四冊
一杜氏通典 四冊
一杜律集解 三冊
一杜詩偶評 三冊
一杜詩絶句 二冊
一東坡集 五冊
一讀史餘論 五冊

一館閣賦 十五冊
也之部
一楊子法言 六冊
一楊子方言 三冊
一譯文筌蹄 六冊
末之部
一麻光韻鏡 一冊
一同後篇本圖 一冊
一麻光韻鏡後篇字庫 二冊
一同韻鏡 一冊
一同後篇本圖 一冊
一同後篇字庫 一冊
一同後篇指要録 一冊
一同後篇伐柯篇 一冊
訂之部
一經典稽疑 十冊
一經義考 四十冊
一紀事錄 四冊
元明史略 四冊
一閩書里志 二冊
一元名臣和集 二冊
一桂林詩集 三冊
不之部
一文公易説 十冊
一文獻通考 百五冊
一同 百五冊
傳子
一文中子 四冊

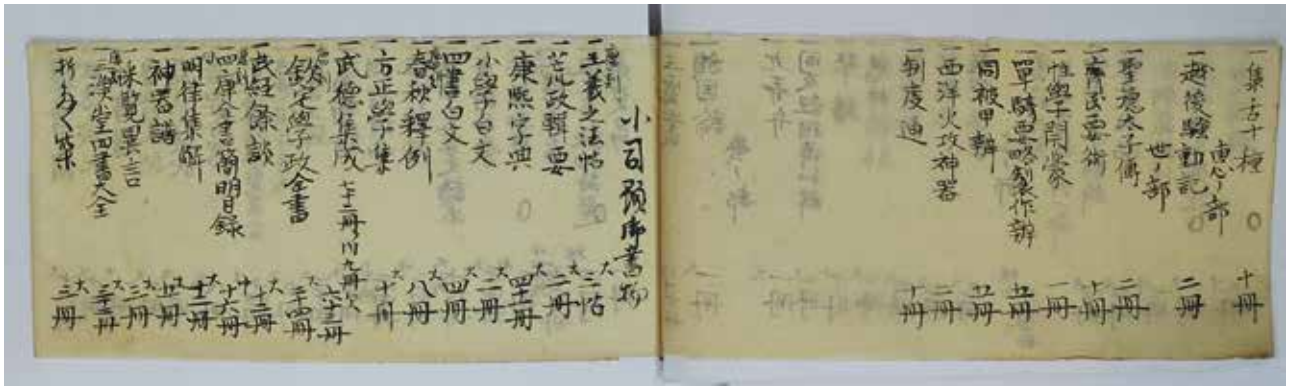

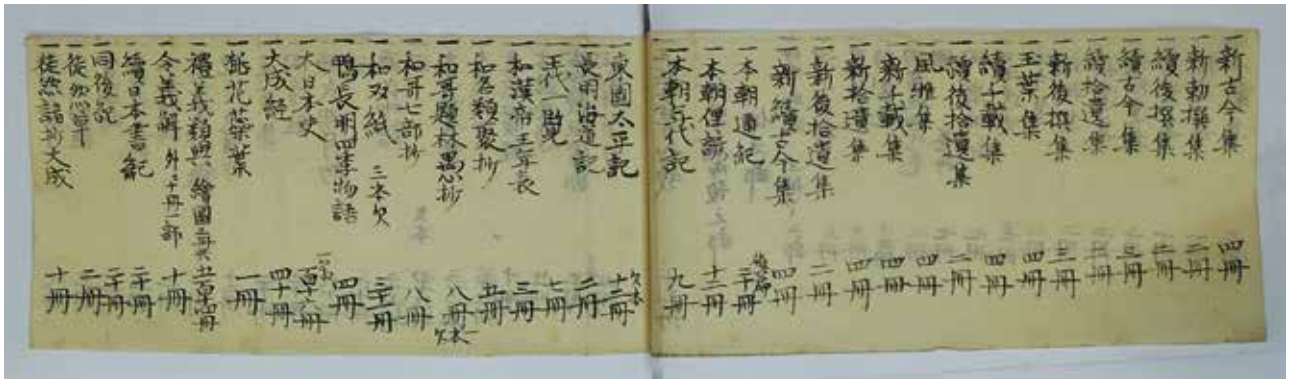

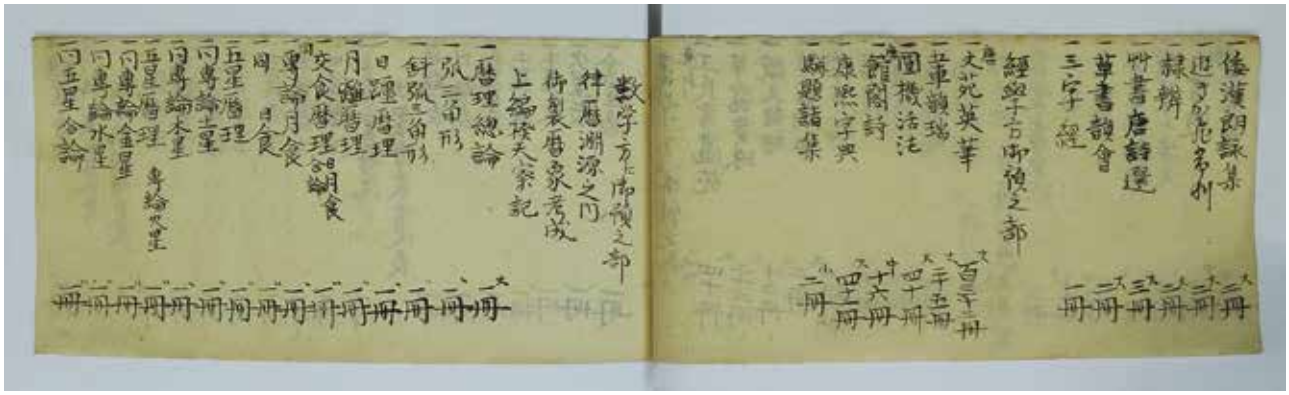

解題凡例（【1】～【37】）

◎第一のブロックには、書名見出しと、写刊の別、数量、所蔵者と所蔵者整理番号を示した。

・見出しの書名は、所蔵機関の整理書名を優先した。

・「写」は写本（筆写本）、「刊」は版本を示す。（「写」は、原本（オリジナル）に対する写本（複製本）の意味ではない。）

・数量の単位は、巻・鋪・軸・冊・枚・通とした。巻子形態のものは巻、近世絵図は鋪、掛軸装のものは軸で表した。冊子本の場合は、帖・冊の区別をせず、すべて冊とした。また一枚ものは枚、文書は通で数えた。

◎第二のブロックには、各種書誌情報を記した。

・〔書名よみ〕現代表記で記した。

・〔著編者〕著者名・編者名を記した。

・〔写刊年次〕写本は書写年次を、版本は刊行年次を記した。明記されていないものは推定した上で「カ」を付けるか、または（　）を付すなど、適宜示した。

・〔寸法〕大きさを、縦×横で示した。

・〔丁数〕冊子のものは、その丁数を示した。また挿絵のあるものは、図数を示した。

・〔備考〕保存状況、付属品（箱や包紙）、印記など、その他の情報については、備考の欄にまとめて記した。

・〔奥書〕〔刊記〕必要に応じて、それを示した。

・これらその他、必要に応じて、〔外題〕〔内題〕〔表題〕〔残欠状況〕〔装訂〕などを示した。

◎第三のブロックには〔解説〕を記した。

・解説は、その作品の内容、作者、成立、特徴などを含めて、解説した。

・解説末には、〔参考〕として参考文献をまとめた。

◎図版

・その作品の重要な箇所を図版に掲載した。

・必要に応じて、参考となる作品の写真を付した。

・縮尺の度合い（縮尺率）は、掲載図によって異なる。

・本資料集に掲載した作品は、国文学研究資料館のデータベースで全頁掲載され閲覧できるようになる。詳しくはそちらを参照いただきたい。

◎その他

・漢字の用字は、特別な場合を除き、通行の字体に改めた。

・虫損などで読めない文字は一文字の場合は□、二文字以上（字数不明）の場合は、［　］で示した。